

は、参議院議長からすでに送付してあります証人の出頭を求める通知と、それに添付した件、即ち文部省から提出した資料、偏向教育の事例につき御証言をお願いします。

本日は多数証人の御出頭をお願いいたしておりますので、時間の関係もあり、証言時間は大体お一人八分以内で御証言願います。

なお各委員に申し上げますが、証人のかたに対する御質疑は、各事例毎の証人各位の証言が全部終了してからあとで、お手許に配付しております時間枠内においてお願いいたします。

それでは横山忠夫君から御証言をお願いします。

○証人(横山忠夫君) 証言に当りまして私の身分を申し上げます。
私は岩手県一関市社一関小学校教頭の横山忠夫であります。前歴を簡単に申し上げますが、私は教職の経験は二十六年持つております。現在年令は四十六歳、昭和三年より終職の翌年の昭和二十一年三月まで、連続十八年間一関小学校に勤務し、その後他の二つの小学校に亘つて学校長を五ヶ年、昭和二十六年より現在校に教頭として勤務しております。

証言を申し上げます。このたび文部省から提出になりました偏向教育の事例は次のように出ておるわけでありまして、岩手県一関市一関小学校においては、同校卒業式行事打合せ職員会議の席上、一教員が君が代斉唱に反対し、我々は天皇のためになるような人間を造るために教育に携っているのではない。一体君が代を歌わせるなどといつてどんな人間像を求めて教育しているか、そんなことを言うものはすでに教

育者たる資格がないものであると強硬に反対意見を述べたと、こうあります。

このことにつきまして、当時の職員会議の状況を申し上げます。今から約一年前のことでありまして、職員会議は昨年の二月二十六日木曜日の午後三時に開会されまして、午後の五時に閉会しております。その職員会議の協議事項を申し上げますと、要点だけ申し上げますが、一番初めに三月の行事について、二番は交換授業について、三番は卒業生、終了生の成績の判定会について、四番目は学校給食について、五番目は新年度を迎えるの養護学級対策について、六番目は卒業式、終業式に關して、七番は冬期間使用した暖房用具の始末について、次に八番でありますが、懲戒の在り方について、九番目は雛祭りのこと、十番目は連絡事項であります。学校長から給食費納入の督促について、工具部から校舎保存のこと、教室の修理のこと、衛生関係用具のこと等の連絡事項があつて、当日職員会議が終了したわけでありまして。

問題の卒業式次第がどのように行われたかということについて申し上げます。この卒業式の式次第は先ほど申し上げましたように、協議事項の中ほどにあるわけでありまして、校務分掌の生活部という部から卒業式の式次第に入れる、いわゆる卒業式当日に歌う歌をどうしたらいいか、そうしてその案として四つの歌が出たわけでありまして、一つは螢の光、次は仰げば尊しの歌、それから三番目は君が代、四つには校歌、結局提案になったのは四つの歌ということになります。それでその歌のことについての審議の経過を要点

をつまんで申し上げますと、学校の行事としての卒業式であるが、何がいいのであるか、卒業式にふさわしい歌を選びたいものである、そういうのであります。仰げば尊しの歌、螢の光は昔から歌つて来ている。で、この二つの歌については、全員承認されて通つたのであります。次に、君が代と校歌の歌について二つとも歌うか、或いはどちらにするかということであつたのであります。その際に、結局校歌を歌うというふうになつたのであります。

そのことについては、卒業式は学校における卒業生の最後の式である。子供たちに立派な式として印象的にいつまでも残るようなものにした。それから歌の組合せのことから、螢の光、仰げば尊し、それから校歌、この三つの次の組合せが非常に適當である。それから全体のまとまりとして、この三つの歌がよろしい、校歌は常に歌つておる、練習の度合もできておるので特別に練習するということも必要がない。そういうことで校歌を歌つたほうがよろしい、そういうことになりまして決定したわけでありまして。

この職員会議に学校の最高の責任者である校長がおりましたことは、その通りでありまして、校長先生の意見も十分述べられてこのようになったはずであります。問題の、文部省で出してある強い発言ということについては、全然事実がないのであります。私は当日司会者として卒業式に關することだけであつたので、会議全般に亘つて司会をしたのでありますので、責任を以てその点を強調できます。

この偏向教育ということでありまして、実は私たちは、一年も前のことであり、四日の東京新聞に発表になつて、偏向教育の事例として一関小学校という名前が出ておるのを知つて、本当に驚いたわけでありまして。何が偏向教育であるのか、思い当ることがなかつたわけでありまして、当日各新聞の記者のかたへがおいでになつて、一体偏向教育と思われようなことがあつたのかないのか、そういういろ／＼のお尋ねがあつたのであります。学校長も私もそういうことについて思い当る点がない。一体新聞に載つてゐることがどういう内容を指しているのか、あるかわからない。そういう答弁をしておつたわけでありまして。たゞ／＼当日の午後には朝日新聞社のほうから、実はこういうことであるというふうなことを知つて、そういうことが問題になつてゐるのかというふうなことで、いろいろと調査をして見たわけでありまして、市の教育委員会のほうにお尋ねして、文部省のほうからそういう調査というふうなことがなかつた。県の教育出張所の副所長さんのほうにお尋ねしても、そういうことがなかつた。電話を以て県の教育長さんのほうにお尋ねしたけれども、そういう調査方の依頼がなかつた。そういうわけでありまして、私たちは本當にこのことについて、ただ驚いたわけでありまして。

○委員長(川村松助君) 時間が過ぎましたから、あとは質疑です。
○証人(横山忠夫君) いろ／＼申し上げます。先ほど申し上げましたように、事実がないというふうなことを申し上げておきます。
○委員長(川村松助君) 次に橋本種仁君にお願いいたします。
○証人(橋本種仁君) このたび文部

委員会の御指名によりまして、偏向教育の事例として取上げられました一関小学校の君が代事件の証人として出席いたしました。ここに出席して皆さんの御質疑にお答えすればいいだけと簡単に考えておりましたので、昨夜私の記憶を辿つて思い出したことを、事実そのままを申し上げます。至つて杜撰なのであります。その点御了承を給わりたいと思ひます。

先ず私の職業とPTAの役名を申し上げますと、私は岩手県立磐井病院耳鼻咽喉科長として勤務しております。PTAのほうには執行機関であります運営委員会一員として、又第四学年、第三学年及び地区PTAの会長をさして頂いております。本日は御指名によりまして、個人として私の知つてゐることをお話しします。

この文部省の事例として取上げられました君が代事件の事例は、すでに皆様資料により御存じのことと存じます。が、このことは地元私たちが三月四日の新聞におきまして初めて知りまして、而もその内容がどういふものか全然わかりません。五日になりまして、某新聞社のほうからこの内容を知つて頂きました。それで、こういうことが今まで全然見聞したこともございませんで、全く寝耳に水で、まるで原子爆弾の洗礼でも受けたような感じを受けました。よつて六日早朝、PTA会長の招集によりまして、午前九時から運営委員会を開きまして討議し、その席上で、これは職員会議の内容で、職員会議は二階の普通教室で行われまして、学校の先生方以外のかたは

誰も参加しておられないはずですので、私たちPTAの運営委員は全然わかりませんので、校長先生並びに横山先生にその席に出て頂きまして事情をお尋ねいたしました。その後委員の間で、この件に關しまして、又このほか何か偏向教育になるような何もものかがあつたかどうかについて、或いは昨年の卒業式の當日、この式に参列いたしました父兄の中から、この君が代を歌わなかつたかという問題に關しまして、何らかの意見でも出たかどうかということに關しましてお話をいたしました。その卒業式に出たかたも大分ありましたが、そのかたも誰もそういうことは知らない。又それで、なお併し、私たちPTAとして調査できる範囲内は限定されておりますが、それでもなお今後調査をして見ようということにしまして、先ず町の父兄たちが非常に動揺しておる。子供たちに重大なる影響を与える。それで父兄に先ず安心させたほうがいだらうという考えから、一関で発行している二新聞に、父兄の皆様へということで、偏向教育に關するようなことは何もないという広告を委員会名でいたしました。

次に三月八日の夜七時より、PTAの審議機関であります審議委員会を開催いたしました。運営委員会のとつた措置を説明し、偏向教育として取上げられた事例がどこから出たものであるかについて、PTAとして市教育委員会にも問い合せても、それらでもわからない。県教育委員会の方に問い合せても、わからないということにお聞きしたので、その結果を報告いたしました。この件を審議いたしました。委員ともいずれも事実無根を発言し、而

もこれは学校に關する重大なる問題であるから、すぐ臨時總會を開催すべきであるとの決定をしまして、十日の日の夜、臨時總會を開くことと決定しました。

ところが十日の日に、衆議院の文部委員の調査団のかたが参られました。市教育委員会でも御調査になりました結果、やはりこういう一関に關する限り、そういう偏向教育とはどういふことかわかりませんが、調査団のかたも、はそういうことは何もない、至つて朗らかなものであるというようなお話でお帰りになされました。その夜臨時總會を開きまして、再びこの問題を検討いたしました。全員事実無根として、直ちに文部大臣にこの資料を取消して頂くよう、次のような抗議文を参会者の父兄側から三名の起草委員が選ばれて作成し、そのうち二名の起草委員が、これを持参して、十二日の衆議院の文部委員会終了後、その席上において文部大臣に手交いたしました。このこととさせていただきます。

又その十日の夜、帰京される調査団のかたも、一対しては、私はか二名が總會の席上から指名せられまして、すぐ駅頭に参り、總會の決議により、事実無根であることを申し上げた次第でございます。大臣宛の抗議文の内容は、ここに書いてこれだけは持つて来たのですが、時間の都合であつてお読みします。

又十五日の日に、上京して抗議しました代表たちの報告会で審議委員会と運営委員会の合同委員会の下に報告されましたが、その節調査団も、一関に關しては事実無根であるということ、を、はつきり証言して下さつたさうで

すが、ただ一議員のかたが、この抗議文は一週間前に作成されたらしいという話を聞いたというお話をされたさうですが、十日の一週間前という、三月四日になります。三月四日といふと、私たちが漸く新聞でこの件を知りたただけでありまして、何らそれに対してどういふ問題であるかわからずに、ただ皆で心配しただけの話でございました。このことと、而も抗議文は当夜、先ほど挙げました三名によつて作成されたものであります。これを、改めて私個人としても強調いたします。次第であります。

なお一関小学校は、八十年の輝かしい歴史を持つておりまして、この間に一度も人から後ろ指を指されるようなことは、一回もやつておりません。而も我々は昭和二十二年、二十三年の大水害で、あれほどの被害を受けました学校で、水害で備品の一切を流された学校を復興するために、我々PTA全員は先生と一体になつて頑張つて設備をしました。それに対してこういう汚点をつけられましたことは、非常に残念に存する次第であります。なお只今抗議文の内容を申し上げます。

抗議文

一関小学校PTAは、結成以来子供たちの幸福のため父母教師一体となつて教育を推進して参りました。この間昭和二十二年二十三年の大水害による学校教育全般の損失については、特にPTA独自の立場からその復旧と改善に努力し、その成果については万人の認めるところであります。

然るに今回図らずも文部省において作成した偏向教育資料の事例の中に一関小学校が挙げられているというところについては全く寝耳に水の出来事であります。

学校当局が事実無根と発表し、又一関市教育委員会も偏向教育の事実なしと報告し、加えて本日来関の衆議院文部委員の調査団も一関小学校事件については事実と認められないと口を揃えて明確に断言しております。従つて我々はこの事実無根を信ずるものであります。更にこれらの証言を待つまでもなく、常に学校と不離一体の關係に立つて進んで来たPTAとして独自の立場から、各級機関において調査検討した結果、このような文部資料は断然否定すべきであるとの結論に達しております。

このことが新聞紙上に発表されるや、父兄の動揺は勿論のこと、それにもまして憂慮されるものは教職員一同が不安と動揺の中に日々を過ごし、やがてこのことが我々の子弟教育の上に大きな影響を与えるということとあります。

我々は事の重大性に鑑み、本日臨時總會を開き、その總意に基きここに子供たちの幸福をひたすら念願する余り、あえて文部省の偏向教育の資料事例中、一関小学校の件については絶対に承認することができないことを決議し、右資料の撤回とその発表を要求したものであります。

昭和二十九年三月十日

一関小学校PTA臨時總會
こういう抗議文を文部大臣に差上げてあります。
私の証言は一先ずこれで終ります。

○委員長(川村松助君) これを以て岩手県一関小学校關係の証人のほうの証言は終了しました。
各委員のほうで御質疑のおありのかたは質疑願います。

○高田なほ子君 只今お二人の証人によつて全くこのことは事実無根であるということが完全に立証されたわけでありました。私は一関市に最近参りましたが、たび重なる洪水後の復興について教職員並びにPTAのかたも、誠実に涙ぐましい御努力をされておられる。そして又教育者なり、PTAのかたも、このことも十分に把握しておりますので、只今の御証言については特段に疑義を以て御質問申上げる内容ではございませんが、ただ一点お伺いしたいことは、この文部省が出した資料は偏向教育の事例という資料であります。仮にこのこととそれを百歩下つて認めたにしても、教員が一つの問題に対して強硬な反対意見を吐くということ、何らかの偏向教育の事例と關係のないこととであります。教員が一つのことに對して、／＼の意見を言うことは当然あり得べきことであつて、私はこういう意見をいうような教員こそは、いろいろの場合にも意見を言えないような教員こそは誠に無為無策なものであるという観点を持つものであります。

そこで教頭先生にお伺いしたいのですが、こういうことが事例として挙げられて参りますと、先生方が意見を言わなくなつて来るんじゃないかと思ふ。反対意見を述べたことが、これはないことであるけれども、教員が意見を述べたということが一々人様の前に出されたり、甚しきにいふたつては因として問題になるようなことに発展して

来た事例に一関市が挙げられて来る
と、先生方はこれによつて私は非常に
萎縮するんじゃないかと思ひます。先
生方はそういうことについて憂えを持
つておられるんじゃないか。又は学校
並びにPTAとしては教員がものを言
わなくなつてしまふんじゃないか、と
いうような点についてはどういふよう
なお措置をおとりになつていられし
やいますか、お伺いをいたします。

○証人(横山應夫君) 偏向教育の事例
が発表になつた直後、このことにつ
いての職員会議を二度ばかり開き、そ
の後学年も終了に近くなりますので、
二、三度会議を開き、新年度を迎えて
いる／＼の計画体制の確立のために植
種の会議を持つたのでありますが、非
常に先生の意欲というものが、教育に
対する熱情を欠くような結果になつて
いるのではないかと、いろいろな点が窺
われます。これは非常に現場として重
要なことでありまして、学校長とも種
種心配し、相談をしているのでありま
すが、何とかして一日でも早くこの点
を明らかにして、明朗な気持ちで新年
度に取り付きたいということから、差
当つてこの事例の事実無根というよう
なことを知つて頂きたい、そういうよ
うな点になつてゐるわけでありませ
んか。高田なほ子君、その点について
若しPTAのほうでも御意見があれば、
○証人(橋本種仁君) PTAとしてま
しては、この問題で先生がたが非常に
萎縮され、子供の教育に重大なる影
響を来たすのじゃないかという心配の
下に、而もこの総会の席上、先ほど申
上げました三月十日の席上で、参会し
ました父兄全員が、こういうことは実

ないのだから、先生がたは是非こんな
ことを気にかけないで子供の教育のた
めに邁進してもらいたい、大きな気持
で自由に発言して下さい、そういうふ
うに申上げた次第であります。

○高田なほ子君 誠に私は有難いと思
ひます。君が代を歌うなどとい
うことは何ら強制的なものでも何でも
ないのではありませんので、こういう問
題が中心になつて先生がたが暗い気持
になつたということについて私も共に
憂える一人であります。

第二点にお伺いしたいことは、この
文部省の資料の中で問題になるのは職
員会議の、これは事例はないのですけ
れども、職員会議の席上のことが出て
くるのです。この職員会議の席上と
いうことになつて参りますと、これは
教員だけが参加しておる会議でありま
すから、その会議録が何かあつて、
それが外へでも出されておるようなこ
とがあるのではないかと、私は心配を
するのです。なぜかと言つと、文部
大臣はこの資料の出場所を言わないの
です。どういふ方法で調査したかとい
うことを言わない。そこで念のため
伺いたいのですが、職員会議の会議録
なんかの処理はどういふふうにして
らつてゐますか、学校側の御意見を
聞かせて頂きたい。

○証人(横山應夫君) 職員会議録の記
録者がきまつておられて、それを私
が責任を持つて保管しておるわけであ
りますが、その整理したものを学校長
にお見せして御印を頂いておるという
ようなことで、会議録がほかのほうに
洩れたというようなことはないわけ
であります。今日も持つて来ておりま
す。

○高田なほ子君 有難うございます。
結構です。

○木村守江君 いろ／＼御証言を頂き
まして有難く拝聴いたしました。以
下数点につきまして横山先生にお伺
いたします。

○証人(横山應夫君) そうです。
あなたの学校で卒業式に君が代を歌
わなかつたということは事実でござ
いますね。

○木村守江君 私から今更申上げるま
でもなく卒業式というものは新入式と
同じように生徒にとつては一生一代の
大きなお祝い日だろつと考へておりま
すが、あなたはどうか考へますか。

○証人(横山應夫君) 一生一代の大き
なお祝い日だといふことは私も同感であ
ります。

○木村守江君 只今あなたが答へに
なつたように私も卒業式はこれは児
童、生徒にとつては一生一代の大きな
お祝い日であると考えております。そ
うしてあなたは一体君が代というもの
が日本の国歌であるということを承知
しておりますか。(国歌であること規定
してない)「国歌だよ」「国歌でない
と規定してない、国歌であるとも国
歌でないといふことも規定してないか
ら国歌だよ」「国歌と規定してあるか
ら国歌だよ」といふことと、簡単です
から。お答えをお願いします。

○証人(横山應夫君) 国歌であるとい
うように思つておるか、思はれておら
ないかといふことであります。

○木村守江君 そうです。簡単に。
○証人(横山應夫君) 君が代につきま
しては私は現在の憲法下の国の状態か
らしてふさわしくないのではないかと
いふふうに思つております。

○木村守江君 わかりました。あなた
の思想がわかりました。私はちよつと
あなたに申上げますが、日本はポツ
ダム宣言によつて占領中は国歌である
君が代、国旗である日の丸を掲揚して
いけない、併し独立後においては日本
の国歌であり、日本の国旗であるもの
を掲揚して差支えないことになつたの
はこれは独立の象徴です。而も文部大
臣が祝日には国歌を斉唱し国旗を掲揚
することが望ましいといふ通達を出し
たことを知つておりますか。(それは
個人の意見だよ)「個人じゃない」「見
解の相違だ」と呼ぶ者あり。

○証人(横山應夫君) 昭和二十五年の
十月の十七日に出ていることを知つて
おります。

○木村守江君 あなたは知つておりま
すが、それをどういふふうにか考へて
おります。(命令じやないよ)と呼ぶ者
あり。先ほど言つたようにいわゆる君
が代は現在の日本の状態にはふさわし
くない、新憲法下にはふさわしくない
からやらないのだといふように考へて
おりますか。簡単に。

○証人(横山應夫君) 新憲法下の現在
はふさわしくないと前に申上げまし
たが、さらばといひまして別の国歌は
ないわけでありませぬ。

○木村守江君 それでどうなんです。
簡単に。(もつと紳士的に聞きなさ
い)「高圧的だよ」と呼ぶ者あり。

○証人(横山應夫君) 国歌があるとい
うこと……、ほかにもないのですから
……、(学校の先生は気が弱いのだか
ら静かに聞いてあげなさいよ)と呼ぶ
者あり。国歌にふさわしくないと思
つておりますから。

○木村守江君 わかりました。

それではあなたにお伺いしますが、
日教組の中に共産党のグループがあり
ます。その大きな闘争方針として(共
産党は合法政党だよ)と呼ぶ者あり。君
が代、日の丸というものを否定する闘
争方針がありますが、それを知つてお
りますか。

○証人(横山應夫君) そういうことは
私は存じておりません。全く知らない
のでございます。

○木村守江君 ちよつと橋本さんにお
願ひしますが、子供の最も意義あるお
祝い日には、而も文部省通達としてそ
ういふ日には君が代を歌はせることが好
ましいといふような文部省の通達、い
わゆる教育の一つの指導方針だと思
うのです。そういうことがあるのに、而
も共産党の日教組のグループが国歌、
いわゆる君が代を否定しているとい
ふような方針を掲げているときに、そ
ういふようなあなたの学校での取扱ひ
方は好ましい方法と考へますか。(何を
言つてゐるんだ)と呼ぶ者あり。

○証人(橋本種仁君) 今の問題、私は
はつきりわかりませんが、第一点は君
が代を歌はせていいかどうかというこ
とをお聞きになつたのです。

○木村守江君 いや、それはPTAで
あなたは学校に關係して……。

○証人(橋本種仁君) 君が代は一月一
日の四方拝の日に私の小学校で歌つて
おります。子供たちにも教へておりま
す。その際たる証は中学校の入学
式にはつきりと歌つております。若し
教へていなければ歌へないはずだと思
ひますが、きれいに歌つております。

ただ卒業式に歌はなかつたというの
は、これはPTAとして私達言上
げますが、いつの式も長いものではな
いのですか。

○木村守江君 わかりました。

ら、式辞などが多くあつて時間がかかります。そのために子供のうちに卒業するものが多くなつて参ります。これは医者の立場としてこういう式の在り方は駄目だ、時間を短かくしろ、そのために式辞も二人か三人にしろ、君が代とか何とかという事でなしに歌も短かくしてくれということを出言して参ります。

○木村守江君 今橋本君のお話を聞きますと、これは学校の生徒は君が代を知っているから一月の四方坪でもやるのだ、入学式でもやっているのだという事を言つておられますが、小林信一という日教組の關係のある衆議院議員、この人の報告書には、これは一関の校長先生の事で、君が代は子供が熟練していない、そのために卒業式には歌わないのだという証言をいたしておられます。あなたは君が代は子供が熟練していないから歌わないのだというように言ふ事で、それでいいと考へるか、簡単に言へばいいんです、どうぞ。

○証人(橋本種仁君) もう一回……ちよつと意味が掴めないのです。

○木村守江君 小林信一という日教組に關係のある衆議院議員が一関小学校に突如調査に参りまして、そのときに校長先生の言として、君が代を歌わなかつたのは子供たちが君が代を熟練していないので歌わなかつたのだと言つておられます。

○証人(橋本種仁君) それは熟練……

○木村守江君 それがいいか悪いかわつて下さい。

○証人(橋本種仁君) いいか悪いかわつて、これは前から言わなければ返答できません。それは君が代そのものに

熟達していないということもあり得るでしょうが、先ほど申しました通り、式があまり長くなつたということで学校のほうで歌をやめたために君が代を省いただけで、それ以外に何も他意がないうわけですか。そういうふうに取り上げていいか悪い、これは私はお答えできません。

○木村守江君 これはあなたに理由を聞いておるのではありません。それは校長先生が理由を述べている。それをあなたはいいと考へますか、悪いと考へますか、あなたの考へを聞いています。わからなければいいですよ。

○証人(橋本種仁君) 答えろといつて、人の考へまで私は。

○木村守江君 いずれにしても君が代は児童があまりよく知つていない。それから君が代は新憲法下においては歌われないと考へる方が一関の学校の指導方針の一つの現われである、こう考へても差支えありませんね、そう考へます。

(傍聴席より発言する者あり、「傍聴人、黙つてろ」、再び傍聴席より発言する者あり、「委員長、退場を」何だ、何だ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)

○委員長(川村松助君) 御静粛に願います。

○木村守江君 ちよつとお聞きします。これは先ほど卒業式の式次第をきめる場合に職員会議を開きましたね。そのときに職員会議で君が代をやるかやらないかということについて議論したという事をあなたが先ほど申されました。その先ほど申されました議論の中に君が代はやめようというの、今校長先生の証言のように、熟達して

いないから、或いはあなたが先ほど言つたように……(それ一つの理由でやめたのじやない、読みなさい、速記録を)と呼ぶ者あり、黙つてろ。(何が黙つてろか、間違つてゐるから注意してやつてゐるんだ)と呼ぶ者あり、私が……そういうふうな卒業式に学校の印象を与えるために校歌をやる、君が代をやめようといふことを言つた人もあるでしよう、併しそのほかにあなたがここで申しましたように新しい憲法下においては君が代はふさわしくない、そのような感じがするといふようなことを申されました人があります。

○証人(橋本種仁君) この事例に現われておるようなことに近い発言をされた人があります。かといふことですが、近いか遠いかといふことではありませんが、これ私どういふことを話になつておるか分からないのであります。

○相馬助治君 私は議事進行上委員長に協力する意味で次のことを申さして頂きたいと思ひます。それは今の質問を受けて証人は答弁に窮しておる、それは高橋委員が取り上げた衆議院の速記録のビックアップが意識的でないと思ひますけれども、極く一部に限られておるために、その真意を把握することとに苦しんで横山君は答弁に困つておると思ふ。そのことだけを私は私の会派の持時を潰されても結構です。私は議事進行上そのことに触れて発言を許してもらいたいです。木村委員の質問を補足してもらいたい。よろしいですか。

○委員長(川村松助君) 木村君差支えありません。

○木村守江君 横山の時間は保留しております。

○委員長(川村松助君) ええ。

○相馬助治君 第一コバヤシンと申しておりますが、それは間違ひで小林信一君であります。無所属の衆議院議員、言つておられますことは君が代はあまり熟達していないという言葉はありますが、それは唐突に出て来ておるのではなくて、読みます。「校長先生の言うところには歌は何を歌うか、校歌を歌おう、それから「仰げば尊し」を歌おう、「ほたるの光」も歌おう、「君が代」はどうしようか、「君が代」はあまり子供が熟達していないし、ほかにたくさん歌があるんだから、よそにうじやないか、というふうな話合ひはあつた、こういうのが事実らしいのでございませう。そうしてつと来て校長が「その間の事情を職員等に聞きただした」といふ、そういう論議は全然なかつた、いわゆるこれは偏向教育に上つてゐる論議は全然なかつた、こういうふうなその日の事実については話合つてゐるのだから、それからつと述べて「一ノ関小学校」といふのは一ノ関に八つある学校の中で一番いい学校で、云々と述べて、この学校においてはやさうなことはあり得ないといふことを陳述しておる中の一つの言葉であるのであつて、一つその点を木村さんも十分補足されて質問をやられるように特にお願ひいたします。

○木村守江君 ちよつと関連して、これは相馬君が今申しましたが、この職員会議で校長がちゃんといふのですから、その人がそう発言しておるのですから、ほかの人があとからそうでないといふことをきめたとも考へられるのです。このことを私の言うことが、いわ

ゆる相馬君の言うように、これは関連してゐるから何ら關係のないということとは言へないのではない。特に横山証人はこれは校歌は熟達しているが、君が代は熟達していないという証言をしておられます。暫く私保留します。

(答弁の要なし)と呼ぶ者あり)

○永井純一郎君 私は横山先生に簡単にお尋ねをしたいのですが、今木村君から君が代の御質問がありましたが、これは実際はそうあなたは心配をしてお答えになる私は必要ないと思ひます。これは私どもの考へでは、君が代が国歌であるかないかということに、常識として、我が国のすべての國民が新しい憲法ができてから、今迷つておるというのが常識的に言つて普通だと考へる。特にあの歌詞が具合が悪いところがやはりあるわけがあります。これは文部省は前の天野さんが文部大臣のときにもそういうことは認めておられますし、又今の文部大臣の大達さんも、そういうふうな意味のことを答へられておると思ひます。そこでこの君が代を歌わなかつたじやないかといふことを頭から質問して、それが如何にも偏向してゐるのかの印象を与えようとしておられるのではないと思ひますが、そういうふうな受取れるのであつて、これはどの学校の君が代をどういふふうにしよるか、同じ学校でも歌つたり歌わなかつたり、ときによつてやつておるといふのが、実情だと思ひます。これは一番偏向でない私は証言だと思ひます。迷つておる恰好だと思ひます。ただ文部省がこれを歌うようにしたらどうかといふことを通牒をいたしておると思ひますが、文部省が通牒したからといつ

て、

て、

て、直ちにそれに従うべきであるとい

うような、又印象を与えようと、盛んに木村君はしておられますが、これは又誤りである。文部省は何らそういう権限はないのは御承知の通りです。これは教育委員会が受取ろうが受取るまいが、PTAなどとよく御相談になりながらやっていたらいいという今の横山先生の御答弁になつてゐる態度というのは、一番いい態度であるように私は考へる。そこで私が伺ひたいのは、国歌というものがはつきりしておらないので、これを卒業式のときに取上げなかつた、取上げにくかつた、取上げたとしても時間その他の関係もあるし、ついそういう意味で省いて来たということをやつたことをPTAの橋本さんもおしやつておられますが、氣持はそういうことだろふと思うのです。その点をお伺ひしたいと思つておられます。

○証人(橋本種仁君) 今年この式と

○証人(橋山應夫君) 卒業式には歌つ

○証人(橋山應夫君) 卒業式には歌つ

○証人(橋山應夫君) 卒業式には歌つ

○証人(橋山應夫君) 卒業式には歌つ

○証人(橋山應夫君) 卒業式には歌つ

○証人(橋山應夫君) 卒業式には歌つ

○証人(橋山應夫君) 卒業式には歌つ

○証人(橋山應夫君) 卒業式には歌つ

○証人(橋山應夫君) 卒業式には歌つ

○証人(橋山應夫君) 卒業式には歌つ

○証人(橋山應夫君) 卒業式には歌つ

○証人(橋山應夫君) 卒業式には歌つ

○証人(橋山應夫君) 卒業式には歌つ

○証人(橋山應夫君) 卒業式には歌つ

○証人(橋山應夫君) 卒業式には歌つ

○証人(橋山應夫君) 卒業式には歌つ

○証人(橋山應夫君) 卒業式には歌つ

○証人(橋山應夫君) 卒業式には歌つ

○証人(橋山應夫君) 卒業式には歌つ

○証人(橋山應夫君) 卒業式には歌つ

○証人(橋山應夫君) 卒業式には歌つ

○証人(橋山應夫君) 卒業式には歌つ

○証人(橋山應夫君) 卒業式には歌つ

○証人(橋山應夫君) 卒業式には歌つ

○証人(橋山應夫君) 卒業式には歌つ

○証人(橋山應夫君) 卒業式には歌つ

○証人(橋山應夫君) 卒業式には歌つ

○証人(橋山應夫君) 卒業式には歌つ

○証人(橋山應夫君) 卒業式には歌つ

を出したということでありますが、この通牒自体についても私は問題にすべき点があると思ひます。(その通りと呼ぶ者あり)今日何人といへども式日に際しても、或いは卒業式においても、この歌を歌わなければならぬといふ言ひ得る人はいないはずであります。これは学校の先生がおきめになつて差支えない問題である。それ以上のことは法律でも規定はしておらない。然るにもかかわらずそういうふうな、国歌であつて歌わなければならぬといふうな間い方に対しては私は非常に心外に思ひますので、これを附加しておきます。そこで今日の証言で事足りるものは、私はこのことが事実であつても、これが教育基本法にいう一党一派に偏した教育とは思ひません。これはお尋ねするまでもないはつきりしていることですから、お尋ねしません。ただここで、はつきり念のためにお尋ねしておきたいのは、君が代を歌わなかつた、そのことについて我々は天皇のためになるような人間を造るために教育に携つてゐるのではない、これもその通りなんですが、そういう論議はされなかつたか、されたかといふことだけですよ。私は先ほどされないといふことを証言なさつたので、それで十分であると思ひますが、そのよう事實はなにか、念のためにお尋ねしておきます。

○証人(橋山應夫君) 先ほど申し上げ

○証人(橋山應夫君) 先ほど申し上げ

○証人(橋山應夫君) 先ほど申し上げ

○証人(橋山應夫君) 先ほど申し上げ

○証人(橋山應夫君) 先ほど申し上げ

○証人(橋山應夫君) 先ほど申し上げ

○証人(橋山應夫君) 先ほど申し上げ

○証人(橋山應夫君) 先ほど申し上げ

○証人(橋山應夫君) 先ほど申し上げ

○証人(橋山應夫君) 先ほど申し上げ

○証人(橋山應夫君) 先ほど申し上げ

○証人(橋山應夫君) 先ほど申し上げ

○証人(橋山應夫君) 先ほど申し上げ

○証人(橋山應夫君) 先ほど申し上げ

○証人(橋山應夫君) 先ほど申し上げ

○証人(橋山應夫君) 先ほど申し上げ

○証人(橋山應夫君) 先ほど申し上げ

○証人(橋山應夫君) 先ほど申し上げ

○証人(橋山應夫君) 先ほど申し上げ

○証人(橋山應夫君) 先ほど申し上げ

○証人(橋山應夫君) 先ほど申し上げ

○証人(橋山應夫君) 先ほど申し上げ

○証人(橋山應夫君) 先ほど申し上げ

○証人(橋山應夫君) 先ほど申し上げ

○証人(橋山應夫君) 先ほど申し上げ

○証人(橋山應夫君) 先ほど申し上げ

○証人(橋山應夫君) 先ほど申し上げ

○証人(橋山應夫君) 先ほど申し上げ

○証人(橋山應夫君) 先ほど申し上げ

○証人(橋山應夫君) 先ほど申し上げ

○証人(橋山應夫君) 先ほど申し上げ

○証人(橋山應夫君) 先ほど申し上げ

○証人(橋山應夫君) 先ほど申し上げ

○証人(橋山應夫君) 先ほど申し上げ

○証人(橋山應夫君) 先ほど申し上げ

○証人(橋山應夫君) 先ほど申し上げ

○証人(橋山應夫君) 先ほど申し上げ

言葉を使われたのですが、そこにそういう言葉があるのです。憲法を我々

○証人(橋山應夫君) 先ほど申し上げ

○証人(橋山應夫君) 先ほど申し上げ

○証人(橋山應夫君) 先ほど申し上げ

○証人(橋山應夫君) 先ほど申し上げ

○証人(橋山應夫君) 先ほど申し上げ

○証人(橋山應夫君) 先ほど申し上げ

○証人(橋山應夫君) 先ほど申し上げ

○証人(橋山應夫君) 先ほど申し上げ

○証人(橋山應夫君) 先ほど申し上げ

○証人(橋山應夫君) 先ほど申し上げ

○証人(橋山應夫君) 先ほど申し上げ

○証人(橋山應夫君) 先ほど申し上げ

○証人(橋山應夫君) 先ほど申し上げ

○証人(橋山應夫君) 先ほど申し上げ

○証人(橋山應夫君) 先ほど申し上げ

○証人(橋山應夫君) 先ほど申し上げ

○証人(橋山應夫君) 先ほど申し上げ

○証人(橋山應夫君) 先ほど申し上げ

○証人(橋山應夫君) 先ほど申し上げ

○証人(橋山應夫君) 先ほど申し上げ

○証人(橋山應夫君) 先ほど申し上げ

○証人(橋山應夫君) 先ほど申し上げ

○証人(橋山應夫君) 先ほど申し上げ

○証人(橋山應夫君) 先ほど申し上げ

○証人(橋山應夫君) 先ほど申し上げ

○証人(橋山應夫君) 先ほど申し上げ

○証人(橋山應夫君) 先ほど申し上げ

○証人(橋山應夫君) 先ほど申し上げ

○証人(橋山應夫君) 先ほど申し上げ

○証人(橋山應夫君) 先ほど申し上げ

○証人(橋山應夫君) 先ほど申し上げ

○証人(橋山應夫君) 先ほど申し上げ

○証人(橋山應夫君) 先ほど申し上げ

○証人(橋山應夫君) 先ほど申し上げ

○証人(橋山應夫君) 先ほど申し上げ

○証人(橋山應夫君) 先ほど申し上げ

○証人(橋山應夫君) 先ほど申し上げ

は、もうこれに派生した君が代を歌う歌わないという議論は別としても、この目的に合った答えは出ていないと思うのであつて、この件はこれを以て打ち切り、次の事例に移られんことを希望いたします。

○御木亭弘君 私が高田さんの意見にも又今の相馬さんの意見にも相当共鳴する点があるのでございますが、ただ私もこれは偏向教育になるかならんかという問題は、このあとに我々が議論をすればいい問題であつて、今日におきましてはこの事実があつたかにかつたかというのを私どもは証人についてお尋ねすればいいと思います。

○常識だよ「御木亭さんともあるう人か」と呼ぶ者あり）そこで私は今証人の発言を聞いておきますと、ここに書いてあるような事実があつた、若しくはこれに類似する事実があつたという場合においてはこの通りであるということ、自分の学校には偏向教育があると云われると予想されて、この事実を否定されていると、私は一応考へております。その教員会議におきます議論の過程におきまして、この事実があつたかないかは、これは横山さんなり、教員のかたが知つておられるだけであつて、これをなにと断定されても、又あると断定されても、これは教員のかた以外には何も存じないわけでございます。従つてそれがいい、あるというところは恐らくこれは水掛論であると思ひます。△それはおかしい」と呼ぶ者あり）そこで私は先ほどこの三月の八日に会議を開いて、この問題についていろいろやられたということのように聞いたのでありますが、その前後におきまして、日にちはつきり申

上げませんが、前後におきまして、頭のあなたが司会されて、教職員を集められて、この問題については將來その内容については言わないということをお教員間において申合せた事実がございませうかどうにか、その点だけ承りたいと思ひます。

○証人（横山盛夫君） そういう申合せた事実というのはありません。職員が四十七人おりますから信用ができませんでしからう。△一人々々に聞け」と呼ぶ者あり）

○御木亭弘君 詳しく申しますと、私も或る程度の資料を持つてゐるつもりでございます。これについてこの会議の席上におきまして事件の内容についてお話し合ひになつて、このことが外部に對しては言わないという申合せをしては言わないという事実は完全になつた、あなたははつきり申すことができるのですか。△それは國警の資料じやないか」と呼ぶ者あり）

○証人（横山盛夫君） 外部に発表しないことという申合せはしておりませんが、しておらないと申上げます。

○御木亭弘君 このことは私も実ははつきりした、ここで、私としては相當な正確性を持つてゐると思ひますけれども、はつきりした事実を明確にする、今、現段階に立至つておりません。併しあなたがこれは三月の八日の前後におきましてこのことを会議の席上でお話し合ひになつたという事実はなかつたという証言だけは明確にもう一回言つて下さい。そしてこの事実をはつきりいたしましたときには、その事実については一つ責任を持つて頂くことをお願いいたします。△「当り前だよ」と呼ぶ者あり）

○証人（横山盛夫君） 何遍ものお尋ねであります。そういうことはありません。

○岡三郎君 大体主要点はこの資料の中にあるわけでありまして、今御木委員が言つたように、若しそのようなことがあつたらあなたのほうから正々堂々と、あるかないかわからんようなことを言つて証人に質すということ、これは私はやはり証人を馬鹿にしてゐるというふうにもとられるのです。で、私はその範囲内において若し嘘を言つていたら証人は宣誓をしてゐるのだから、その通りにあなたも言へばいいので、何とかかんとかわかんことを質問して時間をとられることはないかと思ふ。そこでここではつきり私のほうからもう一遍伺ひしますが、つまりいろいろ問題があつたやうな、こういうふうな状態であつたやうな偏向教育の事例というものが文部省という權威ある筋から出されて來てゐるというところに本文部委員の問題があつて、わざ／＼証人のかたを遠くからお呼びするといふ次第に相なつたわけでありまして、その根本的な責任は文部大臣にあるわけですが、文部大臣はこの出所及び調査方法を言わない。我々はその点について更に我々が望むところは、今までの各事例については自由党のかた／＼その他から反対証人をお呼びになつてゐるけれども、この一関の問題については反対証人がないわけですね。こういう点について私は本当は反対証人に会つたならば、反対証人に大きく質問して行きたいと思ふけれども、あなたのほうで反対証人がないわけですね。△なくとも

いい」と呼ぶ者あり）そういう点で、なくてもいいと言ふけれども、これはこの事柄自体はこれは事実無根のことであるというふうには私はとれるというふうにも思つてゐるわけですね。そういう点で私はこれ以上この問題について言う必要はないと思ふ。あつたならば堂々とあとの文部委員会でおやりになつたらよろしい。私も大いにこの一関の問題については文部大臣の責任を追及すると共に、御木さんのあの言葉については大いに追及するつもりなんです。だからこの問題についてはこれ以上私は質問はいたしません。

○須藤五郎君 もう一点私は伺つておきますが、昨日の委員会におきましても岐阜の恵那郡の問題などは全く事実無根のことで、煙もない所へ煙を立ててゐるやうな状態なんですか。

○委員長（川村松助君） この問題について発言して下さい。

○須藤五郎君 この問題に關連があるからするのです。今日もこれは全然煙が立たないところに殊更煙を立ててゐるやうな点が見えるのですが、私はこういう方法は大体國警關係か又自由党のフランクと言ひますか、△笑聲）自由党側からの資料によつて判断をしてゐるつしやるのだらうと思ふのですが、皆さんのほうに國警なり何か警察關係から何か問い合わせのやうなものがある形跡があるかないのか、ちよつと伺つておきたい。

○証人（横山盛夫君） 市の警察と國警が市内にあるのですが、そういうことはございませぬ。問い合わせのやうなことはなさい。学校の範疇においては、

○須藤五郎君 P.T.A.のほうにも何か警察官からこういうことが、調査があつたやうなことは父兄の中でも聞いていらつしやいませんですか。

○証人（橋本種仁君） 私個人は勿論のことほかのかた／＼にもお聞きしましたけれども、どこからもそういう調査を受けた覚えはないと申しております。

○須藤五郎君 そうすると、何らそういう事実もなんにもない所にこういう煙が立つて來るのは、実に故意に自由党フランクシヨンによつてでつち上げられたやうな感じがして仕方がないのでございませぬ。皆さんはこの問題をどういふふうにか考へていらつしやいませうか、こういうことが問題にされるというこによつて、実に不可思議なことだと思ふのですが、どういふ意図を以てされたか考へていらつしやいませうか。

○証人（橋本種仁君） ここでこういうことを申すのはおかしいと思ふが、私は純正中立の立場でありまして、むしろみんなからは自由党色を帯びてゐると言われる私です。そのことは、はつきり申上げます。併しどこからもういふことを言われたこともない、こういうことに対して一切、只今、先ほど申上げましたやうな証言の通りなんにもございませぬ。実に私のほうから文部大臣にお聞きしたいと思ひます。この件に關しましてはどこから出たか、それを是非明らかにするやうにということをお聞願ひ文部大臣からその返答を得られなくて、うちのほうの委員が帰つております。

○石川清一君 遅くなりまして証人の公述は聞かれなかつたのですが、質問を通じ、答弁を通じて感じた点を一応

と認めます。岩手県一関小学校関係は終了いたしました。

○委員長(川村松助君) 高知県山田高等学校関係に入ります。先ず生永利正君から御証言をお願いします。

○野本吉吉君 委員長、議事進行について……この委員会は証人を通して事実があるかないかというのを、極めて謙虚に、冷静にお聞きすることを以て目的としておる委員会でありまして、従つてその証人からいろいろとお伺いすることをできるだけ細かくするようにするために、私はこの委員会において委員相互、お互いといひまして、必要でないといふ認められるような意見の発表は慎んで、その時間を、証人を通して事実の真否を究明するほうに廻すように、委員長においてお考え頂きたい。

(賛成々々)と呼ぶ者あり

○委員長(川村松助君) 至極同感でありまして、皆さんの御良識に期待をしております。

○証人(生永利正君) 私が山田高等学校校長の生永利正であります。経歴は昭和三年に大東文化学院を出まして、高知市立の商業学校、高知市立の女学校、高知県の教諭を経て高知県立佐川高等学校校長を昭和二十四年の九月一日から昭和二十七年の三月三十一日まで勤務いたしました。昭和二十七年の四月一日から現在まで山田高等学校校長を勤めております。文部省の提出せられた偏見教育の事例によりまして、私の学校の夜間部二年生が云々といふのがあります。夜間部二年といふものと夜間部、定時制の夜間を作りましてから二年生が昭和二十八年に初めてできました。それで私は昭和二十八

年の出来事であるとおつしやるのであらうと、そう考えまして証言をいたします。夜間部二年生が校内に「アカハタ」を配り、山田平和委員会準備会の結成を企図しているが、昼間部社会科担当一教員はこれを積極的に援助しているといふのでありますが、私が着任以来生徒からも、教員からも、PTA会員からも、教育委員会からも、その他何なる人からもこういうことが行われておるということを聞いたことがありません。又私の目で見たこともありません。文部省の発表で初めて知つて驚いたわけでありまして、そこで早速全生徒、全職員を調査いたしました。が、いずれもその事実を認めることができませんでした。又噂があつたということも知つた者がありません。私は昭和二十七年、八年と山田町の社会教育委員と公民館運営委員を委嘱せられておりまして、この会は毎月一回若しくは二、三回ありますが、その席上でもどなたからもこういうことがあつておるといふ噂話も承つたことがありません。外部に向ひましては新聞社関係、これにお尋ねいたしました、新聞社のほうも三月三日の夜、朝日新聞の本社から支局へ偏向教育の事例として山田高等学校事件として出ておるといふことが入つたが、その事件は県内で誰も知つたものはない。ほうほう、走り廻つて聞いたけどわからんといふので、高知新聞社の記者は私のもとへ来て何かあつたのですか、私どもも知らんがとこつた話でしたから、私もそういふことは今まで全然聞いたことがないからわからん、その事件の内容がわからない。こう申しましたら、高知新聞社から東京のほうへ電話をしまして、

夜の十二時になつて、内容が、今の二年生が校内に云々といふことであると、いふことがわかつたと言つて、朝、私どものほうへ言つて来て下さつたようなわけでした。高知新聞大毎の支局、朝日の支局、読売、いずれもこの事件があつたといふようなことは初耳であると言つておりました。それでそのときには記事になりませんでした。(笑) 声) ただ事件があつたというだけで、東京から電話で聞くまでは記事もよう書かなかつたわけでありまして、生徒の不良化を防止することにつけて指導して行つたほうがよいと考えまして、地元の国警のほうとはよく連絡をとつて生徒の不良化防止、善導に力を尽しておりましたが、その効果は相当上つております。そういう関係で警察の方とも非常にお心やすいので、警察に何かこういうことをお聞きになつたことがありませんかと言つてお尋ねしましたら、そんなことはあなたの学校で一切聞いたことがないが、何かありましたかと逆になつて聞かれました。面喰つたやうなわけでありまして、地方教育委員会でお尋ねしても、そんなことは聞いたことにはないと言ひます。PTA後援会、この後援会と申しますのは、私の学校の創立の折に財的な非常な御援助をして下さつて、創立後十四年間後援会の会長をして、又校長も兼ねて下さつて、お家が学校の近くにありますが、学校のことは自分が学校を生んだのだから育てて行かなければならぬといふので、一人の生徒がちよつと女の子と遊びに行つておつたといふようなことまでも御注意をして下さるような方であ

ありますが、その方も全然知らないと言つて、ここで後ほど議米上げますが、声明書をお作りになつて私に持たされたわけでありまして、県の教育委員会につきまして調査いたしました。県の教育委員会は指導課におきまして、教務課におきましても、いずれもうそいふ噂は聞いたことがないと言ひます。それでいろいろ私が頼みまして調査してもらいました。が、どこからもそういう事実があつたといふことを聞かしてくる所はありません。これを以て文部省の提出しました資料は虚偽のものであると申し上げるほかに私は申し上げようがありません。

私がただ、これだけ申し上げまして、それは自分を庇うために言つておるのではないかと言われましても知れませんが、私は天地神明に誓つて偽りは申しません。知らんことは知らんと申すほか言ひようがありません。それで私が何も口添へたものでもなく、教員が口添へたものでもありませんが、この定時制の生徒、即ち私のほうでは、私の県では文部省の示された通り昼間授業をしておりますものは全日制生徒と言つております。夜間の授業をしておりますものはこれは定時制課程でありまして定時制と言つて、昼間部とか夜間部とかいふような名称は使つておりません。それでこの出所が昼間部とか夜間部とかいふようなことが書いてあることから見ましてどうも私の学校の、高知県の全体の学校の状態といふものを余り知らないところから資料が出たのじやないかといふようにも考えます。定時制の生徒の出し方、声明書を出してあります。これは全部委員長さんのほうにお廻したいと思

いますから、あとで委員さんの方々は私の申上げました点の足りないところを、これで見えて頂きたいと思ひます。

○委員長(川村松助君) 次に三木秀雄君から御証言を願ひます。

○証人(三木秀雄君) 私高知県立山田高等学校PTA会長三木英雄であります。

あらかじめ経歴を簡単に申上げます。私は昭和四年以来純然たる警察官であります。朝鮮に終戦までおりました。朝鮮で約三年間田舎の署長を務めておりました。終戦後帰りまして、二十年の十二月から高知県の警部補を振り出しに現在まで、現在国警の警部であります。現在の扱つております仕事は、国警本部の警邏交通課の課長補佐として勤めております。PTAの關係では、昭和二十四年から山田中学校のPTAの副会長を務めました。或いは高等学校の關係では二十五年の春から一年間山田高等学校のPTAの副会長、二十六年から現在まで会長を務めております。

今回偏向教育の資料として文部省から取上げられました問題であります。高知県立山田高等学校においては、夜間部二年生生徒は、学内に赤ハタを配布し、山田平和委員会準備会の結成を企図しているが、昼間部社会科担任一教員は、これを積極的に援助している。こういう前文になつております。先ほど校長先生からお話がありまして、四月以来初めてできたものであります。私もその後におけるところの事案である、この解釈いたしましたし、而もここでは、この文面から申しますると、赤ハタを配布し、何々を企図して

いるが、これを教員が援助している、こうなつておるのであります。で、明らかに現在の事実であるというふうに私は解釈いたしております。で、結論から申しますと、この文面に書いてある通りの内容は、私は全然承知いたしております。これにつきまして三月の十日頃であつたかと思ひますが、三月の始めに新聞に発表せられました、三月十日頃だつたと思ひます。ここにおられます校長先生が私のところに来られまして、非常にこれは我々として迷惑しておる。こういうような全然事実無根である事柄を取上げられることは、学校として非常に迷惑である。子供の就職口その他について、PTAの会のほうで以て聲明書のごときものを出してもいいというので、私のところに相談があつたのであります。で、私つら／＼考えて見ますのに、成るほど現在このような事実はないので、これに対して我々今回会としても何とか考えて見なくやならない。とこう考へておつた矢先であります。

然らば私がこれを一人知らないといつて簡単に片付けるわけにも行かないのであります。従つて一応役員会のごときものを持つてみよう。そうして調査の結果明らかでないとするならば、そのときの処置をするということに以て、三月の十六日に役員会を開いたのであります。で事前に一応通知書に對しましては、こういう事実について一応研究して結果を持つて来てくれという、こういうようなお願いを私にしまして、学校からその通知を出してもあつた。そうして十六日に資料を持ち寄つて打合せの結果は、やはりかよう

な事実は認められない、こういう結論になつたのであります。で、そのときに一応決議文を作りまして、そうして、かような事実はないからその取消しを要するものである。こういう聲明書を作つて出したわけでありまして、そういたしました、更にその後今月の八日の日にPTAの總會を開いたのであります。丁度この日は新入生の入学式でもありますし、相当多数、三百数十名の父兄が集まつたその席上、私といたしましては、すでに委員会であつて調査をいたしたあとでありまして、一応その状況を説明したに過ぎなかつたのであります。が、緊急動議が出まして、總會の名において、更に再確認をして、そして聲明書のごとき、或いは要求書のごときものをもう一回出して、くれ、こういう要求がありました。で、直ちにそれを總會に諮つたのであります。別に誰もこれに對して意見を述べたものもありません。そのまま満場一致で、事実上やうな事実は全くないという事柄を議決いたしました。その結果は決議文といたしましてこちらに持つて来ております。

大体この問題が發生いたしました現在までの状況はさうな状況であります。ここに打ち出されておりますところの事柄につきましては、私事案と絶対ないかどうかはわかりませんが、私は全然存じていない問題であります。

以上であります。

○委員長(川村松助君) これを以て高知県立高等学校關係の証人の方の証言は終了しました。各委員の方で、御質疑のある方は御発言を願ひます。

○須藤五郎君 これはます／＼奇々怪怪、全く文部省作成の怪文書のような感じがして参つたんであります。これは驚き入つて、国警の警部さんまでこの事実を認めないというやうな、PTAの總會が全部否認して決議文を作つていらつしやるというやうな……。

こういうことがどつから私は生れ出たのか、実に不思議なんです。そこで校長先生なり、三木さんにお尋ねしておきたいのは、こういうことがどういふ経路からこんなことが起つて来たかという参考をいたしたいので、私たちが聞いております点は、直接この問題と關係のない点もあるかも知れません。が、あなたの県下における状態をちよつと伺つておきたいのです。高知県の吾川郡というのですか、そこにおきましては、或る学校においては、夜間出しぬけに警察官が入り込み、宿直の教師を起して職員室の机の引出しなどを調べた。それから郡教員組合の組合長をやつてゐる校長に對して、地教委から、組合長をやめよ。さもないれば校長を辞職せよというやうな不当な圧迫があつたというやうな事。それから又犯罪捜査に名をかりて、警察官が教師の指紋をとつたという事案があるかどうか。それから高岡郡では青少年の不良化防止に名を借りて教師の思想調査を行なつたという事、それから全県下の、世界改造などの総合雑誌などを購んでいる者を、書店その他を通じて調べたという事案、高等学校の弁論大会が進歩的な内容を有するという見解から、教師及び学生間の關係、いろいろな關係を際々として学生に不当な尋問を行なつたというやうな事、このやうな直接的な圧迫の裏面に於いては、国民の祝日には日の丸を掲

げよと地教委から通知をしたということ、これは安芸郡と吾川郡、それから幡多郡では生徒全体によるボーイスカウトの結成を教育長は半強制的にやらせよとしたという事、全県下に赤い羽、白い羽を半強制的に割当て、これに従わない者に何ら／＼の面から圧迫を加えた、それから好戰的、非民主的映画に半強制的に入場させたというやうな、地方ボスたちは地教委を通じて殖民地教育を押しつけてゐる／＼な面をやつてゐるというやうなことを私たちは耳にしているのですが、このうち一つでもそういうことが皆さんに感じられたことがあつたかどうかというのを伺つておきたいと思ひます。

○証人(生永利正君) 大分お尋ねの点が多くございまして、メモしておりました。が、ちよつと述しましたので、又あとでお願いしたいと思います。この夜間宿直室へ云々、これは私のほうは高等学校でございまして、小、中学校とは余り關係がありません。ということ、御承知の通り高知県は非常に人口は少ないが、面積が廣うございまして、吾川郡と私の郡とは非常に開きが大きいのであります。新聞記事とかで知ると十分に事情が承知できないやうな……。

○須藤五郎君 あなたの郡には。

○証人(生永利正君) 私の郡にはありません。それで吾川郡云々ということ、これは私は警察官が夜学校に出し抜けに行つた、どうこうというところは耳にいたしてございせん、存じませぬ。それから組合長に云々というところ、これも地教委のほうでどういふこ

とがありましたが、これも実は私存しておりました。それから教師の指教を取つた云々という件であります。このほうも私はあつたとも、なかつたとも申し上げられません。私は存じ上げてお

りません。それから高岡郡で児童を通じて思想調査云々という話は、話にはそういうふうなことがあつたという

ようなことを聞きましたが、これは単なる噂話でありますから、その真否のほどは私は調べもいたしませんし、存じません。それから書店云々とかいうこと、これは存じません。それから高等学校の弁論大会のあとで云々というふうなことも、これも私は私承知いたしておりました。それから日の丸を掲げよというふうなことは、ほかでこれは確かに地教委で言つたというところは聞いておるうちに耳へ残つておるよう

に感じます。どこであつたか、どうもはつきりしませんけれども、そういうような状態です。それから幡多郡のほうへ行きまして、幡多は、これは私の所から三十里以上離れてお

まして、どうもこのことはボーイ・スカウトの件もわかりかねます。それから先は何でございましたか。

○須藤五郎君 赤い羽、白い羽の運動を半強制的にやらしておる事実があるかどうか。

○証人(生永利正君) これは近頃はどうでしよう。ずつと前には小学校、中学校の生徒を通じて、強制かどうかはどうも直接はタッチしませんから存じませんが、いろ／＼おつしやつたことはあります。そういうことはあります。それが、今はどうかかわりません。それからあとと……

○須藤五郎君 映画ですね。好戦的な非民主的な映画を奨めて見せたという

ようなことは。○証人(生永利正君) これは若しあれば小、中学校のほうではないでしようか。どうも小、中学校のほうは私わ

りかねます。○須藤五郎君 伺つておると、警察官も調べたような形跡がないというんです。これはそうしますと、皆さん二人に伺いたいんですが、これはどういふことからこんな事実無根のこ

とが捏造されて中央に報告されたか、どういふ経路を辿つたものであるというふうに皆さんはお考えになりますか。どうでしようか。

○証人(生永利正君) これは私もほうほうで尋ねてみましたし、自分も考えてみましたが、思い当るようなこともありませんし、脇へ尋ねましても、どうもこういう方面から出たんだらうということはわかりません。実はそれをわからせたいと思ひますけれども、それでこれは文部省のほうからは是非私どもがその出所を明らかにして、これはいよく／＼あるものであります。これはな

るなりに処置を受けますが、ないものでしたらどうかこれを早く、あのビキニ環礁で原爆の放射能を受けたまぐろと、土佐沖でとれたまぐろを一緒にしないようにして頂きたいと思ひます。(笑聲)

は全然こんなことは知らん、事実無根のことである、どういふような経路を辿つて行つたかわからんというふうな

ことになる、ます／＼もう文部省作成の作文の怪文書になつてしまふわけですが、この点で私たち皆さんに御協力をお願いしたいと思つてい

ます。○高田なほ子君 一点伺いたします。誠に文部大臣が責任を持たれて出されました本件は、お二人の御証言によつて全く事実無根、誠に私はお気の毒とも何とも申し上げようがないのであります。もう寝耳に水で大騒動を起された、このことだけでもお気の毒と申し上げるよりは、もう何とも言葉のない思

ひをしておる。そこで教育長の問題であります。県教育長はこの問題に對しまして心を随分傷められておるやうに思ひます。何か積極的

に本問題に對して態度なり何なり御表明になつておられるのではないかと思ひますが、どうぞこの点をお願いいたします。

○証人(生永利正君) 教育長も全然これは庁内において耳にしたことがないというのであります。早速文部省へお尋ねの照会をいたしました。ごい

が、何回か督促をせられましていただ

き、文部省からは何の御返事もないといつて、私が出張の許可を取りに行き

ました折にも、庁員に、もう文部省から御返事があつておられると云つて聞

いておつたやうなわけでありませ

す。教育長としましては、事実ないこと

はないとして早く取消して生徒をして

安心させてやらなければいかん。忽ち今年度の卒業生なんか就職に關係して来ております。そういう点で非常に焦

慮しております。これはこの席から申上げてはどうかと思ひますけれども、

何とか教育委員会へもそれなりの文部省から何か御指示、御説明をして頂

か、これは始末がつかぬ問題だと、こう考へております。

○高田なほ子君 この問題を重視され

た教育長が質問をしたのに対して何

の返事がない。誠にこれこそ文部省の怠慢だ。この問題は本委員会でも後の問題として私は責任を持つて残して

頂きたいと思ふ。

第二点にお伺いたしたいことは、

須崎の高校の先生からお手紙がござ

いまして、赤い教育だなどというこ

とを言われたので、早速生徒の就職問

題に影が及んで来た。これは誠に由々しい問題だ。文部大臣が笑ひながら聞

いておられる問題じゃない。そこで、本問題のために、こういう事件を出さ

れたために、生徒に及ぼした影響、又このために先生方は非常な御迷惑を受

けられ、その行動や言論にもかなり束縛されるやうな、無言の圧迫を受けら

れるだらうというところは、これも先ほどの一関でも明らかでございませ

す。が、どうぞこういう問題がありましたら、御遺慮なく我々に問題を投げ

かけて頂きたい。どうぞ校長さんからお答え頂きたい。

○証人(生永利正君) 須崎の高校のこ

とにつきましては、私、学校が違ひます

ものですが、詳しくは存じませ

んが、県内におきましては須崎高校に

おきまして、こういう事例があるとは

誰も思つておられないことを皆言

つております。あすこも非常な迷惑を

しております。私の学校同様に、就職の先へ行きまして、或いはあんなの学

と思ひますが、非常に生徒もこの件では憤慨しております。中には私の許へ涙を流して来た生徒さえあります。そういうような状態にあります。

○高橋衛君 二、三点お尋ねいたします。生永校長は二十七年の四月一日にこの学校の校長として就任されたのですか。そうでございますね。

○証人(生永利正君) さようでございます。

○高橋衛君 それでは先ほどのお話の中に、あなたの学校の教諭に西願寺守という先生があるというお話でございますね。

○証人(生永利正君) さようでございます。

○高橋衛君 その先生の経歴なり物の考え方ということについて生永校長として見られたところを御説明願ひたい。

○証人(生永利正君) 西願寺守さんは元東亜同文書院に入っておられました。愛知大学ですか、戦後になりました。愛知大学を卒業いたしました。警察官になつておられました。それから警察官をおやめになつて私どもの学校に奉職せられました。

物の考え方は、私もから見ましたら、今の若い先生方としては非常にしつかりしておられる、こういうふうな考えです。それであの先生は愛知大学長さんの懇望によりまして、今年から愛知大学の生徒監の要員ですか。それから名古屋分校の分校主任というので愛知大学のほうへ転出をなさいました。それで、この人の考え方につきましては、私も今申されますような偏向というようなことと関係するような物の考え方の人でないと承知しております。

○高橋衛君 私はこれがいいとか悪いとかいう問題でなしに、善悪の批判は別にして事実だけをお聞きしますから御承知願ひます。昭和二十七年のこと、高等学校の教諭の人たちが教人であつてマルクス・レーニン主義、資本論というものを課題として学校でプリントをお作りになつて討論しておつたという事実を校長として御存じでありますか。

○証人(生永利正君) 私は全然承知しております。

○高橋衛君 昭和二十七年の六月二十四日に一生徒が「真実を知ろう」というビラを学内で撒いた。その内容は相当矯激なものであります。その事実を知つておるかどうか。

○証人(生永利正君) そういう事実は全然知りません。生徒からも、教員からも、誰からもそういうことを、この間の調査の折も聞いておりません。

○高橋衛君 山田町の弘報委員会というのがありますが、山田町の弘報委員会というの、恐らくこれは半ば官報的な機関ではないかと私は存じます。この山田町弘報委員会の出しておられるところの山田弘報というのを御存じでありますか。

○証人(生永利正君) 山田弘報は、私どものところへ廻して下さるときもあれば、廻して下さらなるときもありまゝです。出ておることは承知しております。

○高橋衛君 昭和二十七年のこの発行の日は一九二二年七月三十日の日付の半ば官報的な山田町弘報委員会の発行するところの山田弘報に論説として載つておるものに、「学園の赤旗を排す」という記事が載つておるのであります。

す。これを少し面倒であります。必要でありますので読上げてみます。全文は非常に長くなりますから要点だけ読上げます。近頃学校の教師のなかで過激な革命思想をもつた所謂赤が増えたと世間では取沙汰されてゐる。学園は自由である。マルクスを学ぶもレーニンを崇拝しようが教師自身は勝手であつても、その思想と中心を保つことのできない若い生徒に移し替へるのは教師の使命を逸脱するものと言わざるを得ない。この赤の先生が近頃の高校に居つて、頻りに排外敵対思想を鼓吹して社会講座を賑わして居ると聞く。それが事実でないことを望むものではあるが、その高校の生徒の編集する学校新聞の論説に、成程とうなづける記事があつたことは事実である。子弟教育に聊か関心を持つものは学園内での「赤旗」は見たくないものである。こういう記事が論説として而も半官的な弘報委員会の出しているところの弘報に載つておるのであります。この只今の論説をお読みになつて、生永校長はどう感ぜられますか。

○証人(生永利正君) その論説今承わりますのが初めてであります。その時分は私は着任して間もない頃と思ひますが、(こまかすな)「何をこまかす」というのだ、失礼じやないか」と呼ぶ者あり。私のほうへその弘報を廻わして下さらなかつたと思ひます。それは私は読んでおりましたが、その弘報に書いてあることは山田高校に近いところの高校と言ひますが、山田高校でしようか、近いところの高校というところの高校と言ひましてはななくて、近いところと言ひますと……。

「町内にはないというじやないか」

「何を言うのだ」と呼ぶ者あり。その他発言する者多し。静粛に願ひます。

○委員長(川村松助君) 静粛に願ひます。

○証人(生永利正君) それは私は断定できません。私のところにそれがあつかないかというところは断定できません。そうしてそれを私は私の学校の者であるとは思ひません。

○高橋衛君 三木さんにお伺ひいたしますが、三木さんの先ほどの証言をお聞きいたしておりました。この文部省の事例は文章から見ても、現在の事実と見ているという前提の下にすべてお答えになつておられます。最初に従つて現在はないと、少くとも最近においてこういう事実はないというふうにお考えになつておられるものと考えられます。昭和二十七年当時においては、そういうふうな点についてどういうふうにお考えになつたのですか。

○証人(三木秀雄君) この取上げられましたところの文面は現在の事実であるというふうには私解釈して申上げたことには間違ひありません。そうしてその次の二十七年頃はどうかと言われるわけですが、先ほど事例に取上げられましたところの山田弘報新聞、あの論説が出ました当時、むしろこの以前だと思ひますが、あれに似たような噂が一部あつたことは存じております。ただ併し、これは単にその噂さとして申しますのが、もう少し具体的に申しますと、父兄の人たちの間で最近何と申しますか、左傾的な、子供の考え方が左翼的な考え方になつて困るというような噂を聞いたことがあるのであります。それでこれが学校の教え方がどうか、どうであらうかとい

つたようなことは聞いたことはあります。併し具体的にそれがどういふふうな事例があつてどういふふうな結果になるんだということについては全然私は伺つたことはありません。従つて私自身といたしましても当時更に突込んだところの調査をいたしたこともありません。従つてどういふふうな教育をしておられたのか、きやうな点につきましても私は具体的に申上げる資料を持ち合しておりません。ただ一部にさやうな噂があることは事実であります。

〔須藤五郎君発言の許可を求む〕
○委員長(川村松助君) 今高橋君すましましやう。

○高橋衛君 生永校長にお伺ひいたしますが、あなたの山田町の地区においても一般の社会の人のものの考え方、漸次變つて参つておると私は考えておるのであります。従つて昭和二十七年に御着任になつた当時と現在とあなたの感じとしてどういふふうな変遷の過程を辿つておるかというのを簡単に御尋ねいたします。

○証人(生永利正君) 山田地区の状態から言ひますと、私が着任した山田には限りませんが、高知県は他より少し遅れて行きますが、二十七年よりは今は次第に社会の秩序もよくなつて、ものの考え方、健康な考え方、言葉で言ひましたら悪いでしようか、まあそういう言葉が或いは当てはまるのじやないかと思ひますが、そういうふうになりつつあるように考えます。これは高知県全体として、山田のみではないと思ひます。

それから学校の内部のことにつきましては、私が着任しましたときは、前

○証人（生永利正君） 先ほど申し上げましたのは二年生という点から考えま

○須藤五郎君 いや、今度の二法案の

交通という全然別の系統であるとは言
いながら、**国警**にいられるならば、或

と考えられますが、それほどにも

かわらず、こういうふうなものにつ

いて全然お説みになつておらん、全然お知りにならんというところは如何にも不思議な感じがするのであります。が、この委員になられたのはいつでありますか。

○証人(生永利正君) 委員になりましたのは二十七年の十月頃であつたと思ひます。二十七年の十月頃であつたかと思ひます。公民館を建てましたため計画の委員が要するといふので、前校長が委員でありましたけれども、私は前校長がやめてから空位になつてそのままで、依頼せられましたのは二十七年の十月頃であつたと思ひます。

それからこれに關しまして是非申上げたことは、私はその弘報は初めてでありますけれども、その記事が本當に私の学校でそういう憂うべき状態があるとしたら、その後ずつと続けて私が公民館運営委員或いは社会教育委員会の委員として出ておりますから、その弘報の關係の人や或いはその他の人からこういうようなことがあるがというふうなお話を承わりそうなるもので、それが一切誰からもお話がないといふことは、私は余り町民も大して問題にしておらなかつた問題じやないかと思ひます。

○吉田萬次君 生永さんにちよつと尋ねたいんですが、私は愛知県であります。従つて愛知大学といふものはよく知つております。愛知大学がどんな学校であり、生徒がどんな気分を持つておるか、又先生がどんな教育をしておるかといふことはよく知つておりますが、普通の常識で判断すると違つた学校であります。従つて、その学校を出てあなたのところに来たという西願寺という教諭は、あなたは信頼しておら

れるか知れませんが、その人が今あなたのほうから離れて、そうして再び名古屋に帰つたといふことは、その人が自発的に辞職をしたものか、或いはあなたのほうから何か諭旨退職といふような形式を以て(笑聲)付されたか、その詳細の点を伺いたいと思ひます。

○証人(生永利正君) お答え申し上げます。これは全然私は本人から話があるまで何にも知りませんでした。而もこの問題が起りますと前に、愛知大学のほうから話があつて、話がきまつておつたものでありまして、全然こういうような問題があるからやめて行つたがよからうといふようなことを言つたものではありませう、時期がそれよりかすつと前のことではあります。

○須藤五郎君 子供としてですね。高等学校の生徒ともなれば思想問題に關心を持つのは当然で、若しも高等学校にまで思想問題に關して關心を持たない……(質問したらどうだ)とて呼ぶ者あり)質問だよ。聞いてもらいたい。思想問題に對して關心を持たないような子供こそ私は困つたものだと思ひます、実は……それで私は又家庭におきましても私は不幸にして今学校に行つてゐる子供はありませんが、若しも高等学校や中学校に行つてゐる子供があるならば、私は社会主義教育を家庭において施すだろつと思ひます、その場合に……

○委員長(川村松助君) 須藤君、質問のほうを、本題に入つて下さい。

○須藤五郎君……家庭においてそういう教育を受けた生徒が学校においてどういふ行動をとらうと、そのすべてを学校の責任として(わかつた)と

呼ぶ者あり)学校の先生が受けなければならぬものかどうかという点について、その高等学校の校長先生、又三木さんはどういふふうにお考えですか。

○委員長(川村松助君) 須藤君、それは先生方に御質問する程がきまつております。

○須藤五郎君 ですから、家庭教育と学校教育との關係を私は聞いておるのですよ。(駄目だよ)聞くことないだろつと呼ぶ者あり)

○委員長(川村松助君) それは証人にお尋ねする課題と違ひます。

○須藤五郎君 家庭教育の關係を聞いておかないと、学校の先生が責められるのは氣の毒ですよ。

○証人(生永利正君) これは折角のお尋でございまして、私どもの証言はここに示されました事実があつたかなかつたかといふことでございまして、教育上の意見は又後日改めてお話し承わりますが、その点御了承を願ひたいと思ひます。

○高田なほ子君 只今高橋さんからの御質問で山田弘報が読まれ、「赤の先生が近い処の高校に居つて頻りに排外敵対思想」云々と、こういうことを読み上げて、その一部分を聞くと、あたかもその山田高校がこれに關係のあるような印象を受けたいと思ひます。それから、本問題について、山田高校が絶対に關係ないといふことについて、もう一度御証言を願ひたいと思ひます。これについて……(それは言えない。わからないから言えない、そんなことは「黙つてゐるんだ」と呼ぶ者あり)質問すかつたかな、じやもう一度質問いたします。このこと、今読み上げましたことと、この偏向事

例とくつ付いてゐるような印象を受けているが、これについて絶対にあなたの先ほどの御証言が間違ひがないといふことを再度確認してもらいたい。

○証人(生永利正君) 私の先ほど申上げましたことに間違ひはありません。その記事と委員会から証言を求めましたこととは違つたと考えております。

○高田なほ子君 もう一つ、先ほど愛知大の問題について御証言が他の委員からございまして、これは非常に私は問題だと思ふ。本委員会として愛知大が誠に異なつた教育を行なつてゐるといふことは、今後愛知大学の学生にも及ぼす影が甚だしく大だと思ふ。(取消し)「取消し」と呼ぶ者あり)どうぞこの発言は取消しをお願いしたいと思ひます。

委員長においてお諮り下さい。(必要なし)「動議々々」「動議賛成」と呼ぶ者あり)

○委員長(川村松助君) 只今の高田君の言葉も先に吉田君が言つた言葉と少し違つてゐる。吉田君は普通常識を持つてすれば多少違つてゐると言ひましたし、高田君の言葉はもう少しそれが強く表現されております。若し強いて何するならば速記録を見てからにしましょう。(賛成)「委員長」と呼ぶ者あり)

○高田なほ子君 よろしいです。

○高橋衛君 三木さんにもう一つお伺ひいたします。こういう事実があつたかなかつたかといふことについては、三木さんも非常に御返答しにくいようでありまして、とにかくこれらの判断をする一つの基礎資料としたしまして、この山田地区においては教育の環境と申しますか、社会環境はどんな状況であるか。例へばそこには共產黨の活動が相当激烈であるか、フランク活動が相当激しいかどうか、そういうふうなことに對して、これは警察官としてお聞きするのは或いは無理かも知れませんが、PTAの会長として率直にお述べを願ひたいと思ひます。(大いに盛んだと答えてもらいたい)と呼ぶ者あり)

○委員長(川村松助君) お答えになれば無理に答へなくてもいいです……無理に答へる必要はない……無理にお答えなさることはないと思ひます。(答えない間は時間に入れないで下さい)「大自由党がけち」しなさんな」と呼ぶ者あり、(笑聲)

○証人(三木秀雄君) 共產黨の勢力は私は余り知りませんが、地方の環境と申しますか、一応わかります。これは非常に保守勢力の強いところでありまして、(笑聲)先づ從來の例を上上げますと、通常如何なる選挙におきましても、普通の場合共産黨並に社会黨まで合せましても、保守黨の先づ一割に足りない実情でございまして。(「蛇だ」と呼ぶ者あり、笑聲)

○高橋衛君 これも三木さんに、あなたの判断をお聞きしたいのであります。保守勢力の非常に強いところ、そして而も学内においてそういうふうな或る程度偏頗的な言ひますか、仮にそういうふうな事例があつたとすれば、それは社会科の社会環境から來るところの影響によるものであるか、それとも教育自体の内容から來る影響であるか、そのいずれであるかといふあなたの御判断をお願いいたします。

○証人(三木秀雄君) 私遺憾ながら事実を調査いたしておりますので、ど

ういうところから、こういう影響があるか存じません。

○永井純一郎君 私は校長先生と三木さんに一言だけよつと聞いておきたいと思うのです。それは今高橋君から御披露がありました、この山田弘報という新聞のようなものですが、これをいふ／＼私が今聞いておつた感じでは、恐らく特定の政党に關係している人が弘報を執筆しているのじやないかという感じを受けました。これは村では非常に多いことがあります。私自身もそれに類するものがあります。赤だときめつけられることはしばしばでございます。

○永井純一郎君 赤だからね「失礼なことを言いなさん」と呼ぶ者あり、田舎では特に社会科の先生という、もうすぐそのこと自身で赤いというやうな、非常に低い判断をいたしておる。山田弘報をどういふ人が出しているのか、そのことを私お伺いしたいと思ひます。先ほどの三木さんのお話では、殆んど選挙のときでも自由党の金城湯池のやうなところである、こういうお話でありましたが、この山田弘報をどういふ人が編集をして、単なる噂をさういふふうに出したものだと思ひますが、どういふ人がやつたか、この点だけ一つ参考までに……。

○証人(生永利正君) 私は政党のことには余り頭を突込んでおりませんから、どういふ程度に言つておきますか。どうかは存じませんが、その当時ですと、今の編集の意図とは編集の意図が違ひますが、篠田寿美さんという方が編集をしておつたと思ひますが、山田町は大休町会議員の方ですが、町会議員の方は大体多くは保守政党と申しますか、そういうふうの人であるように

承知しております。私もどがおつき合ひしておる人皆さういふ方でございますが、それ以上のことはその方……。

○永井純一郎君 それで結構ですよ、わかりました。

○岡三郎君 大体証人の方にいふ／＼御質問することについて多岐に亘つていふわけですが、この文部省の偏向事例の中に載つてゐる事例ですね、事例については、これは明瞭に夜間部の二年生で「アカハタ」を配つて、それを昼間部の先生が支援してゐるという事例なんです、こういうふうな明確に出ているというところはどこか根拠がないかと、その点について我々も考へていたわけですが、証言によつてまあそういう事実はないということになつたわけですが、それでそれを何とかこう余りにはつきりないという、工合が悪い方々が弘報を持つて来て、こういうことが響いてあるということ、どういふと論議されてゐるのですが、本委員会では、そういうふうな揣摩臆測とか或いはその他の自分たちの勝手に聞き込んだことで、この学校に不名誉な判定をつけようというふうなことは私はまずいと思うのですが、正々堂々と、私はこれから聞きますからお答え願ひたいと思ふ。

第一点はこの文部省の偏向事例に載つてゐる山田高校の問題については、文章をずつと讀んだと思ふのですが、これは正しいか、正しくないか。この点についてもう一遍聞きます。校長さんに。

○証人(生永利正君) 正しくありません。

○岡三郎君 はい。全面的に否定されますか。

○証人(生永利正君) 全面的に否定しませんが、この事例に載つてゐる事例ですね、ほかのことを抜きにしますよ、この文部省の偏向事例として載つてゐるこの事例について正しい点があるかどうか、これを伺ひたいします。

○証人(三木秀雄君) 私は自分の知つてゐる範囲内におきましては、正しいものとは認められませんが。

○岡三郎君 はい、わかりました。それでいふ／＼とこの質問をすることについてです、更に追及すると、私の知つてゐることについては、私を又追及して行けば、これはきりがないうことなんです。私は以上の点については質問いたしません、ただ問題は先ほど高田さんが言つたやうに、吉田さんの言葉の中で愛知大学の問題が出たわけですが、大学というのはいろいろとあるわけですよ。そういうわけではあり、この愛知大学は常識から見ると変だとも言われて、それは御勝手にしようが、併し少くとも文部委員会において事案に何にも關係ないことで私は物議をかもすやうなこと、お言葉を一つやめてもらひたいと思ふ。(発言する者多し) 私はまだ質問があるのです。お静かに聞き下さい。そこで自由党の強い地盤で革新陣営が東になつてかかつて一割しか取れないといふのはさこそ思ふのですが、そのやうな地盤の中であればこそ、このやうな根拠もないことが私は出たといふふうにも思ふのです。(「そうだよ」と呼ぶ者あり) そういう点についての御感想を一つ。聞いてもなかつた／＼言えないと思ふのですが、まあ赤い、黒い判定

という問題については、ここで私たちが言う必要はないですが、それ以上言つてもしょうがないからやめます。(笑聲、「先生が首になるからね」と呼ぶ者あり)

○相馬助治君 いふ／＼発言に枝葉が出て問題が分れたやうですけれども、この委員会が両人の御出頭をお願いして尋ねようとするのは、ほぼ目的を到達したと思ふのですが、それで先ほどの吉田委員の御発言に關して高田委員の動議は成立して、それに対して川村委員長が速記録を調査の上取計らう旨が宣言されておりますから、これも吉田委員が自発的に取消さない限りにおいては、どうなるかは、その処置がどうなるかはこれは今後の問題であつて、午後の日程もあることですから、ほぼここでその証言が我々の目的に合つてゐるこの段階において、午前の部はこれを以て打ち切られるやうに私は希望いたします。(賛成)「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(川村松助君) 只今相馬君からの……。

○相馬助治君 ちよつと今の議事進行について石川さんから発言が求められておるやうですから、石川さんの発言並びにこの答弁が完了したときを以て自動的に委員長は打ち切られるやうに希望いたします。

○石川清一君 簡単にお尋ねいたしますが、この条文の中だけに限定いたしました、山田平和委員会準備会というものが結成を企図してゐると書いてありますが、今日この結成が進みつつあるかどうか、或いは結成されておるかどう、これが一点、三木さんにお尋ねをします。

山田校長先生には、就任をされましてから夜間部及び昼間部の担当教員で異動があつたかなかつたか。あつたとしたら何人異動があつたか。その点をお伺ひいたします。

○証人(三木秀雄君) 平和委員会準備会の結成を企図しておつたという事実、並びにこれがまだ継続してあるかどうかといふことの御質問であつたやうですが、元来かやうなものがあつたかどうか私存じておりませんですから、全然より以上お答えできません。

○証人(生永利正君) 今のお尋ねでございますが、私の学校、山田高等学校と申しますのは、全日制と定時制が本校にありまして、美良布という所に分校がありまして、その間の教員の異動でございますか。それとも他校へ転出の件でございますか。

○石川清一君 山田高等学校内から他校であります。

○証人(生永利正君) 他校へ転出したしましたものは、定時制の担任者でございます。……定時制の担任者では、そのまま転出したものは、定時制から一名もいないと思ひますが、(「はつきり記憶がなければはつきり記憶がないと言へばよい」と呼ぶ者あり)定時制からそのまま外部へ行きましたものは、記憶がありませんが、ないやうに思ひます。

○委員長(川村松助君) これを以て高知県立山田高等学校関係の証人の方の証言を終了したものとして御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(川村松助君) 御異議がないと認めます。一応休憩いたします。再

開の時間を二時といたします。

午後零時五十八分休憩

午後二時十一分開会

○委員長(川村松助君) 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

ちよつとお諮りいたしますが、本日午後に出頭予定の偏向教育の事例中北海道武佐中学関係の証人杉原春夫君は急病のために出頭ができない旨申出があります。事情止むを得ないものと認めて御異議ございませんか。

【異議なし】と呼ぶ者あり

○委員長(川村松助君) 御異議ないと認めまして、さよう決定いたします。

○相馬助治君 勿論異議ありと言つても仕方がないのでありますが、併し急病というだけでその事態を詳細に知らないのですが、あとで診断書を要求するなり何なりをして、委員長において納得の行くように処置をして頂くことをお願いいたします。

○委員長(川村松助君) 了承いたしました。

文部委員一同を代表して御出席の証人各位に一言御挨拶を申し上げます。目下当文部委員会におきまして、義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案の両法案を審議中でございますが、この法律案に関連して、文部省当局が当委員会に提出した資料、「偏向教育の事例」につきまして、その信憑性に関し証人を喚問してその証言を聴取いたすことに決定し、本日各位の御出頭をお願いいたしましたところ、御多忙のところ遠路をわざわざ御出頭下されまして厚く御礼を申し上げます。

只今から証言をお聞きするのであります。議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律によりまして、証人各位に宣誓をお願いいたすことになつております。宣誓に入ります前に証人にお注意申し上げます。若し虚偽の証言を陳述したときには、議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律第六条によりまして三月以上十年以下の懲役に処する罰則があり、又正当の理由なく宣誓若しくは証言を拒んだときは同法第七条によりまして一年以下の禁錮又は一万円以下の罰金に処せられることになつておりますから、この点御注意申上げておきます。但し、民事訴訟法第二百八十条(第三号の場合を除く)及び第二百八十一条(第一号及び第三号の場合を除く)の規定に該当する場合に限り、宣誓又は証言若しくは書類の提出を拒むことができません。これも併せて御注意申上げておきます。念のために先ず民事訴訟法第二百八十条の該当部分を朗読いたします。

第二百八十条 証言カ証人又ハ左ニ掲クル者ノ刑事上ノ訴追又ハ処罰ヲ招ク虞アル事項ニ関スルトキハ証人ハ証言ヲ拒ムコトヲ得証言カ此等ノ者ノ恥辱ニ帰スヘキ事項ニ関スルトキ亦同シ

一 証人ノ配偶者、四親等内ノ血族若ハ三親等内ノ姻族又ハ証人ト此等ノ親族関係アリタル者
二 証人ノ後見又ハ証人ノ後見ヲ受クル者
次に民事訴訟法第二百八十一条の該当部分を朗読いたします。
第二百八十一条 左ノ場合ニ於テハ証人ハ証言ヲ拒ムコトヲ得

二 医師、歯科医師、薬剤師、藥種商、産婆、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教又ハ禮祀ノ職ニ在ル者又ハ此等ノ職ニ在リタル者カ職務上知りタル事実ニシテ秘密スヘキモノニ付訊問ヲ受クルトキ前項ノ規定ハ証人カ黙秘ノ義務ヲ免セラレタル場合ニハ之ヲ適用セス以上であります。

宣誓の順序はお手許に配付してあります。証人名簿の順にお願いいたします。
【総員起立、証人は次のように宣誓を行なつた】

良心に従つて真実を述べ、何事もかくさず、又、何事もつけ加えないことを誓います。
証人 横田 俊夫

良心に従つて真実を述べ、何事もかくさず、又、何事もつけ加えないことを誓います。
証人 星野 健三

良心に従つて真実を述べ、何事もかくさず、又、何事もつけ加えないことを誓います。
証人 清原庄太郎

良心に従つて真実を述べ、何事もかくさず、又、何事もつけ加えないことを誓います。
証人 綿津 四郎

良心に従つて真実を述べ、何事もかくさず、又、何事もつけ加えないことを誓います。
証人 野村 幸祐

良心に従つて真実を述べ、何事もかくさず、又、何事もつけ加えないことを誓います。
証人 藤岡 武雄

良心に従つて真実を述べ、何事もかくさず、又、何事もつけ加えないことを誓います。
証人 丸茂 忍

良心に従つて真実を述べ、何事もかくさず、又、何事もつけ加えないことを誓います。
証人 原田 式雄

良心に従つて真実を述べ、何事もかくさず、又、何事もつけ加えないことを誓います。
証人 山本 保夫

良心に従つて真実を述べ、何事もかくさず、又、何事もつけ加えないことを誓います。
証人 村上 義晴

良心に従つて真実を述べ、何事もかくさず、又、何事もつけ加えないことを誓います。
証人 安本 薫

良心に従つて真実を述べ、何事もかくさず、又、何事もつけ加えないことを誓います。
証人 御清席願ひます。

○委員長(川村松助君) 御清席願ひます。

証言の内容については、証人各位には参議院議長からすでに送付してあります証人の出頭を求むる通知と、それに添付した件、即ち文部省から提出した資料「偏向教育の事例」につき御証言をお願いいたします。本日は多数証人の御出頭をお願いいたしております。

○証人(横田俊夫君) 参議院議長さんから証言を求められておる事項に對しまして証言をいたします。偏向教育の内容でございますが、ここに証言を求められておりますことは、一項から四項まででございます。以下順を追つて申し上げます。

第一項、「アカハタを生徒及び一般人にまで配布した。」これは「平和と独立」の誤りと思われれますが「平和と独立」を生徒に回覧し、或いは一般人に配布したことは数人の証人もおります。なお中標津町公平委員会もこれを確認いたしまして、公平委員会の判定書にも明瞭にこれが載つております。

第二項、これは四つの部分からなつておると思いますが、そのうちの第一、共産党でなければ味方にならないと述べたこと、こうした意味のことを言つておることは當時部落民から私聞いておりましたが、教室でも共産党が一番いいと言つたことは事実であります。

第二、野坂、徳田が真に日本を救う人物であるにもかかわらず追放されている意味がわからない。このことにつきましては日本救済の唯一の人物は徳田様であるというようなことを教室で話したことは数人の生徒が証言をいたしております。

ので、時間の関係もあり、証言の時間は大体お一人八分以内に御証言をお願いします。

なお各委員に申し上げますが、証人のかたに對する御質疑は各事例ごとの証人各位の証言が全部終了してから後にお手許に配付してあります時間の範囲内においてお願いいたします。横田俊夫君から御証言をお願いします。

○証人(横田俊夫君) 参議院議長さんから証言を求められておる事項に對しまして証言をいたします。偏向教育の内容でございますが、ここに証言を求められておりますことは、一項から四項まででございます。以下順を追つて申し上げます。

第一項、「アカハタを生徒及び一般人にまで配布した。」これは「平和と独立」の誤りと思われれますが「平和と独立」を生徒に回覧し、或いは一般人に配布したことは数人の証人もおります。なお中標津町公平委員会もこれを確認いたしまして、公平委員会の判定書にも明瞭にこれが載つております。

第二項、これは四つの部分からなつておると思いますが、そのうちの第一、共産党でなければ味方にならないと述べたこと、こうした意味のことを言つておることは當時部落民から私聞いておりましたが、教室でも共産党が一番いいと言つたことは事実であります。

第二、野坂、徳田が真に日本を救う人物であるにもかかわらず追放されている意味がわからない。このことにつきましては日本救済の唯一の人物は徳田様であるというようなことを教室で話したことは数人の生徒が証言をいたしております。

記載されてございます。
以上いずれも私は地方教委からの報告に基きましてここに御証言を申上げる次第であります。終り。

○委員長(川村松助君) 次に星野健三君に御証言を願います。

○証人(星野健三君) 私はこの武佐中学の問題につきましては途中から出ましたが、公平委員会の本人たちの代理人となつて出席いたしておりましたので、私の知り得た範圍で証言いたしましたと思います。

最初にここに出ております事例を述べる前に、このことは非常に内容が複雑でございますので、それらに関連することを若干申上げないと皆さんが十分に御納得行かれないのじやないかと、かように思いますので、大麥中郎さんと思いますが、その点を少し申述べさせて頂きます。

この杉原春夫並びに伊藤信は二十七年の八月十五日に地方公務員法の第二

免職を受けたわけでございます。この第十八条の第一項の第三号、つまり分限第三号はその職に適格性を欠く、こういう内容の法文でございますので第二十九条によるところの懲戒免職処分ではございません。それから父の春吉は、これは校長でございますが、これは八月十五日に懲職処分になりました。

た。この事件が中心となりまして非常に心労の結果頭に來まして休職処分になりました。二十八年度の二月十四日まで休職で、その後同様に二十八年度の二月十四日まで休職で、その後同様に二十八年度の適用で免職処分になっております。それから杉原春夫は当時東北帝大の航空工学科を出た者であり、校長の春吉は山形師範を卒業後、中等教員の

などに顔の利く人が非常に力があった。こういう中で先ほども申し上げました。こういふ部落到ちてくるような教育の高い而も町で勉強したかたが、こういふ部落到ちてくるような問題でPTAの運営或いは部落諸君の問題で、そういふもので入り乱れていくものではないかと聞いていた。

たということは、いろ／＼な記録を調べ、又部落の人たちの投書等を見ましてもはつきりいたしておりました、私もこちらに手許に持つて来ておりますが、こういうようなことを申上げると又部落の人たちにいじめられるから暫くの間出さないでくれないか、こういうようなことを書いて来ている文書もございしますが、そういうわけで

ございましたので、いろいろな点からこの中学校側の教員たちが部落とうまく行かないので、部落側としては追出しかかっていたというようなことは、私がいろいろ話を聞いて考えられました。時たま二十七年の四月二十二日に、ここにもありますが、政令三百二十五号違反で捜査を受けました。それを問題にいたしまして部落大会が四月二十六日に開かれました。この部

落大合は一軒の家から一人の人が集まつてそうしていろ／＼相談をしたわけですが、最後に、この教員たちは僞任できない、こういうことになつたのですが、そのきめられた状態が非常に問題でなかつたか。それは第一は同一筆跡の委任状が相当あつた。これは公平委員会でも認めております。ただその時には使わなかつたということも宣つておりますが、こういうような状態

或いは婦人の発言はどなりつけられてとめられた、それから一カ所に集つて相談して×○をつけた。こういうよう

の概要と処理について」という中に、学校教育、校舎の管理状況は比較的よいほうで、一方に偏した政治教育をしたという確たる事実も見られることな

○委員長（川村松助君）次に清原庄太郎君に御証言を願います。

○証人(清原庄太郎君) 私は北海道中標津町武佐中学校に關し証人としてお招きを受けましたので、北海道の際は

ての国、根室からはる／＼上京したものでございます。証言すべき事項を示されておりますのでこれに従いまして順次申上げたいと存じます。

事件の概要でございます。この件につきまして申し上げますと、昭和二十七年の四月警察の手入れが学校にございまして、この事柄が部落に知れ渡りま

したので、部落といましては、この一大事件の起りますずっと以前のころとでございますが、たしか杉原春夫先生が教頭としてこの武佐中学に就任された頃からだと思っております。学校生徒から、又部落内の一部の評判からして、何となく中立を欠く教育をなされていのではないかと父兄の間には不安を持つようになったと思っております。

でも聞いて、暴漢を一步も校内に踏み入れさせず撃退したと放送しましたの
で、部落民の不安と先生に対する不信は大変でありました。そこで部落代表などが事の真相を調査し、部落民に事態を報告し、私どもは部落民の意思に基きまして関係当局に陳情の運びになったのでございます。

次に偏向教育の内容とございますが、当時発行禁止となつておつたかと思ひますところの共產党の機関紙と聞いております「平和と独立」を生徒に教室で回覧をさせ、又説んで聞かせたこともあると聞いております。又一般部落民にも配付した事実もございまして、この件は中標津公平委員会でも確認されているはずでございます。

次に野坂、徳田の件でございます。彼らは眞の平和愛好者であり、日本を救う立派な人物であるに追放されてゐることは戦争を早めることであり、平和の招来を妨げるものだと言へば話したということも聞いております。このほか、私どもは共產党であるか否かは知りませんが、伊藤信子先生が、小森という生徒に對しまして、お

前の父さんは立派な共産党員であつて、お前は共産党が嫌いだというが父さんは立派な党員だと褒められたが子供は迷惑がつたという話を生徒などから聞いております。

反対に父兄が町議会議員の反共産党の子供とありますが、私の子供のことでないかと思われれます。当時、私は町議会の議員ではございませんでした。二

してから、私の子供に対して何かとつらく当られたのではないかと思うことがたび／＼のように考えられたのでございいます。

次に数学と英語の授業の点でござい
ますが、英語は殆んど教えられていな
かったようでございます。高校就学の
生徒は一律に英語は教わっていないか
つたので、英語には全く閉口だと難儀
したので、英語を聞いております。

が、休戦会談が停頓しているのは、米
国が日本に基地を作るためにわざ／＼
長引かせているのだ、米国が手を引け
ばソ連はいつでも平和を好んでいるの
だからと、いうことを生徒に話をされ
たことを聞いております。

白鳥警部暗殺事件でございますが、これも授業中のことと聞いております。白鳥警部のような人間は殺されるのが当り前で、殺されたからといって誰一人同情するものがないのだと言われたと聞いております。以上で私の求められました証言は終りでございします。

○委員長(川村松助君) これを以て北

海道武佐中学関係の証人のかたの証言は終りました。各委員のかたで御質疑のおありのかたは御発言を願います。

○須藤五郎君　星野先生にこの畑正志という人の人物なり、その当時の社会的な動きなりに関しまして、もう少し詳しく伺いたいと思います。併せて政壇関係もありましたらお知らせ下さい。

○証人(星野健三君)　畑正志というか

たは、私どもの調査したこと並びに公
平委員会の本人の証言その他によりま
して私が客観的に申上げるわけでござ
いますがこのかたは中標津町の武佐駐

まずいやり方でありまして、こういうことがたとえ今まで習慣であつたとしてもやはり正常な学校教育が一つの角度から侵されてゐるのではないか。こういう工合に判断するわけではございませんが、この問題があつて以後やはりこれが一つの感情問題と申しますか、しこりとなつてこの免職処分、私が先ほど申し上げましたような一つのことをきつかけとして、偏向教育をしたとか或いは赤い教育をしたとか、こういう工合に発展して行つたのではないか、かように考へております。なおこの政党内の所屬関係でございますが、これは私承知いたしております。

○須藤五郎君 畑君と杉原君との間に何か特別な個人的な関係があつたかどうかといふことを一点。それから政令三百三十五号違反といふことは、これは偏向教育と何ら関係ないことと思ふのであります。当時アメリカが日本を占領した、その占領政策との闘ひの過程において起つて来た問題であります。あなたがこの政令三百二十五号違反と偏向教育との関連があるといふふうに考へられますか。

○証人(星野健三君) 私先ほどもつとと失念いたして申訳ないことをいたしました。この問題の起つた学級は女のほうの伊藤信という先生の先生です。これは訂正いたしておきます。全部という工合にとられるとちよつとまづいと思ひます。

それから特別関係があつたかどうかといふことにつきましては、これはそういうような問題のときから何か話があつたのじやないかと思ふのですが、個人的にどういふような関係があつたかどうかといふことについては私は承

知いたしております。

それから三百二十五号違反の容疑、これは先ほども申し上げましたが、四月の二十二日の問題で、捜査を朝、午前七時三十分頃だと思ひます、記録によりまづと、捜査を受けたようでありまづ、このことについては私もこれは本人自身の問題であつて、偏向教育そのものについては何ら関係がない、教育委員会もこの問題で偏向教育をしたといふことではなくて捜査を受けた後反省の色もなくとか何と申す、そういうような言いまいな言葉であります。これについても私も異議があるのですが、そういう言葉で、教育委員会自体もそういう工合に見てゐるようであります。

なおこれに附加して申上げておきたいことは、この捜査を受けました結果、二十七年の十月の十六日に剣路地方検察庁で不起訴処分となつておりますので、これはあの政令も、配布の目的をもつて所持しているといふのであればこれは罪なしといふことになるのだといふ工合に聞いておりました。

○須藤五郎君 私の質問した要点だけをおつしやつて頂きたい。

この偏向教育の内容としていろいろの例を清原さんなど挙げていらつしやいます。今日本人が出席しておられますので甚だ遺憾だと思ひます。本人がおれば私はいろいろ質したい点があるのですが、本人がいないのでそれを質することができませんが、この中には常識的に私たちの立場で当然だと思ふことと、それからこんなことはまさか言ふまいと思ふことと二通りあるわけなんです。そうしてどうも先ほど

清原氏の話を聞いてみると、共産党を何か特別のともでもない人たちの集まりのように考へてゐる先入観をもつて、この杉原君たちの行動を議したのではないかといふふうには私たちが考へられるような言葉があつたと思ひますが、私自身も共産党員です。今日共産党は日本の合法政党的立派な大政党として存在し、私自身も国会に席をもつておつて、決して危険なものでも何でもない、本当に日本の将来を考へて闘つてゐるのは共産党だ、これは各党ともお互いに自負心をもつてゐると思ふ。私たちはやはりそういうふうにと考へてゐる。ですから若し杉原さんがこれは共産党員か何か知りませんが、若しあなたの言うように共産党員であるならば、このくらゐに考へるのは当然だと思ふのです。何も偏つた考へでも何でもない。自由党のかたは自由党は国民の味方だといふふうにと考へてゐるし、又今の総理たちは日本を救ふものだといふふうにと自由党の諸君は考へてゐる。私たちがとしては徳田、野坂が真に日本を救う人物だといふふうにと考へてゐる。こういうことは一向何ら差支えないことで、どうも皆さんはこういうことを言うとか何か特別の人間であるかのごとく解釈されて、特にこういうことを問題にしていらつしやるように私には受取れるのですが、本人がいませんので甚だその点遺憾だと思ひますが、先ほど暴漢無頼漢が学校云々といふような発言をされましたが、そういう発言を清原さん、する根拠があつたのですか。暴力を振つたとか何とか実例があつたのですか、どういふ立場から暴漢無頼漢云々といふような言葉を使われたのですか。

○証人(清原庄太郎君) それはどういふ考へで言われたか私どもにはわかりません。それは伊藤信子先生ももう杉原春夫先生も警察と認めた後にも生徒の前で暴漢、無頼漢、売国奴、面を上げろといふことを言われたといふことを言われました。それに共同して伊藤先生もこれはどういふことを言われたのでございませう、どういふ意味で言われたか私どもにはわかりません。

○須藤五郎君 私が誤解しておりました。わかりました。伊藤君や杉原君は警察官たちに対して暴漢、無頼漢が学校を占拠しようとするからといふようなことを言つたわけですか。

○証人(清原庄太郎君) そうです。

○須藤五郎君 これは本人がいないので真偽を確かめることができません。それから「平和と独立」を一般に配付したといふことをあなた今おつしやいましたが、これは評判を聞かれたのですか、あなたがその配付を御覧になつたのですか、どうですか。

○証人(清原庄太郎君) それは直接に部落の家を廻つてこれを御覧なさいと言つて渡して行かれたところ何軒もございませう。

○須藤五郎君 何軒もあるとおつしやるのはあなたが、自身がその現場なりそのものを御覧になつたのですか、どうですか。はつきり答えて下さいよ、清原さん。人の評判だけじゃないですよ、あなたが実際にそれを見たかといふことを質問しておるのですよ。

○証人(清原庄太郎君) 私は実際に渡されて行つたといふことを見ております。

○須藤五郎君 何という人に渡したの

を見たのですか。誰が何という人に対して渡したのを見たのですか。

○証人(清原庄太郎君) これは中司さん、石橋金作さんほかあるといふことを聞いております。

○須藤五郎君 他から聞いておるのじやいけなないのです。

○証人(清原庄太郎君) 石橋さんのところで置いて行つたことを知つております。

○須藤五郎君 誰が置いて行つたのですか。

○証人(清原庄太郎君) それは杉原春夫先生であります。

○須藤五郎君 もう一点お尋ねしたいのですがね。これはものを判断をする参考にしておきたいのですが、どういふようか。朝鮮の休戦の会談が停頓しておるのは米國が日本に基地を作るためだと述べておるというところが問題になつておるが、あなたはどういふふうにと考へていらつしやいますか、このことに關して……。

○証人(清原庄太郎君) 私は基地を作るためだとかためでないとかいふことは存じておりません。

○須藤五郎君 あなたは何も存じない立場でありながら人が言つたことを批判することが、これを非難する立場にあるととれるでしょうか、どうでしようか。

○証人(清原庄太郎君) いい悪いといふことを私は申し上げておるのではありません。(その通り)と呼ぶ者あり。

○須藤五郎君 いやこれを偏向教育だといふふうにとりしてそれは解釈できるのではありません。(事實を言つておるのだ)と呼ぶ者あり。いや偏向教育だといふ認定をしていらつしやるから私は尋

ねるのですが、どこが偏向教育なんでしょう。(「そういう質問はいかんよ、人がやるときは悪いと言つて自分がやつていけるじゃないか」と呼ぶ者あり)よろしくごさいます。これはよろしくごさいます。それじや私は本人が来たら本人に突込んで、この点私が非常識だと思ふことを実際に本人がやつたかというのを私は尋ねたいと思ひます。本人がおりませんから私は質問をこれで保留しておきましよう。又あとでいたしましよう。

○委員(川村松助君) ほかに御質疑ございせんか。

○木村守江君 ちよつと横田さんにお尋ねいたしますが、先ほど星野君の答弁を聞いておりますと非常に表現しにくいような恰好でいろいろ核心に觸れないで偏向教育でないというようになことを言つておられますが、あなたはあの今の星野君の話を聞きましてもお中標津の教育は偏向教育であると認められませんか。

○証人(横田俊夫君) 先ほど私申し上げました通り、先ほど私の申し上げたことは教育委員会からの報告によつて申し上げたことで、若しこれが、まあ事実でしょう、公平委員会も判定をしておるので事実でしょう。これが事実であれば明瞭な偏向教育であると私は考えております。

○木村守江君 もう一つお尋ねいたしますが、この中標津の只今まで申されましたような教育をしておつたならば、非常な大きな問題であると考えますが、この問題について何らか文部省あたりから調査に参つたことがありませんか。

○証人(横田俊夫君) 別段文部省から

の調査というところはございせんでした。但しこの問題につきましては私の町では先生がたがまだ住宅を空けませんの住宅を新しく二戸造つたり、その他一戸か二戸買収をいたしまして、或いは公平委員会の記録等もことごとく速記者がおりませんのでテープレコードでとつておるといふような関係で、非常に金がかかつておるわけです。ですからこれは当然道教委が解釈をして、地方教委に廻つて来たもので、本来道人事委員会やらなければならぬものを私もがやつたんで、この金については当然国或いは道が見てくれなければならぬだろうというので、或る程度のこととを何とか道を通じて金を或る程度みてくれ、私どもの町は非常に財政が貧弱でございまして、何とか金をみて頂きたいということとを道を通じて自治庁に申出たことがございまして。

○木村守江君 今の横田さんの話ですと大変金がかつたという話ですが、大体どれくらいかかりました。

○証人(横田俊夫君) ちよつとここで私はつきりいたしません、住宅関係だけでも百数十万円ですから、二百万円以上と思ひますが、はつきりいたしません。

○木村守江君 こういうような問題のために金が二百万円内外かかるということでは、こういうことのないような方法にしなければいけないと思ひますが、どういふ方法がいいと考えるのですか。

○証人(横田俊夫君) ちよつとここでどういふふうなことがいふかというようなことは私にはわかりません。

○木村守江君 ああそうですか、よろ

しくございまして。

それではちよつと清原さんにお尋ねしますが、何かその共産党にくみしないというふうなことで、生徒児童に暴行を加えた。而も殆んど人事不省になるような程度に暴行を加えたというふうな話があるようですが、それは本當でございせんか。

○証人(清原庄太郎君) お答えいたします。共産党でないために暴行を加えたなどというふうな事実はないと思ひます。ではありますが、学校内のことについて先生と生徒との口争ひをいたしました結果、星喜八という子供は杉原春夫先生に叩かれたという事案がございまして。

それは中標津公平委員会のあれにも出ておりますが、生徒の言ひ分では十数回も叩かれた。そして伊藤先生、校長先生がとめられるのも聞かすして、杉原春夫先生が叩かれたということも聞いております。

で丁度その当日でございました。私外出先から帰つて参ります途中、その星喜八に道で会ひまして、そうしてその星喜八が非常に平素と変つた顔をしておりますので、どうしたんだらうかと思ひましたが、私どもは星喜八の所とは相当距離が離れておる所ではございまして、どうしたんだということは聞きませんでした。家に帰りまして、星喜八がどうしたのか随分顔をほらして行つたがどうしたんだと言ひました。ところが私の子供が学校へ行つておりましたので、その事の次第を話しましたので知つたわけでござい

ます。

○木村守江君 ちよつと星野健三君にお尋ね申上げますが、先ほどいろいろ

非常に表現しにくいような文部省の資料とは殆んど縁の遠いようなお話を拝聴いたしました。ちよつとお伺ひいたしますが、あなたは現在北教組の副委員長をなさつておるのですか。

○証人(星野健三君) そうです。

○木村守江君 それからまともに聞きにくい話ですが、あなたのほうに關係のある教育情報によりまして、あなたは選挙違反に問われたことがありま

ね。

○証人(星野健三君) この問題はここ

で証言することは偏向教育をしたかどうかといふことの証言で来ていること

で、それについてはお答えをする必要はないと思ひます。

○木村守江君 それはあなたが答える必要がないといふのはいいのですが、あなたは曾つて選挙違反で逮捕拘禁された、日教組から教員の資金を三十四万八千八百円もらつておられますね。

「必要がない」と言つていふじやないか」と呼ぶ者あり」なくはないでし

う、あるでしょう。

それからちよつとお尋ねいたしますが、只今あなたを除く横田さんと清原さんとがいろいろ証言をされましたが、そういうふうな状態にあるということは大休想像できると思ふのです。あなたはその点にはちよつとも触れておりませんが、そういう状態であつても偏向教育ではないと、ちよつとも教育上差支えないものだといふことを考えられますか。むしろ私たちはこの教育は共産党教育といつてもいいのではないかといふように考えられますが、どう

でしやう。

○証人(星野健三君) 先ほど時間がなくて私申し上げられなかつたので、道教育委員会の処分した理由でこれを偏向教育といふ工合に断定してない、専門家が見た立場で判定をそういう工合にしていけないといふことを申し上げたのですが、ここでどういふお考えで赤いとか或いは共産党と言われているか。二人の証人のかたの考えていることを私よく存じませんが、併しこの部落で行われていたことで、政府をおかみと称してこれに反対するものは赤である、こういうふうなことを言つていふという記録もこれは授書でござい

ますが、そういうふうなことを考へてみた場合に、私もこれはその点はよく承知しております。共産党といふか或いは共産主義といふものはどういふものかといふことはよく承知しております。その中で何とも言へませんが、ここに書かれてあります偏向教育の内容でいろいろ御証言になつたことと或いはここに書かれてあることにつきましては、私どものほうとしましていろいろ本人にも当り或いは記録によりまして調査いたしました結果、この問題等についてはお互ひに言つた、言わな

い、こういうふうな水かけ論になつておりました。正直に申し上げましてなかなかはつきりしないのです。そして先ほど御証言にもありましたが、子供をなぐつたといふことを星喜八という名前を出しました。若しその子供をなぐつたといふのであれば、これは学校教育法にも違反する重大な問題なので、これはやはり事実かどうかといふことは確かにしなければならぬ。

○木村守江君 先ほどいろいろ二人が証言いたしました。例えば「平和と独立」といふようなものを学校内で配

付するということでも何ら差支えないと考へますか。

○証人(星野健三君) これは簡単に申上げたのですが、私の承知しておる事実をちよつと申上げますとこの「平和と独立」を四月の二十四日に政令三百二十号違反で問われたときに、どういうものですかというのを生徒に聞かれたので見せた。これは公平委員会でも日にちが大休二十四日頃くらいというふうになつております。そのほかは全然触れておりません。

○木村守江君 私はこの北海道新聞で武佐事件処理理由の判定、この文を讀んでおります。それから今御二人の御証言を見ております。そういう点から考へまして、あなたは偏向教育と認めないか、あなたの考へを聞いております。(考へなんか言う必要はない)と呼ぶ者あり)認めるか認めないか、そういう場合を言へばいいのです。

○証人(星野健三君) 私が先ほどから申上げておりますように、教育委員会もそう言つてゐるうちに、事実としてはずつきりしないということを申上げてゐるわけですが。

○木村守江君 先ほど横田証人からの証言を聞きまして、これは教育委員会も認めており、而もこの武佐事件の処分の理由の判定文にも明文化されております。それを認めないということ、は、ちよつと私はあなたに認めないという以外に方法はないだろうというふうに判定いたしますが、よろしくございますか。

○証人(星野健三君) この判定書は全部が全部私は正しい或いは間違つてゐるというところは言えないと思ひますけれども、併しこういう重要な判定書の

中に間違いがあるということとはやはり問題だと思ひます。その箇所を指摘いたしまして御返答に代へたいと思ひますが、中頃に中標津町郊外の中央劇場へ前進座が来たときに授業を一単位だけ云々、こういうことになつておられますが、当時問題になつたときに中央劇場はない、こういうのはつきりした事実がこういうものに出ているということについてはやはりいろいろな点で疑問じやないか。

○木村守江君 あなたはあなたの言うことを非常に責任を持つて先ほどの証言の通りで陳述すると思ひますが、殘念ながら、私はこの武佐事件の処理理由判定書というものを……あなたの言葉通りを信ぜざるを得ません。それはなぜかと申上げますと、あなたは先ほど北海道の武佐という部落は非常に寒村で而も開拓地である。大学を出た人がそこに参加したためにその部落とは融和ができないうようなつと長い、ずつと前からのしこりが勃発してかような状態になつただろうというふうなお話を申されましたが、何ですか、杉原春夫君が赴任されたのは昭和二十五年である、この問題が起つたのは二十七年であるというところから聞かして、も、ずつと前からしこりがあつて、そして勃発したものであるというふうなふうには考へられませんが、あなたはどいうふうにお考へですか。

○証人(星野健三君) これはあとで必要があれば誰んでもいいのですが、先ほど申上げましたようにずつと小・中学校合同の運動会をしておりまして、毎年これが行われていたわけですが、

○木村守江君 そういうことは関係ないのです。

○証人(星野健三君) いや関係はあります。そういうなかでやはりいろいろ問題点があつてしこりがずつと残つてゐたわけですが。

○木村守江君 どうも今運動会がどうかと言ひますけれども、そういうことは関係はないので、それはずつと前から部落民との感情がたまつておつて、それが勃発したというのですから、少くともずつと前からの事柄で、三年か四年か前からそれは努力に努力をしたが、どうしてもその地方で感情的な融和ができなかつたというように常識としては考へられますが、あなたの答弁では我々はあなたの言うことを信用することはできません。(信用できないなら質問する必要はない)と呼ぶ者あり)

それからちよつと申上げますが、あなたのほうではこの三人の処分に對しまして、北教組という名前を振つておりましたが、北教組の代表的な人物を以て係争いたしておられます。このいふ武佐の偏向した教育と我々は認めますが、それから公平委員会も認めておりますが、この偏向した教育と北教組と何か関係がありますか。(信用できない者は答へる必要はない)と呼ぶ者あり)

○証人(星野健三君) 関係があるかというのですが、これは何もそういう点から私どもが取上げたのではなくて、道教委が先ほど申上げたように免職をするというのを一方的に教員のほうに責任をなすりつけて行くようなことが、記録によつてもはつきりしているのですが、こういうような処分が行われているというところ、それから私どもがいろいろ調べても十分これの免

職に傾ける理由が、いろいろな角度から見ても納得ができない、そういうことを考へてみた場合に、組合はやはり組合員みんなの生活権、特に免職ということは生活権を根本的にとられることでありますので、そういうような重要な問題を一方的に免職をするというふうなことは納得できないし、こういうふうなあいまいなものをそのまま放置しておくことについては、今後ケースが違つてもそういうようなことが頻発する虞れも多分にある、こういうので取上げたわけですが。

○木村守江君 私は、少くともこの武佐中学の教育はこれは非常な偏向した而も共産黨的な教育である、そういうものに對してあなたがたが、これはいふゆる生命をかけても五十万教師の力にかけても反對すると断言しておられます。そういうことから考へますと、この武佐中学の共産黨的な教育といふゆる教員組合とが密接な関係があるというように断定せざるを得ないのですかどうか。

○証人(星野健三君) 前提が違つておられますのでお答へもちよつとあれかと思ひますが、先ほど私どもが取上げた理由を申上げましたように、これがこのまま放置されておいて我々の生活権というものが非常に問題になる、それから理由もはつきりしない。こういう点から取上げましたので、偏向教育を助ける助けがない、そういうことで取上げてゐるのじやないわけですが。

○木村守江君 伊藤信という人の判事の前で申立てによりまして、これはテープ・レコーダーにあるそうです。が、教員住宅を立退かないのは北教組の指令によると申しておりますが、こ

ういうことは北教組で本當にやつておりますか。

○証人(星野健三君) その事実はございせん。

○木村守江君 そうすると伊藤信の陳述は虚偽の陳述であると申上げててもよろしいと思ひますね。そういうふうな虚偽の陳述を判事の前で言うような人を北教組が身をもつてかばわなくちやならないというところに、この武佐中学の教育と北教組とのこれは欠くべからざる関係があると見られても差支えないと思ひますが、どうですか。

○証人(星野健三君) 虚偽の陳述かどうか文書にしてそういうことを話したわけでもないで、或いは話の中にそういう工合に本人が受取つたとすれば、それは誤解ということもあり得るわけでありまして、必ずしも虚偽の陳述になる、ならないの判定はできないと思ひます。

○木村守江君 それから北教組はこの三人の問題について、救援資金を出しているというふうな話を聞いておりますが、少くとも救援資金を出すということには、これは教員組合の指導方針に風力した人が職を失つたような場合救援資金を困つた場合には出すというのが原則のように聞いておりますが、如何でございせんか。

○木村守江君 この問題は、私が聞こうとするところは、あなたは何か引き出すのだからと言われましたが、救済資金で思ひ出したのですが、これはここにおります岡君が曾て坂田君と討論の際に、中共から日教組に七十四万幾らかの金が来たというふうな話がありまして、来た事実を肯定しておりましたが、そのことにつきまして北教組の代議員会での金はおれのほうに來たのだ、北教組に來たのだ、或いは片一方のほうでは三人の名前から、いやそうではない、それは三人に救済資金として中共から來たのだというふうな激烈な討論をしたことがあるという事実を知っておりますが、如何でございますか。

○証人(星野健三君) いつ頃の代議員会のことかそれを御指摘願わないとちよつとその点申上げられませんか。(あつたかないか言えはいいのだ)と呼ぶ者あり)それから金は私どもの本部会計では扱っておりませんので、その件につきましても私は全然わかりません。(その点について問題があるのだ)と呼ぶ者あり)

○木村守江君 これは日教組の情宣部から発行した日教組の連報があります。この連報の中に相当詳しくこの金の問題が書いてあります。あなたは北教組の代議員会ですういうふうな討論をして、これは日教組に來たのだ、いわゆる三人に來たのだやないといつて討論をしたが、そのあとから岡君の発言等があつて非常に日教組に不利になつたときに、これはいかんといつて自分のほうで引込めて、それは杉原のほうに來たのだというふうなものになつてゐるうちに、ちやんとここに書いて

てあります。これは日教組の情宣部で出した情報です。(何だかわからな)と呼ぶ者あり)それをどう考えますか、あなたは。

○証人(星野健三君) それは全然そういうことは反対のように私は考へてゐるのです。そういうことは無いと思つております。

○岡三郎君 この問題は質問時間に入れないで頂きたい。(そんなことはな)と呼ぶ者あり)ただ木村君の発言に關係するのだ、君が嘘を言つてゐるから私に言ふのだ。私はテープ・レコーダーを持つておりますが、私はこれについては、このように言つたことをここで

はつきり言ふ。要するに中共から何がしかの金が來たというの、国民救済会に來た、準備会に來てゐるのだ。国民救済会に來てゐるのを、日教組のほうと相談して分けてもらふということについては、そういうものをどう分けるかという点については日教組は知らない、これは私が明白に言つてゐるわけだ。日教組に來たのではなくして国民救済会に來たのだ。これははつきり私が言つたことを本人がここで言ふのです。(その通り)と呼ぶ者あり)その点をいつまでも、君の悪い癖なんだよ、人が言わないことをい

い加減に言つて、そうしていつも人をこまかそうとしてゐる。(何言つてゐるのだ)と呼ぶ者あり)私が言つてゐるのは、日教組でなくて国民救済会に來たのだ、はつきり言ふ。君はそんな馬鹿なことを言つてどうするのだ。

○木村守江君 只今岡君から発言がありました、お互い同士の発言をしないという野本さんのお話があつて、私は言わないと思つたのですが、(じや

言うなと呼ぶ者あり)ちよつと申上げますが、岡君の発言は中共から金が來たことは事実だ……

○岡三郎君 來たよ。

○木村守江君 併しその分け方について日教組と何とか相談をしてもいいというので……

○岡三郎君 そうだよ。

○木村守江君 私はそこに關係があると思つていいと思う。(何が關係がある)關係のないものを相談しない)と呼ぶ者あり)

○岡三郎君 おかしい言い掛りをつけろね、人がそつちのほうへ相談して行きたいという、そういう人のすることについて、何か關係があるかないかというところは暴言だよ。

○木村守江君 暴言じやない。

○岡三郎君 向うから來たことについて、私がちやんとそのように答へてゐる。

○委員長(川村松助君) 岡君と木村君の発言はこの辺で打ち切らせます。

○岡三郎君 これはもう同じことを……嘘を本當のように言つてゐるのだ。

○委員長(川村松助君) 岡君と木村君の討論は打ち切ります。

○岡三郎君 今の問題について、この問題はこれ以上触れさせなければ、もう一べんはつきりしますが……

○委員長(川村松助君) もうたくさんです、わかりましたから。

○岡三郎君 同じことはかり言ふから、もう言わんということを言つて下さい。

○委員長(川村松助君) もうあとはストップ。

○岡三郎君 嘘を言うから……(どつちが嘘つきだ)と呼ぶ者あり)文部委員

の權威のために嘘を言うな。

○委員長(川村松助君) ほかに御質疑はありませんか。

○荒木正三郎君 私は清原さんに少しお尋ねをいたします。

先ほど清原さんは部落民の会合をやつて、そして三人の先生についていろいろ相談をした結果、先生としては信任できない、こういう結論が出た、こういうお話でございましたが、これは政令三百二十五号違反で客疑を受けてそして警察官の捜査を受けたとか、こういう理由でそういう結論が出たのかどうか明らかにして頂きたいと思ひます。

○証人(清原庄太郎君) お答えいたします。それは部落の間で中立を欠く教育をなされてゐるんじゃないだろうかというふうな不安を持つておりました。ところが何事か知りませんが警察が学校に手入れをしたということ部落民が聞いたわけでございます。どういふことだろうかというのを部落の人々が不安状態に駆られておりますところへ伊藤先生が共同聴取を利用して申しましたことは、先ほど申し上げました通りのことを申されたわけでございます。それで部落の人がたが非常にどちがどうだかわからない。実際に先生の言われる通り、教育の殿堂を暴漢、無賴漢が土足で踏みに入るやうなやり方をしたのだ。それは一体どういふことでやられたのだらうというやうなこと、皆が非常にそれに対して不審を抱きましたので、部落のうちの農事会というものがございまして、農業者でございまして、農事会の代事な人がたがこれはこのままでおいたら部落はただ徒らに騒ぐやうなことがあつて

はいけないからというので、調査をしました結果を部落に伝へますために集會をやつたわけでございます。

○荒木正三郎君 貴重な時間ですから質問に答へて頂きたいと思つてゐる。部落の会合をしてその結果これらの先生は信任することができない。こういうことになつたのは、これらの先生が政令三百二十五号違反で捜査を受けたということが一番大きな理由になつておるのですかというのを聞いておるわけだ。

○証人(清原庄太郎君) それは警察の手入をされるというやうな、つまり清廉潔白でないところからそういう疑いを受けられた、こういうことだと思ひます。そういう疑いを受けられるやうな先生がたでありましたら、部落のものは信用して子供を預けし、教育をして頂くことができないという皆の氣持がまとまつたものでございまして。

○荒木正三郎君 それで部落の人たちがこれらの先生を信任することができないという理由が明らかになつたわけでございます。

そこで次にお尋ねをいたしますが、政令三百二十五号の違反というのとそれから学校教育とはどういふ關係があるとお考へになりますか。その点をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○証人(清原庄太郎君) 私は単に疑われることだけによつて部落民が信用できず、でき得ないといふことを言つたものだとは思ひません。伊藤先生が警察は警察だと言われたら、それは部落民は納得したと思ひます。

○荒木正三郎君 結構です。

○証人(清原庄太郎君) あくまでも暴漢、無賴漢だというやうな……

○相馬助治君 次に「父兄は共産黨員で立派なものだ」と賞揚し、と、こうありまされども、誰かさんの発言を聞きまして、お前のお父さんは共産黨員でなく、しつかりしておるが、お前は駄目じやないかというんですが、そうなることは大分違つて来る。あとのほうにウェイトがあつて、お前は駄目だという例としてお前の親父は偉いと、こう言うたので、この文句とはちよつと文句が違ふのでなくて内容が違つて来るんですが、そのいずれでしようか。

○証人(横田俊夫君) これは生徒に當時共産黨が一番いいんだということを言つておられますから、お前の親父は立派なものだと、併しお前は駄目なんだ、こういう意味で言つたと思ひます。生徒を叱責する意味においてお父さんを引合に出したと、私はかように判断します。

○相馬助治君 わかりました。この三は数学、英語と書いてありますから、つきりしておりますが、四番目の場合、白鳥警部問題についてかようなことを放言したというのは、これ又教室でですか、清原さん。

○証人(清原庄太郎君) それは授業の時間に教室で話されたということを開いております。

○相馬助治君 わかりました。そこで私不思議に思ひますことは、この杉原氏なり、伊東氏なりが、長い間子供に物を教えたと思うのです。ここでは不幸にして四つか五つかの発言が出ておりまして、これを見た限りにおいて、これはなか／＼變つたことを言っている先生です。これは明らかだと思ふのです。そこで私は村人が、この先

生方に対する、この騒ぎになる前の評判を聞きたい。こういうおかしなことも言うが、こういう点では非常に偉いとか、こういう点では非常に進歩的な立派な教育をやつてゐるというやうな、何か杉原春夫君についてよいことを一つ、あつたらば、清原さんに御証言願ひたい。こういう点は感心な男だというやうな……。

○証人(清原庄太郎君) この点がいいところだというように感心するところはなかつたように思ひます。(笑聲)

○相馬助治君 わかりました。そこで私はやはり不思議に思ひますのは、あとで聞いたことですが、この杉原校長は気がおかしなやつたということ、これは考へてみると非常に責任を感じて、或る意味では私はこれは非常にお気の毒な、そして又何と云ひますか、教育者としての明らかに良識と良心を持つてゐたと思はれる節もあるんですが、こういう点に關して校長の評判と申しますか、鑑括的な人物評と申しますか、横田さんから何か参考になることがあつたらお聞きしたい。

○証人(横田俊夫君) 個人のこれは名誉に關することですから私申し上げたくないのですが、実はこの先生は樺太の落合中学にゐるときに、すでに二回発狂してゐるということを、私は確かな証人を知つておるのです。ですから變な物の言ひ方をすれば精神、何と云ひますか、薄弱者と言ひますか、分裂症と言ひますか、そういう人を間違つて校長にしてしまつたのだと、ですから校長になつた当時も部落へ行つて喧嘩して殴られたり、それから現にこれは私も目撃しておりますが、樺太から帰つて来て預金を封鎖されたとき、拓銀

の支店長に向つて、おれの貯金を返せと言つて短刀を突きつけた。そういう非常識な行動が前からあつたわけですから、それからそういうところからいって、本当に私申し上げにくいのですが、これは採用を誤まつたというふうな考へております。

○相馬助治君 わかりました。これは聞けば聞くほど不思議な物語りで、(笑聲) 実は政令違反でこの人の職を免すべきでなくて、これは教育委員会の諸君がいないのでどうにもなりませんけれども、これは任命権者なりが別個の問題が又あると思うのですが、それに深く私は触れようとしたしませんが、そこで横田さんにお尋ねしたいことは、杉原氏は意識的に偏向教育を行つたか、それとも、校長の場合ですが、なかつたものと、校長の場合ですが、かように了解してよろしうございますか。

○証人(横田俊夫君) 私は杉原春吉さんの場合はそういうことをはつきりした証憑を持つておりません。ただ自分の部下がこれだけのことをやつておることを知らないわけはないと思ひます。それを容認しておつたという点において、それからもう一つ、生徒が君が代などを歌うということは非常に好ましくないなどと言つておつたということ、これは噂話ですが、真相はちよつとわかりません。

○相馬助治君 最後に清原さんに御答弁願ひたいと思ひます。というの、今日あなたから非常に重要ないろいろ証言が同僚荒木君と、取り交されましてあとで、実は偏向教育のもので、から、どういふところに尺度をおいて偏向ということを測るかということが

問題なので、ここでお尋ねするのですが、清原さんは何か政黨に關係をなさつていらつしやつておりますか。

○証人(清原庄太郎君) 私政黨に關係などはございません。

○相馬助治君 わかりました。

○委員長(川村松助君) ほかに御質問ございませんか。

○加賀山之雄君 星野さんに伺ひたいのですが、先ほどこれらの事実が横田さんや清原さんのお話で、これは從來のずつと調べて來ました事例から見ると、一番はつきりしているように私は伺つたのですが、星野さんのお話によつて、これは事実がまだはつきりしてないという前提で、これを偏向と認めると、どうかということに對して遂に御回答がなかつたのですが、勿論事実でなければ問題ないのですが、万一こういうことが本當にあつたということが確かならば、こういうことを前提として、あなたはこれを確実にこういうこととあれば大變に偏向であるというふうな考へられるのかどうか、同様の教員諸君のことであり、非常に言ひにくいかも知れませんが、その点はつきりと私は御意見を承つておきたい。

○証人(星野健三君) この点につきましては、先ほど私が申し上げましたやうに、本人に聞かして、言つた、言わぬ。それから野坂、徳田の件は、私が公平委員会に出る間は、或いは記録にも一回もこの点は出ておりません、野坂、徳田ということ……それからあとのことが、これは先ほど言つた通り明確になつておらない。そこで御質問の趣旨で、若しそれが言われたとしたならば、どうか、こういう御質問ですが、例えば朝鮮の休職会談

云々というやうなことに對しては、私はこれはやはり客觀的な情勢がはつきりしてゐないという前提に立つた場合にはどうかということは考えられますが、果して偏向教育かどうかということは、先ほど申し上げたやうに、言つた、言わぬという点もありまふので、これはなか／＼私としては問題はおずかしい、ただ内容としてこれが言つた言わぬというところが未だにはつきりしておらないということを考へております。

○加賀山之雄君 それではあなたは、飽くまでもこういうことがはつきりしていても、これを偏向教育とは言ひないという御意見だと承つてよろしうございませう。それは一体あなた独自の御意見か、それとも北教組としての御意見ですか、その辺を承つた

○証人(星野健三君) これは私個人の考へでありまして、先ほど言つたやうに、私が偏向教育であるかどうかと言ふのではなくて、こういうものが果して言うというところが妥当かどうかというところに問題がある。

○委員長(川村松助君) ほかに御質疑はございませんか。御質疑がなければ北海道武佐中学に關する御質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(川村松助君) 御異議ないと認めます。

○委員長(川村松助君) それでは綿津四郎君から御証言を願ひます。

○証人(綿津四郎君) 私に求められていふ証言は、いわゆる赤い日記とし

以上のことつ込んだ表現と同じ考え方を
持つているものがたくさんあるのでご
ざいまして、私がこう思う、ああ思う
というよりも、現に文部省が検定をな
さつて、単に自由に使えるものでな
く、教えねばならない教科書の中に
こういうものがあるということをお考
え頂くならば、私どもが意図した点
が、極めてスペースの少ないところへ執

図を十分に伝え得ず、或いは誤解を招きやすい点を残しておるといふ点は、今後改善を加えたいと思ひますし、又現に加えてその次その次に発行をしております。その実物については問題はないとせん。

なお、最後に私どもはこの問題が山口県では岩国市以外では、各教育委員

会とも、これは教師の責任と、校長の良識と、そうして我々が子供に對して与えるものについての詳細な注意と言いますか、そういうものによつて救はるものであり、改善できるものであるという点から、大して問題になつていないということを加えて置きたいと思ひます。

結論的に私は編集の責任者といつた

まして、表現上いろいろな手ぬかりや幼稚な点がある点はわかりますけれど、この問題が偏向教育の大きな要素として法案の根拠になるということについては、甚だ残念に思い、遺憾に思っているものでございます。

○委員長(川村松助君) 次に野村幸祐君に御証言願います。

○証人(野村幸祐君) 山口日記は山口

県教職員組合の編集になりまして、山口県学校生活協同組合によりまして発行され、教員組合の厚生部の手を経て

す。

第一点の偏向教育が行われたかどうかという点につきましては、私も重大な関心を持つておたのであります。が、実際、結論を先に申し上げますならば、偏向教育は私の知り得る範囲内では行われなかつたというところをはつきり申し上げたいのであります。それは第一に、この日記の配布の部数が非常に少かつた。これは当時の岩国市の中小学校児童生徒が約一万二千二百二十名あつたのでございますが、その日記の使用されたのは七百数十冊、従つて約六割であります。現在私の小学校におきまして、約七百名の児童のうち三十六冊でございます。従つて部数が非常に少いということと、教師の方々がこれを教材として使用しなかつた、又欄外の記事については指導しなかつたということでございます。これは私も注意をしておつたのでございませうが、私が本院に証人として呼ばれるということが新聞に出ましたところが、各小学校、中学校の校長の方々が、自分の学校においては大体日記はどのくらい使用されておつた、が実際教材として欄外記事については使用しないし、偏向教育は我が校においては行われなかつたというところをはつきり、こういうような証明書を作つて、そして私に是非証言をしてもらいたいということでございますので、この各校長先生の証明書は印刷をいたしまして皆様にお配りいたします。この中の部数とそれから人員は、三月末、或いは時期を同じくしないために人員が多少ずれたり、卒業生を加えなかつたりして、多少違ふ点があることは御了承願ひたいと思つております。

それから私も、この問題が起きたので、直ちに私の小学校におきましては、PTAの臨時の総会を開きまして、この問題について十分父兄の意見を聞いたのでございます。その結果、この日記につきましてはいろいろ意見が出ました。結論としては、どうも、この日記につきましては、どうかと思ふ点はある。併しながらその使用している状況或いは先生のお気持ちその他を十分聞きました上で、この日記の処置は学校当局に一任して、教育上としましたのでございます。私は当時子供数に付きまして、この日記の欄外の記事が如何に子供に認識されているか、又この日記の欄外の記事がどういふ反響を及ぼしているかということについて、機会ある毎に調査をして見たのでございますが、私が憂慮したような事態は一つもなかつたということを上申したのでございます。

それから次に、私は第二点であるなせこの岩国でひどく問題になつたか、これは山口県下に約一万部も出ている日記が、岩国市におきまして七百数十冊使用されたにもかかわらず、なぜ岩国におきましては、これが徹底して問題になり、最後には回収を強行されたというふうな結果になつたかというところでございます。この点を私も父兄の立場から觀察をいたしますならば、次のことときものではなかつたかと思ふのでございます。それは第一に教育委員会というものとこの教職員組合というものが非常に感情的に對立しておつたのではないかと、これが考えられる。そのためにこの問題は教育的に十分解決すべき問題が、かくのこ

とき大きな問題になつたのではないかと考えられるのであります。これは私が知ります範囲では、昔のことはよく存じませんが、昨年三月の頃におきまして、教育委員会におきまして約三名の先生がたをお呼びになつていろいろお聞きになつたということがあつたのでございますが、これを教職員組合のほうでは教員に対する思想調査であるというふうにおとりになつて、これに對し嚴重な抗議をされた、又教育委員会におきましては、単に聞いただけであつて思想調査ではないのである。にもかかわらず、かくのごとき抗議をするのは適當でないというような意見をさるる委員もございました。そういうような對立があるし、更に又この委員会に對して政治的な何らかの圧力があつたのではないかと考えるのでございませう。それはどういふことかと申しますと、これは岩国市におきまして、相当政治的な有力者と申しますと、元市会議長であり現在は市の消防長であり、曾つては県會議員にも立候補されたやうな方が、文書を以て市議会に對して先生方を嚴重に処分するように申込まれたということでございます。市議会におきましては、教育委員会に對してその処置を委託した、教育委員会におきましては、如何に処置したらいいかというところを非常に考へてゐるというやうなことがあつたのでございませう。たゞ、そのあとにこの日記の問題が起りまして、委員会としては徹底してこの問題を、私の考えではこれを以て教職員組合というものを、少しやつつけたいというやうな考へがあつたのではないかと申されるのでございませう。それはこの日記の回収でございます。

が、先ほど申し上げましたように、私どもの總會におきましては、子供の教育のために先生方の善処を望んで、その善処を待つておつたのであります。そのうちにおきましては、これは教育委員会において回収をされたのであります。にもかかわらず、私も教育委員会においてこの日記が回収されたものと思つておつたのであります。本年の三月に參議院の調査団がお見えになつた際に、岩国市の教育長は、教育委員会では回収してならない、又回収に關しては関知しないということを言つておられます。私は新聞でそのことを知りまして、衆議院の調査団がお見えになつたときに、その実情を聞いたのであります。が、これも同様の答えをしておられます。私は教育委員会が回収されたにもかかわらず、かくのごとき教育長が言われなければならぬというやうなことはなぜであるかというところを、非常に疑問に思つてゐるのであります。

時間がなくなりましたので結論を申し上げます。偏向教育は岩国市におきましては、以上のような事由で、なかつたということをはつきり申し上げたいのでございます。これが児童に及ぼした影響を考へるのに、現に私の長男はずつと小学校の一年の頃から日記をつけておつたのであります。が、この問題が起りましたからからは非常に憂慮をいたしました。そして日記が回収をされますと、それ以来日記をつけるのをやめたのでございます。私はこうした行為は、本當は教育のために何とかならんかというところを非常に考へるものでございませう。今回この日記が、偏向教育が行われたという理由によつて、この教育二法案の提案の理由になつたということは、私も父兄といひしましても非常に遺憾に思つてゐる次第でございます。

これで終ります。

○委員長(川村松助君) 次に丸茂忍君に御証言を願ひます。

○証人(丸茂忍君) 丸茂でございます。

この日記問題につきまして証言を求められましたので、私といたしましては一応概略この経過を申し上げて見たいと思ひます。それが如何にこの日記についての教育方針、がそこに現われているかということが看取できるのではあるまいかと思つてございませう。

この問題は昨年の六月一日に教育委員の一人より、市内の一父兄から、この日記の欄外記事が妥當であるかどうかというところを質問されたかどうか、と教育長に尋ねたことが根本でございます。その翌日に丁度定例委員會を開いておりまして、そのあとにこの日記が提出されて、委員全員がそれ、慎重なところの検討を加えたわけでございますが、そのときにおきまして委員の意見は、一応この日記は妥當でない、こういう一致をみたのでございませうけれども、このためには各学校の校長及びPTAの正副会長の意見を聴取し、且つ指導助言の立場にあられるところの県教委の見解を質した上で、市教委としては決定線を出そうということになりました。

当日早速この日記が如何に岩国市において使われておるかというところを調査いたしましたのでございませう。これは概略でございますけれども、一応あとの参考のために私申し上げておきたいと思

います。市内の小学校が十校、中学校が五校あるのをごさいます。そのうちでこの日記を使用しておりますのが小学校で七、中学校で二でございます。そして数は中学校において三十冊小学校において七百三十六冊、こういう数が一応出たのをごさいます。そこでこれを生徒数に比例いたしますと、中学校においては約一%でございます。ところが使用しておりますものと、この学校のうちには、校長なり或いは教頭がこの日記を検討した上で、これは不当であるという意見で使用せなかつたのも含んでおるのでございまして、使用学校から言いますならば約二%弱に当るのでございまして、小学校の方面は総人員から言いますと、約一八%強でございますが、これも一八%強と云いますのは、この日記は四年生以上を対象としておりますので、四年生以上の児童数に比例したわけでございます。これが約一八%でございますが、使用しておりますところの小学校の児童数、これも四年生以上の事でございまして、二、三%に当つておるわけでございます。

そこで先ほどの決定の線によりまして、直ちにそれ／＼助言を求めたわけでございますけれども、これに對しまして、六月四日、県教委からも電話いたしました。同日市内の小中学校長が集会いたしました。その席には十五のうち柱島二校の校長がおられなかつたのをごさいます。その意見によりますと、これは行き過ぎであると、そのときに校長の意見が一致したのをごさいます。同じく同日PTAの正副会長の意見を求めましたところが、そ

れによりますと、その中には教員から選ばれたところの副会長もおられるわけでございます。これも柱島というところのPTAの正副会長を除いては、殆んど全員が出席されたわけでございますけれども、それでその意見によりますと、これを使用するということについては、どう／＼たる非難が起きたわけでございます。そしてその決定いたしましたのは、本日記は児童生徒に使用させるには不適当である、本日記は速かに回収すること、回収方法は各PTAと学校と協議して行うこと、これが回収の費用は委員会が考慮してもらいたい、こういう決定を得たわけでございます。

そこで直ちに委員会としては、委員会の意見発表を行うべきでございますけれども、折角PTAの正副会長の意見が出ておりますので、その結果を見守つたほうが、このことを穏便に、穏やかに円満に解決するのいいのではないかとこの意向で決定線を出すことを控えておつたわけでありまして、爾後この日記につきましては、たび／＼会合も開かれまして、それに対しまして、教組の方面から非常にやかましく抗議も出ておりました。なか／＼折角のPTAの正副会長の御決定がありまして、実行でき得なかつたという事情があるのをごさいます。

日にちを重ねまして、最後に二十四日に委員と校長の会合を開きまして、そこで申合せて学校としてはこの日記によつて指導しない、学校はこの日記を、学校としては回収しないけれども、併し、委員会をお願い事項という文字を使つておりますけれども、それ

については善処する、こういう決定でございます。このお願い事項と言いますのは、この趣旨は市教委はこの日記によつて指導されるということとは不適当であるという決定線を出したのであるから、これに對しましては代償を支払うべきものと思う。それでこれにそれができ得るようにして頂きたいという意味でございます。この代償という意味は誤解を招くと思ひますので、一応御説明申し上げますが、これはこの日記の代償を払うという意味でなく、日記をつけるということ自体は非常に必要だと思ひますが、代りの日記を子供に与えて頂きたい。その代りの日記の代価を補償するという意味でございます。一応申上げておきます。こうして一応委員会と学校側の意見が、校長との意見が一致したのでございまして、その後なお日記によつて指導されておるといふのもあつたわけでございます。委員会といつたしましては非常にこれは遺憾に思つておつたのでございまして、爾後日を重ねまして、七百六十六冊のうち、六百八十一冊に對しましては、先ほども申上げましたところの代償を支払うということができて、一応落着の形になつたわけでございます。

この岩国市におきますところの日記問題に對する輿論につきましては、私先ず第一にこれを考えた。それはなぜPTAの正副会長が集つて決定線を出しながら、それがな／＼できなかつたかという点でございます。これにつきましては、岩国市におきますところの教師すら、自分らもこの日記には不当だと思ふのだけれども、教組の指示があるから止むを得ず我々が頑張る

のだという言葉を言つておられる先生もあつたわけでございます。これに関連いたしましたして、我々委員会に對しまして、日教組或いは県教組、県労組、他の県教組からたび／＼抗議或いは電報等が来たのをごさいます。殊に私たちが最も遺憾に思ひましたのは、これに政党的抗議が来ておるのでございまして。その政党的必要ならばあとで申し上げますけれども、政党的名前を以て我に圧力を加えられておるといふことは我々が非常に遺憾に思つた点でございます。時間もあつたのでございまして、そこで市の委員会としてなせこれを教材資料として使われておると見たか——これは先ほどの証言によりますと殆んど使われていないということでございますけれども、この点を一つ申上げておきたい。

第一は、同年の三月の六日におきまして、教組の主催だつたと思ふのでありますけれども、研究大会があつたのをごさいます。そのときに日記或いは作文によつて、それを資料として指導するということをおつておられる。それから日記の表紙の裏側に、毎日の記事を見て、よく読んで、意義ある毎日を送りましょう、欄外記事をよく読んで、ということがあつたという点、更にこれは中和制としてこの日記が丁度いいのだ、教科書に對する中和制としていいのだというのを言うて来られた人がある。而も先生方はこの日記について、一週間或いは十日ごとに持つて来させて、そしてこれに批評を加え、或いは検印をしておられる。こういう点等を検討いたしましたして、これが明らかに教材資料として使われておるもの

だということを認定いたしましたわけでございます。一応これで私の証言を終りたいと思ひます。

○荒木正三郎君 議事進行について、私は只今の証人の証言に對しまして、委員外発言をすることをお諮りの上、認めて頂きたいと存じます。勿論この委員外発言に必要な時間は各会派に割当られました時間においていたしたいと存じますので、よろしくお諮りを願ひたいと思ひます。

○委員外議員(安部キミ子君) 私は今日このように発言するということを考へておりませんが、先ほどの四人のかたの証言を聞きまして、この問題を一つとはつきりさすために、昨年の四月まで山口県で県の教育委員をいたしておりました関係上、山口県の教育の在り方、動向乃至は県の政治的分野というものが如何になつてゐるかという問題を正しく理解する上に必要である、こう考えまして、大変我が身をさして頂く次第でございまして、よろしく御了承下さい。

私が県の教育委員になりましたのは昭和二十五年の十一月でございまして、

た。勿論、私は教組の出身でもありませんし、又、仕事の関係上、保育園と私立の学校を経営しております関係上、非常にフリーな立場で委員となつたのでございますが、委員会に入つてみまして先ず驚きましたことは、昭和二十五年の十一月二十五日の、私が最初の委員としての場であつたと思ひますが、その空気をみましては驚いた次第でございます。こんなふうに出しますと、私、山口県教育界に對して大変恥かしいと思ひますが、事實を事実として私が感じましたことを申しますといたしますれば、丁度そのとき県の教組のほうから陳情があつた次第でございます。それで陳情されて、聞いてもらいたいというこの申出に對して、今日の証人になつておられます野村教育長も御存じでございますが、委員会の空気が大変険悪でございました。と申しますのは、教組から二人の委員のかたが出ておられて、そのあとの五人は全部自由系のかた乃至は自由系から出ておられる教育委員のかたでございます。従ひまして、教育委員会の空気がどうなるかはつきり政治的な力関係においてなされるものとが多かつたのでございます。そうしてこの委員会というものが運営されて行きます上において、教組というものを非常に敵視している。極言すれば敵視しているというふうな印象を私は受けたものでございますから、そのようなことでは教育行政は立派にできないのじやないでしょうか。たとえ教組が無理な要求をし、陳情をして来ましたが、一言つても、一応のことは聞いて、そのこと、そのことの処理については皆さんがお諮り下さいまして、是とか非とか結論を出さればいいことであるのに、初めから教組の陳情を受入れないというところは、大変悪いことじやないですか。私はこのような教育委員会とは思わなかつたものだから、自分の感情のまま申したのでございます。このことは野村さんも当時御承知でございますし、又、委員会の速記録にも載つておりますので、皆さんに知つて頂く次第でございます。さうな関係でございまして、山口県という所は概して自由系が強いのでございます。山口県の出身の代議士乃至は大臣も数々出ておられるような事情でありまして、自由系でなければ人間でないというふうなことを私はしばしば言われたものでございまして、そういう中でこの問題がいろいろな形で政治の闘いの道具に、この二法案なり、又この日記帳が取上げられていたということ、私は非常に残念に思つてゐるのでございます。こうして東京へ出ておられますので、山口県がその後のようになつてゐるかということ、昨年の丁度八月に山口県へ歸りまして、岩岡まで来たら、岩岡の教育長が、一昨日文部大臣が山口県へ来られたという話でございます。何の用で来られたかとお聞きしたら、日記帳の問題を調査しに来られた、そうしていろいろこういうお話をお聞きしました。で、さうですか、それはまあ大変に御苦労でございますねと、こういうふうにお聞きして、その後いろいろのお話を聞きましたところ、大連文部大臣はいろいろ教育長との打合せもなさつたし、それから文部大臣の意思を小沢県知事にお伝えになつた由も承つております。ところが文部大臣はこの問題を、今、

二法案などという形になっておりますが、そういう意図をそのときはつきりとお示しになつて、なんとか県へ措置してもらいたいというふうなことをお話しやつたということに對して、山口県の知事は、たとえこの日記帳が教育の中立性を欠くというあなたの御判断を諒としましても、又、行過ぎがあつたということを私どもとして認めますので、これは山口県自体の問題でありまして、あなたからそのような御指導を受けるということには不当でありまして、いわゆる教育委員会法に反することでありまして、ということをお言われたというのを承つております。私はこのことを聞きまして、さすが山口県の県民が選挙した県知事の言だと思ひまして、大変嬉しくも思ひましたし、又、真に地方分権確立という委員会法の趣旨に全く合致してゐるのだというふうには私は考へてゐるのでございます。ところがその後いろいろな情報によりまして、やはり問題は県教育委員会と県の教職員組合との感情の対立ということが根本になつてゐるやうに思ふのであります。又、地方の教育委員のメンバーを見ましても大多数が自由系であります。本當に自由系が強いのでありますから、ですから私はこのやうな人たちが、その立場で、この教材が中立を欠いてゐるか欠いていないのかというのを判断することには、非常にあふないことであつて、これから皆さまでいろいろ御審議なさいます上に、この日記帳というものの動機なり、又御承知のように山口県では、私はこれは威張る意味ではありませんが、吉田松陰先生を出してあります。吉田松陰先生は今で申せば神さま

に祀られておりますが、松陰先生が今日生きておられるといたしましたならば、恐らく教育の中立性を侵しておられると思ふのであります。それであればこそ松陰先生は、かくすればかくなるものと知りながらやむにやまれぬ大和魂」と、本當に良心的に教育を、松陰先生は教育者でありますと同時に政治家でもありますから、そのようにしてせられたのでありますので、私はこのやうなことを考へまして、山口県にはふさわしい日記帳であるということをお心から信じ、日本の将来を考へて、私はこの問題を、中立性を欠くことか何とかいふ批判の座に上せることは、私は日本人としては恥かしいことだといふふうには考へております。最後に私は野村教育長に御所見をお尋ねするのですが、あなたは先ほどの御発言で、私は恐らく山口県教育行政においては指導監督の立場にあられる責任者であるといふふうには考へております。それが今あなたの御意見だと、まるで自己否定のやうに、あなたのやうな監督の下にあるところの先生方がこのやうなことをしたといふことに対して、敵の立場をとつておられる。このことは私は非常におかしなことじやないかと思ひまして、意外に思ひましたので、私は今日、今こういうふうな無理な発言を求めた次第でございますが、野村幸祐さんはどのやうに考へておられますか。

○証人(野村幸祐君) 安部さんのお尋ねにお答えいたします。先生方を敵視しておるかどうかということであつたと思ひます。敵視はいたしております。はこれを以て終ります。

○須藤五郎君 少い時間で質疑をしなければなりませんので、質問のほうも要領よくやりますが、答弁のほうも簡単に明確に答えて頂きたい。

先ず最初、野村県教育長に對して私は五つの質問をいたしたいと思ふ。

一点は、山口日記帳問題を県教育委員会に諮る前に文部省に報告、指示を求めたのは、どういふ理由によつてそういうことをしたのか。又はそういうことは正しい方法であるかということ。

第二点は、「改造」の三月号によりまして、あなたは佐藤榮作君と非常に關係が深いといふふうなことが出ておりますが、あなたの政友關係はどうであるかということ。

第三点は、あなたが昨年夏アメリカへ行くとともに、渡米費百十萬円の三分の一、五十三萬二千円を懸賞から出してもらつて、残余の不足分は餞別として教育關係者から寄附を募つたらしい。その寄附を割当の形をとりまして、そのために地教委や学校では非常に採めたことがあるという。その割当は百円から二百五十円を世話人を作つて割当てて徴収した。即ちあなたが教育委員長としての職務にありながらこうしたことをしたといふことは、半強制的な行為をするのであります。こういうことをやつたといふことに対してあなたの所見を質したい。

第四点は、県議會であなたは辭職を要求されてゐるという話であります。が、その事實はどうか。即ち二月二日に県教育委員会に辭表をあなたは提出してゐるやうであります。その後それはどういふふうになつてゐるかとい

うこと。

第五点、このアメリカへ行くときに、男女共学のモデル写真をアメリカに持って行く必要上、日頃男女別に教育をしておられるところの防府というのですか、高校生を、そのときだけ男女共学にして、写真を撮って持つて行つたということが言われておりますが、何の目的を以てこういう無理をしたかという点。

それから丸茂さんにお尋ねします

が、私は昨年の夏、岩国に調査に参りまして、そのとき、あなたと市長さんの意見では、この岩国でこの日記帳が問題になつたのは、偏向教育の立場で問題になつたものではなかつて、岩国にはアメリカの軍事基地があつて、そして岩国市長とあなたが、親米家らしく、アメリカの基地があるということは非常にいいことだというように判断している。そうしてその上にアメリカを誹謗したような記事が欄外にあるから、この親米的な立場を阻害する、国際的な親善関係を阻害するから、これを問題にしたのであつて、文部省がこれを偏向教育の事例として取上げたのは自分たちは意外だつたということを私たちに言つておる。即ち国際親善の立場からこれを取上げたのだということ、そのとき市長さんとあなたは言つたが、それは今もなおそういうふうな考へておるかということ、それからあなたはその当時、市長さんはパン組合の顧問であり、そうしてあなたは基地施設の土建組合の顧問弁護士をしていらつしやつたと聞いておりますが、今日その職責を持つておられますか。この二点。

○委員長(川村松助君) 須藤君、証人に証言を求める件と大分違うようです。

○須藤五郎君 これは大分関係があります。私が今後質問を續けて行く上において非常に関係があるのです。○答弁の要なしと呼ぶ者あり

○証人(野村幸祐君) 私が参りましたのは山口日記に關して証言に参つたのでありますが、事が私の一身上に關しておることでありまして、この際はつきりと申上げておきます。

先ず第一点、この山口日記に關する教育長通牒を出すときに、県教委に諮る前に文部省に意見を求めたが、それはどうであつたのか、又その後どうしたのかというお尋ねであつたと思ひます。勿論これは私のなすべき専決事項としてやりました。たしか通牒を出したのが六月四日でありまして、その後、全国都道府県教育長會議が東京で開かれましたのがたしか六月の八日、九日であつたと思ひます。このとき持つて参りました文部省の意見をお尋ねしました。そうして、その後十七日であつたと思ひます。教育委員の打合せ協議会がありまして、出席の委員のかた全会一致でこの私の専決事項通牒に對して承認をされました。今日までもそれが問題になつたことはございません。

第二点、「改造」三月号を見たことはございせんが、佐藤幹事長、榮作氏のことと思ひますが、前からよく知つております。そのほかにもいろいろのかたを知つております。社会党の代議士にも兄弟のようにして親しくしておる人があります。政界関係はどうだという点であります。何らの政界に關しておりません。

第三番目、渡米費について、機別として割当寄附したという、こういう事実ありやなしやというお尋ねのであつたと思ひますが、ためにするところの人たちのデマによつて割当寄附を取つたというふうなことをしばしば新聞その他に書かれております。極めて迷惑であります。はつきり申し上げます。私は寄附を割当てたことはございません。

第四点、県議会において辭職を勧告されたというこの事実ありやなしや、而して二月二日に辭表とおつしやいたしました。進退伺いを提出したことがありやなしやというお尋ねであつたと思ひますが、私は半年間、昨年の七月の下旬から本年一月の末まで約半年間渡米したしております。ところが戻らずもその不在中発覚いたしましたのが私の庁内の保健体育の不幸事件でございます。○横領事件だと呼ぶ者あり。このことに關しまして急遽歸りまして、保健体育の不幸事件について部下監督の責を感じまして進退伺いを出してあります。而うして県議会におきまして社会党から四つの動議が出ました。そのうちの一つの中に、私に對しまして、今はつきり記憶いたしません。が、教育委員会は野村の進退については、私、進退伺いを出してありますから、十分考へるやうにという意味でありましたが、これは社会党数名のかた以外の否決に相成りました。その後そのまゝになりました。従つてこの進退伺いにつきましては三月の末日却下と相成りました。県委員会から却下となりました。

第五点、渡米について男女のモデル写真を云々と申しますが、これはまあ大した問題ではないと思ひますが、日米交歓のこともありまして、写真をとつて参つたことは事実であります。

○須藤五郎君 共学でない学校を殊更共学のようにしたことに無理がある。その点……

○証人(野村幸祐君) その点、私ははつきり存じません、撮りませんから。私自身は撮りません。

○須藤五郎君 君の命令で撮らしたのだらう。

○証人(野村幸祐君) 存じません。はつきり申し上げます。以上です。

○証人(丸茂忍君) 私、只今の私に對する御質問が本日のなかに直接関係があるのか多少疑問の点があるのでございすけれども、一応お答えいたします。須藤先生のおつしやる通りに、昨年おいでになつたときにお会いいたしました。そのときに、併し多少先生は勘違いしておられないかと私は思つております。私は丁度そのときには木村先生もおられたと思ひますけれども、私は基地があることをよいと言つたことは覚えはありません。私が親米的立場にあると言つたことはないと思ひます。私はこういうことは言つたと思ひます。基地があるということは独立国として望ましいことではないかも知れない、けれども現在の条約の下におきましては止むを得ないかも知れないことだけ申し上げたかも知れませんけれども、これが結構なこととは、私言つた覚えはございません。なお偏向とは意外、こういうことを言われた、私が言つたやうに言われましたけれども、私はそう言つてはおらんと思ひます。岩国市におきましては、すでにこの日記問題、教組の方々の……ちやうどあのとき、岩国におきまする書記長も出ておられました。この日記に表現が誤まつておるといふことは認めておつたやうでございす。そういう状況でありまして、すでに岩国市におきましては、おおいでになりました。當時は、先ほど申しました代償の支払いが、すでに六百八十一冊につきましては代償支払いが済んでおる。先ずこの日記問題は岩国におきましては解決がついた形になつておるんだ。それを又調査にしないでになつたのが意外だということ言つたと思ひます。これを偏向だとかどうとか言うやうな意見を私は申しておらないつもりでございす。なお顧問弁護士であつたか、これは必要であるかどうか分らないのですけれども、なお現在顧問かどうかというお話でございす。私この顧問という意味がよく分らないのでございす。顧問にもいろいろあると思ひます。

○須藤五郎君 なければいと言つて下すつたら済むのです。

○証人(丸茂忍君) 私は、いわゆる顧問と言われるには、それに手当をもらつておるのを言われるのだと思つておりますけれども、私は土建業者の顧問弁護士をしておりません、その意味において……

○時間だ「まだ十一分ある」と呼ぶ者あり、その他発言する者あり

○委員長(川村松助君) 時間もなんですが、野本さんが発言を求めておられますから、野本君。

○野本吉吉君 私は先ほど来の証言を承つておりまして、外部からの不当な支配から教育を護るための教育委員

会法の精神からいまして、どうしても聞いておきたいことがあるわけですね。それが一つ、藤岡さんの御証言の中に、この問題について外部から政治的圧力が加えられたかのごとき感があると言われております。もう一つは丸茂さんから、政党内から抗議の電報その他が来ておるといふ、このことは教育の中立性を護るという立場から言いますと、極めて重大な問題であると思

いますので、お二人のかたからこの点について簡単に簡明にお答え願いたいと思います。

○証人(藤岡武雄君) お答え申し上げます。先ほど申し上げました外部からの政治的圧力があつたのではないかと申し上げたのは、これは委員会に三人の教職員が喚ばれて話を聞かれた。それが三月、私の記憶によれば三月でござい

ます。それからこの先生方を嚴重に処分をするように有力な政治家のかたが申込まれたのが四月だと思ひます。それからこの日記の問題が起きまして、はつきりしたのは、六月でござい

ます。この日記の問題に關してからあら、政治的な圧力が起きたという意味ではないのであります。そういうふうな圧力があつて両者の対立が激化しておつたということを申し上げたのであります。

○証人(丸茂忍君) ちよつとお尋ねしますが、私のほうの外部的の圧力の点なんですか。政党内の何なんですか。それは一九五三年六月二十日付になつておられますけれども、日本社会党の左派小野田支部から抗議文が来ております。都合によりますればここで全文を讀んでも差支えありません。

○野本吉吉君 藤岡さんにお伺ひいたしますが、私は名前なんか聞こうと思ひませんが、ただ教育の問題につきまして有力な政治家からどういう意味においてかの働きかけがあつたということ、具体的にあなたは確認されておるわけですか。

○証人(藤岡武雄君) お答え申し上げます。この件は、岩国市議会の議員の一人、それから教育委員会の委員の一人から私が聞いたのでございまして、それ以外は確認されておりません。

○野本吉吉君 もう一点お伺ひいたします。それは綿津さんにお伺ひしたほうがいいか知りませんが、現在山口県におきまして、この問題の発生後、第二組合が結成されつゝあるということをお伺ひしておりますが、事実でござい

ます。○証人(綿津四郎君) 事実でございまして、今結成されております。四月一日から業務を始めております。

○野本吉吉君 今まで非常に固く結ばれておりました教員組合の中に第二組合ができるというふうなことは、容易なことではないと思ひるのであります。その第二組合を結成してある、又した動機と申しますか、これに参加しておる人たちの考え方は、あな

なたの方はどういうふうにお考えですか。

○証人(綿津四郎君) 申し上げます。この問題が起りましたのは、昨年の年度初めからでございまして、私が委員長になりましてから間もなく、五月三十一日に大会をやりました時分までは全部揃つて一丸となつていたのですが、丁度この日記の問題に關連があるかどうかは未だにはつきりいたしませんけれども、丁度五月も過ぎましてから、

小中学校の校長会のほうから、職能の立場から、校長であるという職能の立場から、二足のわらじを履くことは望ましくないもので、組合員でなくつて、外から組合の運動に協力したい、という正式の表明がありまして、動きが始まつたわけでありまして、

なほもう一つの、理由をはつきり言えるかどうかは確認をいたしません。その発展の過程におきましては、日記帳の問題に対する私どもの考え方と言ひますか、そういうものに対する批判もあつたことは事実でござい

ます。○野本吉吉君 そうしますと、第二組合の結成というものは、この日記に対する批判を契機として結成されたものであるというふうなことが間違つておりますか、そうでありますか、その点についての御見解を……

○証人(綿津四郎君) 今申し上げますように、第二組合結成の動機が、乃至は理由が日記問題にあるとは断定できないと思ひます。申上げたような過程で、そういう事柄も要素の一つになるような議論はありましたが、直接それがその通りだというふうには理解いたしておりません。

○野本吉吉君 わかりました。

○長谷部ひろ君 私、こんなことを申し上げて本当はいやなんですけれども、昨年の丁度夏でございまして、須藤先生と木村先生と御一緒に、軍事基地の周辺における教育の実態調査にお伺ひを申しましたときに、たま／＼山口県の岩国にお伺ひしたのです。そこで皆さん方もお目にかかりまして、親しくお話を申し上げたときに、私が感じたことは、非常に親米感情の強

いとろだということをおつたのでござい

ます。そこでおつしやいましたか。たは私覺えておりませんけれども、基地ができてから非常に町が賑やかになつて、よくなつた。それから学校にピアノを寄附してもらつたこともよかつた。それから運動会

のときに、いろいろな賞品をあらからの人から頂いたといふことも嬉しかつた。それから又英語の会話が非常にうまくなつたといふことと、とても基地ができたことを誇りに思ひ、お喜びになつていらつしやるというふうには私は感じたのでござい

ます。そこで、たま／＼こういう山口県の日記帳が大きい取上げられましたことも、そういつたようなことから端を発しているというふうには私はどう考へておもうのでござい

ますが、丸茂さん如何でござい

ますか。○証人(丸茂忍君) 只今の御質問の、基地があることによつて利益になる面もあるといふことは誰かが申したと思ひます。つまりそれでお喜びであるものがある。利益があるという意味でなくして、喜んでゐるものもあるといふことは聞いたと思ひます。誰だつたかははつきりいたしておりませんけれども……。それから親米的であるからこの問題が起きたのじやないかという御質問でござい

ました。岩国市におきましては、これを望むと望まざるにかかわらず、ああして基地がある以上は、それに殊更に問題を構えるといふことは、むしろ望ましくないことだといふ気が皆あると思ひます。

○須藤五郎君 これはですね、この問題と直接關係がないとおつしやりますが、答弁されましたが、昨年渡米費に對して、野村さんは一文も寄附金は取つ

ていないといふふうな先ほどの強い御発言でしたが、確かに一銭の寄附金ももらつていないといふことが、重ねておつしやることのできるか。それからなせ文部省に先に報告して、県の教育委員会に先に出さなかつたかという理由を私はお尋ねしたいと思ひ

ます。○証人(野村幸祐君) お答え申し上げます。第一点の渡米寄附金について、割當をしたかどうかというお話でござい

ました。寄附は一文ももらつておりません。餘額は頂きました。私にも友だちその他があります。第二点、文部省にどうして聞いたかという、このことは先ほど申し上げた通りであります。もう一度繰返しまし

ようか。以上。○永井純一郎君 私は野村さんに少しお伺ひしたいのですが、野村さんは教育の専門家のかただと思ひますので、お伺ひしたいと思ひます。それは一つは、まあ私が見ると、これは日記は別にそう偏向というふうには私は考へないわけですが、そこでお伺ひいたしたいのは、学校で生徒が先生に、自衛隊というふうなものは軍隊なのかどうなのかというように、私にも子供がおりますので聞かれるのですが、聞かれるのですが、そういう場合にどういふふう

○証人(野村幸祐君) お尋ねもはつきりいたしませんので……、どうしたらいいのか、自衛隊というものをどう取扱うかとおつしやるのですか。

○永井純一郎君 あなたが教育の指導に当る責任者だという建前で私はお伺いしている。ですから思つた通りを簡単ににお答えになれば結構です。例えば保安隊とか、自衛隊とかいふものがあるのです。これは子供が全部知つております。これは軍隊ですか、軍隊でないのですか、こういう質問を盛んにするのです。そのとき先生はどういうふうに教えたらいいか、偏向しないようにするために教えるにはどういふうに教えたらいいか。

○証人(野村幸祐君) 私はこれはお答えするのはどうかと思いますが、この日記帳そのものを全体として、一貫した一つのものとしてこれが望ましくないと、こういう判定を下して通牒を出したわけでありまして、自衛隊云々というものは、その当時から十分、私のほうにも所管係長もあります。研究をして、私も又その当時からおよそ一年近くなりますが、十分検討を慎重にいたしましたので、あの通牒を出したわけでありまして、今具体的にこの自衛隊をどう取扱うかは、相手の子供の発達段階もありましよう。又その自衛隊そのものがどういふところに出て来るかというところについて、一々私ははつきりこうしたところで申上げるのはどうかと思ひます。他の問題にいたしまして、全体として考えて……。

○永井純一郎君 私は教育というものは、まあ素人なんですが、聞くところによれば、現実の現在の政治というもののよりも上にあると言いますか、もつと高いところのものだと思ふのです。次の時代を作つて行くものだと思う。そこであなたが言われるようないろいろな事情を考えることは一応私は要らないと思ふのです。子供に教える場合は正しい立場に立つて判断をして、保安隊とか、自衛隊とかいふものが、あれは軍隊なのかどうかという疑問は当然持つのです。そのときにあなたは、いろいろの周囲の、あなたの周囲のことを考えて、先生が子供に教える、或いは答えるという必要はないのじやないかと思ふのですが、その点どうなんですか。

○証人(野村幸祐君) 子供が聞きました場合に、その子供に對しまして、と言ひますのは、教育は具体的に相手を考えてやらなければなりませんので、子供の発達段階に應じた適當な教え方をしたらいと思ひます。

○永井純一郎君 あなたのお答えはもうも誰かに憚りながら答えておられるような感じがするのです。例えば日本の憲法は戦争といふものについてどういふことをきめておるのですかとどういふことが、教室の場で質問があつたら、どういふふうに先生はお教えになりましよう。どうでしやう。

○証人(野村幸祐君) 現在の憲法は戦争放棄をいたしております。従つてそれについては、今憲法にきめてありますことを、相手の程度に應じてわかるように教えるべきだと考えます。

○永井純一郎君 それから言へば、当然保安隊とか、自衛隊という問題の質問が出た場合には、答えることは私はやつぱり一つしかないと思ふのです。それが例へばこの政党的支持を

しておる者であり、或いはこの政党的に反對をしておつても、教育としては一つじやないですか、教えることは……。それをお聞きしたいのですが、事例そのものじやないのです。(発言する者多し)黙つていなさい。それをお聞きしたい。

○証人(野村幸祐君) 軍隊は今持つておりませんはずであります。従つて軍隊がいかにどうかと言われた場合には、軍隊はない、こう言うべきものだと考えます。(了解々々)と呼ぶ者あり。

○永井純一郎君 若しあなたがそういうことを教室で言つたならば、それはあなたの今の答えは偏向になりませんか、どこかの政党的の……。

○証人(野村幸祐君) ならんと思ひます。

○永井純一郎君 なぜならませんか。

○証人(野村幸祐君) 現在の憲法は、先ほど申しました通りでありますから、私はそう考えるのです。それは私は見解の相違だと思ひます。(重大な発言だよ)「ここはよく聞きなさいよ」「君ら押し詰められるときやあゝ、騒ぎ出す」と呼ぶ者あり。

○永井純一郎君 逆に憲法から言つて、軍備をしてはならんのだといふことを教えておる。軍備には反對をするほうがいいのですと、こう教えることも偏向じやありませんか、どうですか。

○証人(野村幸祐君) 先ほど申し上げましたように、教育は相手がありまして、今のところ御存じのように軍隊を持つべきでない。憲法は軍隊を認めておりません。ところが軍隊を持たなければならんといふ論もないではござい

ません、国民の中には……。そういうふうなものは、相手によりましてこういう論もある、こういう論もある、現在の憲法ではこうなんだといふふうな、相手によつていろいろ説くべきであらうと思ひます。(何を言つていふ)と呼ぶ者あり、笑。

○永井純一郎君 教育委員会の教育長さんとして私はお伺ひしているのです。それでそういうふうなうに我々質疑応答をしておりますと、この一の再軍備反對、二の講和条約の問題、三の軍事基地反對、中共との貿易の問題等々、(中味の問題だよ)と呼ぶ者あり。それは中味もありますが、いずれともあなたの言つてゐることが偏向だといふと、やつぱり偏向になつちまう。逆の立場だといつても、それが偏向だと言へば偏向になるのですが、(そんなことはない)と呼ぶ者あり。そういう、あなたがおつしやるそういう或いは周囲を考えてやつておると、本當の偏向になつてしまふと思ふのです。そこで私が最後にもう一つどうして聞きたいのは、例えば再軍備の問題でも、偏向の問題でも、憲法から言つて、軍備をすることはいいないので、私はずつと教育者としては偏向でないと思ふのですがね。その点をあなたの考えを、教育長さんとしてお伺ひしたいと思ひます。はつきりして頂きたい。

○証人(野村幸祐君) 現物を見ておりませんので、はつきりいたしません。が、先ほど私再軍備については申し上げた通りでありまして、これは次のような内容を含んでゐると、こういうふう

になつております。(教育長ともあるう者が、現物を見なきや駄目だよ、話にならないよ)と呼ぶ者あり。で、私の判断は、全体を通して例へばあの中で記憶のはつきりございすのは、例へば「ソ連とはどんな国か」、或いは「氣の毒な朝鮮」だとか、或いは「再軍備と戸じまり」だとか、或いは「死んだ海」とか、そういうふうなものは一応はつきり今記憶に残つておりますが、その一連のものとして、この日記は子供に使ふことは望ましくない。望ましくないことはよくないことである。悪いことであるという意味のことを、二つの理由を挙げて決断を下したわけでありまふ。以上であります。

○永井純一郎君 これはですね、先ほど綿津さんが言われましたように、これが一カ所に一連にくつ付けて書いてあるのじやないのです。これは先ほどのお話のように、いろいろの對象の問題もあるし、いろいろの問題がずつとあつてですね。

○証人(野村幸祐君) 何頁でございしたか。

○永井純一郎君 適當に社会課の問題として見ると、こうなるわけですね。そして今申上げるように、あなたの言うように、一連の關係が或いは偏向してゐるようによき／＼見ようと思へば見れるのです。ところが再軍備の教え方一つについても、あなたがすでに偏向したようなことをすでに言つてしまふといふこともあるのです。これは實際そこでどういふようなことにかかわらず、日本の平和憲法から言つて、日本の軍隊を持つてはいけないので、特に憲法を守る義務が日本の教職員には課せられておるのです。そこ

で私はそう教えてしまうことは、少しも偏向ではないと、こう教育者としてはあるべきものなんで、あなたのように、周囲のことを考えてその点ははっきり言えないような御答弁なんです、どうですか、はつきり言わんほうがいいのですか。(質問がなつていないからだよと呼ぶ者あり)

○証人(野村幸祐君) 何頁でございませうか。

○永井純一郎君 これは大体見出しを問題にしている。書いてある私は見出しを言っているのです。

○証人(野村幸祐君) 何頁ですか。

○永井純一郎君 そんなことを言っているのじやないのです。事例そのものの内容じやないのです。中に出てくる考え方だ。文部省が報告している事例について私は言っているのですよ。

○証人(野村幸祐君) ああ、わかりました。

○永井純一郎君 教育者の立場として答えて下さい。

○証人(野村幸祐君) ここにございましてから……。「再軍備反対の声が強いのではなせか」と、このところですね。

○永井純一郎君 そうですよ。

○証人(野村幸祐君) このことは先ほど申し上げましたように、ここに、そうですね、六つばかりですが、再軍備について議論の代表的なものが六つばかり挙つています。「学級の問題にしてどれが正しいかを考えましょう」、こういう見出しであります、これは小学校の生徒にはやはりこの問題は相当むずかし過ぎるのではないか、四年、五年、六年。(「そうだ」と呼ぶ者あり)そういうふうによつております。(大人

はわからない」と呼ぶ者あり)

○永井純一郎君 そういうことを教えないのがいいのか、或いは平和が正しいというのを教えるのがいいのか、どつちがいいのか、どつちだというのですか。

○証人(野村幸祐君) だから私は先ほど申し上げた通り、再軍備は今日の憲法では禁止しております、軍備撤廃だから……。そのことはすでに申し上げた通りであります。

○永井純一郎君 教えていいのですね、どんく……。

○証人(野村幸祐君) それは当然のこととであります。

○証人(野村幸祐君) ああ、わかりました。

○証人(野村幸祐君) ところが、それが偏つたところの一連のものになるから……。(「自分が偏つてゐるのだよ」「ああいうことを言っているから駄目なんだ」「何のことを言っているのだよ」「自己の判断で言つちやいけない」と呼ぶ者あり)

○相馬助治君 議論の焦点がお互いに外れているから質問と答弁がしつくりしないようですけれども、私この際野村さんに明快に承わりたい三點ほどがあります。先ず第一に、山口教育委員会を、心身の発達に適應してない、並びに国際理解の上から望ましくないという判定を下したということについては、私は頭からこれに反対するものではあります。併しこのことは直ちに以て偏向教育であるということにはならないと思うのであつて、先ほどの証言は、この日記に対しては心身の発達に適應してない、而も国際理解の上から望ましくないという観点からの証言でございまして、本委員会が問題としておりますのは、この山口日記は偏向しているかどうかであります。で、これについて明快なる判断をしていただくのが文部省です。即ち偏向教育の代表的なものであるとしてこれを挙げているから、これを本委員会は偏向教育として見るか、見ないかを、あなたの方の御証言を聞いて然る後判断をすることになつてゐるのでありますから、以下お尋ねします。

○証人(野村幸祐君) 基本法第八条に違反する程度は偏向とこの日記を目されますか、どうですか。野村さんをお願いいたします。

○証人(野村幸祐君) 基本法第八条に違反するかどうか、こういうお尋ねであつたと思うのでありますが、あの日記は行過ぎであつたことは、一部の個人を除いて大多数の人がこれを認めておると私は存じます。(「噂を聞いておるとのじやない」と呼ぶ者あり)今申し上げましたように行過ぎが認められておりますことは、或いは先に述べました中にも、校長会とか、或いは教育会、PTA又は教員組合の声明の中にも認めますように、特定の政党の支持の疑いなしとしない。このことは日記問題に対する日教組の抗議書の中にもこういうことがあります……。

○相馬助治君 ちよつと待つて下さい。野村さん御存じないと思うのですが、実はこの委員会が長い時間に亘つてはいけないうち各党派に時間が割當つてゐる。従つてあなたの答弁も私の持時間に含まれてゐるので、そこを了解して……、私はあなたと見解を等しくしてゐる。即ち国際理解の上から望ましくない、私もこういうふうにより一方側の事例だけを並べるといふと、これは誤解を受けるという点では大体考えておる。ところが問題は教育基本法八条は「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治活動をしてはならない」とあるのです。この条文の規定するところから見て、そしてこの山口日記は偏向してゐるかどうか、こういうことを私はお尋ねしておる。これはPTA会長さんに尋ねておるのじやなくて、教育長さんなるが故に法的解釈を尋ねておるのです。

○証人(野村幸祐君) お答え申し上げます。大変むずかしいことになるかと思ひますが、これは私個人の証人の野村として、個人としてお答えいたします。一口で言へというふうなお話ですが、これは八条二項に触れる虞れがないとは言へないと思ひます。

○相馬助治君 教育長さんに尋ねますが、然らば具体的に私はそれを一、二の例を引いてお答え願ひたいと思ひます。若干の時間を費すことは我慢します。

○証人(野村幸祐君) これは時間を頂いたのでありますが、先ずこういうことも一つの参考になるのじやないか。この問題に対する日教組の抗議書の中に、「全国教育新報の八月一日号に、平和日記に(即ち山口日記でありましたが)たゞ、或る政党の主張と一致したことが書いてあるといつて直ちにこれが教育の中立性を侵すと断定することは云々、こういうふうにあることが、それがたゞ、であるかどうかは別として、或る政党の主張と一致したことが書いてあることは認められてゐる。私には思ふのであります。が、ただこのことはお含みを願ひたい。通牒は先ほど申し上げた通りでありまして、我々はこれを慎重に研究し……。

○相馬助治君 通牒を批判してはいないのです。

○証人(野村幸祐君) ええ、あのときに私はよく考えました。考えましたけれども、さうなむずかしい問題を取上げる必要はない。こう考えまして、ああいう通牒を出したわけでありまして、強いてお尋ねになりますれば以上申し上げましたようなことをお答えせざるを得ない……。

○相馬助治君 どうも御答弁が苦しいようなので次の問題に移つて、又出戻つてお尋ねすると思いますが、私がお尋ねしてゐることは今の答弁の中にも現れて来ましたが、或る主張が或る政党の主張と一致してゐるという場合に、その主張を教育の場において教へていいか悪いかということになると、今国会で問題になつてゐる二法案が成立した後に於いては、これは問題だと思ひます。現実に教育者が今日守るべきものは何であるかと申しますれば、憲法であり、教育基本法であるうと思ふのであります。憲法は明らかに再軍備を禁止してゐるのであります。そういう観点からいいますと、この山口日記が偶然に或る政党の主張と一致してゐるか、一致してゐないかというところに問題の焦点があるのではなくて、この教育が今日よつて立つべきところの根柢をなしている憲法並びに教育基本法の八条に違反してゐるかどうかの問題なのであります。あなた

上から望ましくないという観点からの証言でございまして、本委員会が問題としておりますのは、この山口日記は偏向しているかどうかであります。で、これについて明快なる判断をしていただくのが文部省です。即ち偏向教育の代表的なものであるとしてこれを挙げているから、これを本委員会は偏向教育として見るか、見ないかを、あなたの方の御証言を聞いて然る後判断をすることになつてゐるのでありますから、以下お尋ねします。

○証人(野村幸祐君) お答え申し上げます。大変むずかしいことになるかと思ひますが、これは私個人の証人の野村として、個人としてお答えいたします。一口で言へというふうなお話ですが、これは八条二項に触れる虞れがないとは言へないと思ひます。

○相馬助治君 どうも御答弁が苦しいようなので次の問題に移つて、又出戻つてお尋ねすると思いますが、私がお尋ねしてゐることは今の答弁の中にも現れて来ましたが、或る主張が或る政党の主張と一致してゐるという場合に、その主張を教育の場において教へていいか悪いかということになると、今国会で問題になつてゐる二法案が成立した後に於いては、これは問題だと思ひます。現実に教育者が今日守るべきものは何であるかと申しますれば、憲法であり、教育基本法であるうと思ふのであります。憲法は明らかに再軍備を禁止してゐるのであります。そういう観点からいいますと、この山口日記が偶然に或る政党の主張と一致してゐるか、一致してゐないかというところに問題の焦点があるのではなくて、この教育が今日よつて立つべきところの根柢をなしている憲法並びに教育基本法の八条に違反してゐるかどうかの問題なのであります。あなた

なつたと思うのですが、前の証言なんか聞いてみますと、前の或る事例のごときは明らかにこれは行き過ぎであり、偏向教育と認めざるを得ないような証言も我々は聞いているのであります。ところが山口日記の場合には、言葉を繰返しますように、心理的な考慮が足りないとか、或いは編集上どうも一方的に結果的には偏つてしまつたというような批判は暫らくおいて、この問題を偏向教育の事例とあなたは見ますか、山口日記を偏向していると思いませんか、あなたは……。總括的に簡単にこれは一つお願いいたします。

○証人(野村幸祐君) 先ほど冒頭の陳述の中にも申上げたと思うのでありますが、一方に偏しているところの記事と……、やはり偏向していると私は考えます。

○相馬助治君 それは内容的に盛られているものが悪いというのですか、分量の考慮が足りないので偏向しているのか、どつちです。

○証人(野村幸祐君) 勿論内容のことを考えております。

○相馬助治君 内容のことを申しておりますか。

○証人(野村幸祐君) 考えております。

○相馬助治君 然らば私はその内容に再び戻らなくてはならないのですが、教育基本法八条に抵触しているような内容はどれですか。

○証人(野村幸祐君) あちらこちら見ませんとわかりませんが、例えば「再軍備と戸じまり」……(勉強してないんだ、「そんな教育長はない」、「あれが教育長なんて恥かしいよ」と呼ぶ者あり)いや、私は証言を慎重にいたしているつもりであります。

○相馬助治君 それはよろしいです、よろしいです。

○証人(野村幸祐君) 簡単に軽率にはしたくありません。

○相馬助治君 同感です。さもありな

○証人(野村幸祐君) 例えば「再軍備と戸じまり」というのは国際理解の立場からよくございせんが、これも先ほど私は「なしとせず」という言葉を使いましたが、いわば匂いがしないということも無いと思ひます。そこでそれを見ましても一つの匂いがすると考えます。それからそのほかにもこれは一々どうそう、こうそうという御答弁をするには私はないと実は考えておりますが、あちらこちらを見ますと、ソ連とはどんな国か、これの中にも何頁でしたか、ちよつと……。

○相馬助治君 まあよろしいでしよう。「再軍備と戸じまり」、それはそのまゝ一文が出て来るとこれは誤解を受けます。私もこれはどうも少しどうかあと思ふのです。それで私は君に一つ質問を申上げたい。あなたの見解を明快にせられたと思うのですが、岩国で日記帳の回収をやつた。これについてはいく／＼論があると思うのですが、一旦先生が配つたものを無理に児童から取上げるといふことは、これは教育的に相当考慮を要すべき問題である。この際望ましいことではない。

殊にソ連のほうばかりほめてしまつて、これはまずいというのだつたら、それはプリントして今度はアメリカもいい国だという刷物でもやつて、そうしてバランスをとるといふことも私は可能だと思ふ。そこで私はお伺いたいが、教育上の影響を考慮して岩国における日記回収は妥当なる措置とあなたは思ひますか。それとも、相当これは考慮しなくちやならないと思ひますか、如何ですか。

○証人(野村幸祐君) お答え申上げます。回収した方がいいか、或いはその他の方法によつていいかは、それ／＼の地域社会、或いは学校、具体的に言うると更に学級、それは先生と子供の間、それ／＼が違ふところの取扱ひがあつて然るべきではないかと考えます。従つて回収したことが必ずすべて悪いとか、よいとかいふふうなことは簡単に断言ができません。従つて私はそれぞれの地方教委に対して適當な措置をおとりなさい、こういうことを助言いたしたわけでございます。

○相馬助治君 教委の処置がその地域社会の上に立つべきことが當然であり、野村さんが適當な処置をしるという通牒を發したことも本員はよく了解しております。問題は、岩国において教育委員会が中心となつて回収を決定した、こういうこと、或る学校が不特定にやつたのではなくて、系統的に教育委員会が首頭をとつてその地区における回収を決定し、而も賠償までやつておる。そういう措置が果して教育的には、論は分れるであらうけれども、教育的には一体どのようなこれは影響を及ぼしたかといふことをあなたは十分御承知であつたと思ふのであつて、

それは今から眺めて妥当であつたとお考えになるか、ややどうも強制に過ぎたといふふうな考えがされるか、これらの点を伺つておきたい。

○証人(野村幸祐君) 先ほど申上げましたように、それをどうするのが最もその教室、その子供にいいかということとは、そこでそれ／＼の立場でお考えになるべきことであると私は考えます。例えば紙を貼らすにいたしましたも、墨を塗るにいたしましたも、或いは又回収いたしましたにつきましても、相手の程度もありましようし、又先生方がどういふふうな受けて子供なり父兄の納得を得て、これは紙を貼るよりもむしろ回収したほうがよいというところが教育的に見ていい影響を及ぼすのであるとすればですね、私は一々この岩国市の学校なり或いは学級というものを十分存じません。従つて回収したのは皆悪い、使用させたのは皆よいといったようなことは簡単に私は申上げられない。それはむしろ市の教育委員会の方にもいろいろな考えがあつたことでしょう。そちらのほうに又実情についてはお尋ね頂きたいと私は考えます。

○相馬助治君 最後に私は二点だけ伺つて御質問をやめますが、第一点は、こういうふうな文部省の偏向事例として報告されて問題になつてくることについては、恐らく当該教育委員会の教育長としても、あなたもその意味で迷惑をこうむつておると思ふのです。本委員会に証人として喚問されることも迷惑と考へていらつしやうと思ふのですが、ここで問題になりまふことは、動機論からいたしまして、一体この場合中学生日記が偏向していたと仮

に仮定して、その場合においてもこれが山口県教員組合の組織的な、計画的な偏向、政治的な偏向をあえて強行して、或る一派の利のために利せんとする魂胆に基いて出たものと了解されますか。それとも結果的にはまさかつたが、動機としてはさうな悪辣なものを感じられないと判断をされますか、どうかということが第一点。

それから第二点は、文部省が今日あらゆる意味で山口日記を取上げておる、文部大臣も又閣議終了後の記者会見において、山口日記のごときもの現実にあることを見るときには、断固として法的な方法を以て教職員の政治的偏向に対抗しなければならぬという意味の発言がなされておるのであります。こういう意味合において山口県日記が取上げられたことに對するあなたの立場上からする責任感をどのように考へており、且つ又文部省の見解を如何ように判断されておるか。逆に申しますれば、文部省がさうなるものをさうに取上げて偏向教育の事例とするのは當然であるとするならば、あなたは教育長としてのみずからの責任、自分の当該県下においてかような事件が起きたことに對するみずからの責任をどうするか。又文部省の見解が、又文部省の取上げ方が、故意に事を拡大する、故意に基くものと判断するといふ御証言ならば、あとの責任は追及いたさないものであります。が、それらのことを持時間が長いので重ねて一つ二つの問題について御証言を賜わりたいと思ひます。残念ながら私の持時間が終了したので、一つ懇切丁寧にお答えが願ひたい。

○証人(野村幸祐君) 第一点は、教組

が特定の政党というものと一緒になつて、これは言葉が少し過ぎるかも知れませんが、そういう意図の下に日誌を編集したと思うかどうかという、こういうお尋ねだつたかと思う。

○相馬助治君　そうです。

○証人(野村幸祐君)　これは私にはわかりません。先ほど申し上げましたように、つまり全体の日記(時間々々)と呼ぶ者あり)及びその他のいろ／＼のもの、私は単に日記だけを問題にして通牒は一応考えました。併しながら日誌の前後に出ておきますいろ／＼の原教組関係のものを考えまして、先ほどのように私は一応御回答申し上げた。それでそれが内面的にどうであるかということは私どもは想像は一応できま

すが、実際は私にはわかりません。わかりませんから、お答えができません。

第二点の文部省の見解についてはどう思うかというお話であります。文部省には文部省の見解がありましようし、私には私なりの見解がございます。従つて文部省がなされたことまで私はとやかく申し上げることはできません。但しこのことだけは個人として申し上げる。私はこの日記についてはよくない、中性を欠くという考えであります。これは先ほど申し上げた通りでございます。従つてこの日誌について、いわゆる山口日誌というものについて、文部省が偏向の材料として挙げられることも又我々同じ思いではないか、こういうふうにお答えをすることはできると考えます。以上でございます。

○荒木正三郎君　野村教育長にお尋ねをいたしますが、野村教育長は山口県教育行政の極めて重い責任の地位に立つておられるかでありまして、先ほどの質疑の中にございましたが、県教組とは非常に前々から対立しているというふうなお話がございますが、県の教育一般を振興し、改善して行くためには、教員組合とも十分話し合をして、そして改善をして行くというこ

とは、私は望ましいことであると考えしておりますが、野村さんは如何ような見解を持っておられるのでありますか、どうか。

○証人(野村幸祐君)　県教組と県教委が前々から対立をいたしておると私はこの場で申したことはないと考えます。安部議員からさような話はございました。これについてもいろ／＼と見解は私は異にするものを持たんではございませぬ。そこでお互いに同じ高嶺の月を見ようとする二つのものが、まあこのお言葉はございませぬが、そういう意味の県教委と県教組とお互いに話し合をして手を繋いで行つたらどうかという意見についてお前はどうかかというお尋ねであつたと思ひます

が、全く同感であります。

○荒木正三郎君　それでこの日記の問題が世間に出たときに、県教組のほうから教育委員会に意見を申込んだというのを聞いております。そうしていろいろ自分の意見も述べ、又教育委員会の意見も聞きたいと、こういう申入をしたというのを聞いております。が、そのときには会見をお断りになつたように聞いておられるのですが、そういう事実があるかどうか。事実であればどういう理由であつたのかお話を願ひたいと思ひます。

○証人(野村幸祐君)　お答え申し上げます。先ほどの冒頭の証言でも申しまし

たように、六月の四日付で通牒を發しました。そのたしか一日か、二日前か、はつきりした日には覚えありませんが、通牒を出します前に、私のほうではこの日誌につきましては……

○荒木正三郎君　答弁だけにして頂きたいと思う。申入れがあつたかどうか、なければならぬよろしい。

○証人(野村幸祐君)　答弁いたします前に、私のほうから申入をいたしました。これはお尋ねについては若干違つたかも知れませんが、関係ございませぬが、私のほうから指導課長をして、指導課長から県教組の事務局に申入をいたしました。ところが何かの都合で来れない、こういう御返事でございます。その後記録を見ますれば、ありますが、たしか六日か七日……

○荒木正三郎君　日はよろしい。

○証人(野村幸祐君)　申入がございまして、会つております。

○荒木正三郎君　この点綿津さんにお伺ひいたします。

○証人(綿津四郎君)　事務局とは日にちを記憶いたしません。日記問題が發生以後会つたことはございませぬが、教育委員会はしばしば申入れましたけれども、一回も我々の申入を受けてこの問題を公開で討議してありません。

○荒木正三郎君　このことは野村委員長もお認めになりますか、教育委員会は一回も会見しないというところについてお認めになりますか、どうですか。

○証人(野村幸祐君)　私は先ほど申し上げましたように、七月の半ば、七月の十日であつたと記憶しておりますが、山口から米國へ出ております。

○荒木正三郎君　御存じない。

○証人(野村幸祐君)　そこで記録を見なければはつきりお答えはできませんが、不在だつたかと思ひます。

○荒木正三郎君　それではあなたは山口県の教育が今日まで正常に行われて来たというふうな判断をしておられますかどうか、その点をお伺ひいたします。

○証人(野村幸祐君)　お答えを申し上げます。正常であるか、このお尋ねはどのような具体的な内容を持つたものであるかということについては私は次のように感じます。つまりここで今日問題になりました偏向教育ならざる正常な教育が行われているかどうか、こういう意味であらうかと思ひますが、如何でございますか。

○荒木正三郎君　私は山口県の小学校とか、中学校とか、高等学校の教育が正常に行われているかということを知っているんです。山口県日記について聞いているのじやありません。

○証人(野村幸祐君)　見方により、又見解によりまして、それが正常であるというふうに見られもいたしませうし、又そうでない場合もあると考えます。具体的に申しますれば、神様ばかりの世界じやございませぬから、正常でない場合もあるかと思ひます。

○荒木正三郎君　あなたはその教育行政に携わっている人なんですから、県下の教育事情については何人よりも最もよく知つていらっしゃる人だと思ひます。ですから私はお伺ひしているのです。山口県の教育は非常に曲つた方向へ行つていのか、或いは正常な教育が行われているのか、この判断があなたに

うから、私は聞いているのです。

○証人(野村幸祐君)　先ほど申しましたように、余ほど厳密な意味において正常であるかどうかというふうなことに

については、いろ／＼問題もござい

ますが、甚だしく曲つた教育が行われて

いるかどうかというお尋ねが今あつ

たやうでありますから、さような甚だ

しく曲つたことはございませぬ。正常

なところの教育が、日記問題といつた

ようなものもございませぬけれども、

県民多数の世論というふうなものも手

伝つていまして、先般の調査にお

越しになりましたので、お答え申しま

したように、大体において正常に行わ

れているものであらうかと私は考えま

す。

○荒木正三郎君　それは山口県の小学校とか、中学校とか、高等学校の教育が正常に行われているかということを知っているんです。山口県日記について聞いているのじやありません。

○証人(野村幸祐君)　見方により、又見解によりまして、それが正常であるというふうに見られもいたしませうし、又そうでない場合もあると考えます。具体的に申しますれば、神様ばかりの世界じやございませぬから、正常でない場合もあるかと思ひます。

○荒木正三郎君　あなたはその教育行政に携わっている人なんですから、県下の教育事情については何人よりも最もよく知つていらっしゃる人だと思ひます。ですから私はお伺ひしているのです。山口県の教育は非常に曲つた方向へ行

つていのか、或いは正常な教育が行われているのか、この判断があなたに

うから、私は聞いているのです。

○証人(野村幸祐君)　先ほど申しましたように、余ほど厳密な意味において正常であるかどうかというふうなことに

については、いろ／＼問題もござい

ますが、甚だしく曲つた教育が行われて

いるかどうかというお尋ねが今あつ

たやうでありますから、さような甚だ

しく曲つたことはございませぬ。正常

なところの教育が、日記問題といつた

ようなものもございませぬけれども、

県民多数の世論というふうなものも手

伝つていまして、先般の調査にお

越しになりましたので、お答え申しま

したように、大体において正常に行わ

れているものであらうかと私は考えま

す。

○荒木正三郎君　私は山口県の小学校とか、中学校とか、高等学校の教育が正常に行われているかということを知っているんです。山口県日記について聞いているのじやありません。

○証人(野村幸祐君)　見方により、又見解によりまして、それが正常であるというふうに見られもいたしませうし、又そうでない場合もあると考えます。具体的に申しますれば、神様ばかりの世界じやございませぬから、正常でない場合もあるかと思ひます。

○荒木正三郎君　あなたはその教育行政に携わっている人なんですから、県下の教育事情については何人よりも最もよく知つていらっしゃる人だと思ひます。ですから私はお伺ひしているのです。山口県の教育は非常に曲つた方向へ行

つていのか、或いは正常な教育が行われているのか、この判断があなたに

うから、私は聞いているのです。

○証人(野村幸祐君)　先ほど申しましたように、余ほど厳密な意味において正常であるかどうかというふうなことに

については、いろ／＼問題もござい

ますが、甚だしく曲つた教育が行われて

いるかどうかというお尋ねが今あつ

たやうでありますから、さような甚だ

しく曲つたことはございませぬ。正常

なところの教育が、日記問題といつた

ようなものもございませぬけれども、

県民多数の世論というふうなものも手

伝つていまして、先般の調査にお

越しになりましたので、お答え申しま

したように、大体において正常に行わ

れているものであらうかと私は考えま

す。

○荒木正三郎君　私は山口県の小学校とか、中学校とか、高等学校の教育が正常に行われているかということを知っているんです。山口県日記について聞いているのじやありません。

かどうかということが先ず検討されなければならぬと思うのです。これを主観によつて偏向しているだろう、していないだろう、こういう判断をすることはまづ／＼な結論が出ると思う。どうしてもこれは教育基本法第八条に違反しているかどうかということが検討されなければならぬと思うのです。そういう観点から検討されたのかどうか、この点をお伺いいたします。

○証人(野村幸祐君) お答えを申し上げます。先ほど相馬議員から……

○荒木正三郎君 結論だけ……

○証人(野村幸祐君) 検討いたしました。これに違反しているという判断に達したか、どういふ判断に達したか。

○証人(野村幸祐君) 委員会といたしましては、少なくとも私といたしましては、それについては先ほど申しました通りで、大変にむずかしい問題である。併しながらいがなきにしも非ずということをおぼえて上げたのであります。

○荒木正三郎君 それでは匂いがある、こういう結論に達した、こういうことなんですか、おつしやつて下さい。

○証人(野村幸祐君) そうでありますので、今申しましたように二つの理由で以て検討いたしました。

○荒木正三郎君 そうすると、教育基本法第八条に違反しているかどうかはつきりわからない、ただそういう匂いがある、こういう結論に達した、こういうことなんですね。それでは時間の関係もありますので私の質問はこれで終ります。

○田中啓一君 私は綿津さんにお尋ねたいと思いますが、先般御地へ出ました際に、日記帳の編集方針というのを見させて頂きました。そのときに頂きましてかと思うのであります。が、県教組の情報として出した、今日印刷物にそれなり日記帳の編集方針について替えてございますので、その点を先ずお伺いしたいのでございますが、先ほど御証言を伺いますと、山口県では二十四年からこの日記をお出しにしているというお話でございまして、この編集方針は二十四年から昨年まで変わっておりませんか。

○証人(綿津四郎君) この編集方針をなしたのは、先ほどお答え申し上げたと思いますが、昭和二十七年から委員の出し方などを変えた際にこういうやり方で始めましたので、方針としてこのようにはつくりたいとしたのは、大きい版になつてからの、二十七年になつてからでございます。

○田中啓一君 この中にいろいろ私細かく申しますと問題になる点もあると思ひますが、時間がございますから、この二つの平和と独立のための自主的教育に資する、こういうことが入りましたのは二十七年でございますか、二十八年でございますか。

○証人(綿津四郎君) これは二十七年であると思ひます。

○田中啓一君 私はこの平和と独立というの、確かに日教組の定期大会等の御決定の中にもあるやに承知しておるのであります。而もこれは二十七年でございますか、高知の大会でありますか、或いはその場所がよくわかりませんが何でその頃、大会におきまして、原案は平和と生産となつてお

りましたものを、非常に御論議の上でこれが平和と独立となつた、かように実は聞いておるのであります。さういふことは御承知ございませんか。

○証人(綿津四郎君) ちよつと今お話の県教大会のこと、それから定期大会などであつたことはそれはございまして、御質問はそれがこの日記の編集方針に入つたということどういふ関係があるかということでございます。

○田中啓一君 先ほどお伺いしたいんですが、平和と独立というのを、これを先ず平たく考えますれば誰も問題がない。恐らく日本国民一人も異論はない。ところがこの内容につきましては、日教組の内部においても非常に御論議があり、且つ又政治面におきましては激しい争ひの種になつておることは御承知でございますか。

○証人(綿津四郎君) 承知しております。

○田中啓一君 そこでその激しい争ひの種と申しますのは、平和勢力とは何を指すか、まあソ連圏を指すという論と、それも行くまいということと私はあると承知しております。又独立につきましては、我が国が結びました平和条約、又日米安全保障条約等が偏面的なもので、これでは独立にならないから全面講和をやれ、こういうことに繋がつておる、かような点で激しい争ひになり、遂に社会党は二つに分裂をいたしました。(笑)平和勢力論では、現に左派社会党の中にも争われておる、日教組の中でも非常にお争ひになりまして、又あなたのお話しになつておりま

す山口県の県教組の中におきまして、これらの問題を、一つの意見が合わない元として、組合が分れたか、分れかかつておるか、さういふ状態であると私は承知しておりますが、これらのことは御承知でございますか。

○証人(綿津四郎君) 初めのほうは、つまり激しい国民的な論争が行われてゐるということを知つておるかということでございます。そういう渦の中にあるということをお承知しておるかという事です。

○田中啓一君 政治的な論争が行われておりますかということですか。

○証人(綿津四郎君) そういうことを承知しておるかということでございます。

○田中啓一君 そうです。

○証人(綿津四郎君) 承知しております。それから二番目の私のところの組合の分裂につきましては、先ほど申し上げましたように、出発は校長さんの職館の問題でございまして、あといろいろなことがございまして、御質問の点につきましては、その通りだとお申しかねます。

○田中啓一君 そこで申し上げたいのは、そのような政治論争になつておるものが、この日記を拝見をいたしますと、私がここで例を申すまでもなく、その通りに欄外記事に出ておる、一方をいかに判断せざるを得ないやうな書き振りを示して、あなたはどちらをとりまつか、こういう書き方になつておつて、それ以上の知識を持つておられない生徒が、あの欄外記事に指導されるままに判断するより私は仕方がないのであらう、こう私は考えざるを得ないのであります。つまり政治論争の片

方の面だけを出しておられる、この点は認められますか。

○証人(綿津四郎君) これはちよつと時間がかかりましたけれども、お許しを頂きたくと思ひますが、大事な問題ですから……私どもは先ほど時間がなくて申上げかねましたが、どの政党の主張であるとか、どこからの指示とかということではございませんで、平和教育の具体的計画というものを、この前にもおいて頂きました際に差上げましたが、それに則りまして、本當に素直な、日本人としての素直な念願に立つて考えて来たわけでありまして、政治論争が激しければ激しいだけ、それはよその論争ではなくて、私たちの身の廻りに響いて来、取りまいており、逃れることのできない問題なのでございます。(そうだと呼ぶ者あり)我

我はそれを政治的に、意図的に云々するということではございません。その証拠は、同じ時期に編集をいたしましたあの冬休みの友、夏休み帳というものも私どものほうで並行して作つておりますが、そのようなものについてはこのやうな問題は起つておりません。ただこれによつて起りましたのは、六月二十五日とか、七月何日という日にちのリズムが、そういう関心を持つ問題があつたからそういうことが多く頭を出したということが一点と、もう一つは、御懸念頂いて御指摘がありました、先ほど申し上げました教科書の中にも、五の巻に、国が条約で如何に独立しても、外国の資本の支配を受けておるならば決して独立国とは言えないというやうな表現を使つて、検定を通過した教科書がこういう言葉を使つて、独立という問題については皆の大事な

問題であるというふうな材料があるわけですが、そういう点を私どもは先ほど申し上げましたように、舌足らずの点や、足らん点があつたけれども、はつきりここへ出してやる、こういうことでございませう。

○田中啓一君 だん／＼お話を伺つたのでありますが、この日記を生活指導のために採用しよう、こういうことを県教組は傘下の組合員に呼びかけた。これは先ほど教育長の説き上げたあの情報であります。これを見ると、その前段には、県教組が何を主張しておられるかということが極めて明瞭であります。こういう主張に対して弾圧をしておるのだ、こういうことが書いてあるわけですが、而してこの日記が一冊でも余計に採用されることが我々の闘いを具体化されるゆえんである、こう結んでおられる。つまりこれであなた闘つておられる。闘つておられるものを日記に現わして、一冊でも余計採用せよう、こういうことを組合にお奨めになつてゐる。これで以て政治の争いになる。教室へ持込んでないとして言われませんか。お認めになりますか、お認めになりますか、はつきり御答弁を願ひたい。

○証人(綿津四郎君) お認めになるかならないかの前に、今御指摘の点につきまして、これは事情があるのであります。先般もあなたには申し上げたのでございませうが、改めて申さして頂きますと、私どもはこの日記に対して抗議したのは、先ほど述べましたけれども、内容の一々についての討論をするということではなくて、曾つて占領直後、あのこんな薄つぺらな、色もない小学校の子供たちの教科書の中か

ら、占領軍の命令によつて、ここはいいから鉄で切れ、ここは墨を塗れ、この本は焼くというところをやらされた苦しい体験が教師にはあるのです。ところが今度は同じ日本人同士でありながら、それを取上げ、或いは抹殺しろという、このやり方に対して、私たちはどこに教育的な中立があるのかという抗議をしたわけなんです。ところがそれが聞き入れられませんでした。それで、現場では教師たちは非常に恐れ、もう次の日記からはいい、悪いではなくて、危いものには触れない、採用しないという空気が、残念ですがだん／＼出て来たのです。それを勇氣を出してもう少し物事を冷静に見て、これでくじけてはいけません。私たちがどこまでも正しいことは主張しよう、間違つた点は直し、そして真理の追究をする。これが任務なんだというこ

ののために、組合員に対して日記を採用して行くというそのことが、私たちが鼓舞し、私たちの考えている事柄をわかつて頂ける仕事だ、あれを全部皆使わなくなつちやうたら、それこそ驚いて膽を吹くという、誠に教師としては情ない姿になるのだということ。表現をしたのであります。中の言葉は先般も申し上げましたが、改めて行きたいと思つております。

○田中啓一君 問題は一遍児童に買わして使用した日記の扱い方について抗議をしてゐるのだ、こういうお話であります。成るほど扱い方の抗議でも一面はありませう。併し嘗ておられることは、飽くまでもその主張を貫こう、扱い方のことは何もこれには書いてありません。のみならず、私はそ

ういうことをおしやるからもう一つ申上げたい。それは日教組の第三十中央委員会の経過報告であります。或いはこれは綿津さんのおいでになつておらんかつたかも知れませんが、併し県から御報告があつたから、かような経過報告が載つたのであらうと私は思います。中央本部では山口教組へ激励文書を送り、地元教委に抗議した。その結果当局は敷願して来たので、一冊の回収も行われず、平和教育が推進されて行つた。更にここが私は特に言いたい。この際特筆すべきは、山口県の教組が文化工作隊を編成して、農漁村まで入り込み、子供や村人を集めて紙芝居、幻燈、広島のスチール展等を行なつて、国民運動への礎石を作つたのである、こういう意気込みでやつておられる。これは私は子供の教育だと思つてます。教育というものはあらゆる場所です。教育といふものは学校だけではな

い、学校の先生が子供を教育すればいい、でも教育である。でありますか。この意気込みは誠に強いもので、なかなか以て方法論だけでは私にはなさそうに思う。ただ折角子供が使つてゐるのを墨を塗つたり切つたり、或いは又使うな、代りのやつを使えということ。は、こんなことは誠に苦しいので、何とか方法がないかということなら私は話のしようもあつただろうと、誠に残念に思います。でありますから、私は先般山口へ行つたときも、あの岩国の当該校長に対して、あなたは、回収はしないで、今後は使用しないことにした、こう言うので、この点は教育委員会も校長も意見一致でありまして、意見ではありませんが、この事実に対する見方の一致でありまして、特に私は

回収という、取上げるということに対する教育的価値と、又ただもうこれは使ふなよというのとは相当価値が違ふだろう。誠に私はいい措置をされた、こう実は思つて、その点に対する教育的価値の違ふことを判断をしておやりになりましたかと言つたら、何のことかちつともわからぬ御答弁で、そういうようなことは一向考へておられないのじやないかと思つたのですが、今綿津さんの説明を聞きますと、その点だとおしやるけれども、私は騎虎の勢でそれはどこまでもやるんだ、この判断せざるを得ないのであります。この点はまあ御答弁というよりは御感想をお願いしたい。

○証人(綿津四郎君) 感想を申し上げます。御指摘になりました点の文化工作隊のことでございますが、これはどの点をつまみおほめを頂いたのか、それともこの方法論ではなくて、この工作隊の背後には何かがあるという意味が存じませんが、私はこの工作隊のやりまじしたのは、(子供を教育をしてゐる)と呼ぶ者あり、夏休みに紙芝居とか映画、広島のスチールとか、音楽の上手な人がおられますので、それを連れまして、大体平素私どもがいろいろ行つてその地域の先生方に接することのできない先生方とその地域の子供さんには集つて頂いて、紙芝居を見せ歌を歌つて聞かせる、こういう運動をやつたわけでございます。従つてこれは教育とおしやるべきに校外の教育の一番のものではないかと。

○田中啓一君 そこでもう綿津さんの答弁はいいのでありますが、今私が申

しましたその結果、当局は、というのは、いずれ県が岩国の教育委員会或いはその他の教育委員会も存じませんが、このことであらうと存じますが、敷願をして来たので一冊の回収も行われず平和教育が推進されて行つた、こうございませうが、一体県の教育委員会や或いは岩国の教育委員会は敷願をされたことがございませうか、御両君から別々に御証言を願ひたい。

○証人(丸茂忍君) この件につきましては、岩国市教委としてのあり方についてちよつと説明して頂かんと意味がわかりにくいのでいふかと思ひます。その前に相馬先生もおつしやいました。これは岩国市教委の問題だと思つたので一応言ひたいのでございませう。が、市教委として、回収を命じたり、或いは中心となつて回収をいたしたことはございませう。この前おいでになつたときにこの点は言われたと思ひますが、今日そういうお言葉がありましたので特にお願ひしておきたいと思ひます。

岩国市といたしましては、この日記問題につきましては、初め簡単に申上げましたが、初めから回収ということは一切言つておりません。哀訴嘆願をしたと言われることはむしろ不審に思つたのでございませう。併し若し言われれば、或いは最後に校長と話し合ひの結果のことを言われるんじやあるまいかという気がいたしたのでございませう。併しこれは岩国市教育委員会のあり方といたしまして、でき得る限り先生方との軋轢を避けて、極度に円満裡にこの日記の問題を解決したいと思ひます。これが終始一貫した変ら

ざる趣旨でございます。

そこであの最後に申しました六月二十四日のような申合せをいたしたのでございます。これは代償につきまして、我々は代償を払ったのではないというのを先ほど申し上げたと思ひます。代償品の補償をした、こう申し上げておりますが、そういうことに校長先生方の御威力をお願いしたのでございませう。校長先生に成るべく円満にそういうふうによつて頂きたいということを書いておきます。それ以上に哀訴嘆願ということはありません。

○証人(野村幸祐君) 市教委のほうでされることで、私のほうはさようなことはありません。

○加賀山之雄君 大変長くなつて恐縮ですが、綿津さんにお伺いしたいのですが、この山口県の日記が最初から非常に問題になつてゐるのですが、この記事が大体「朝日年鑑」とか、はつきりとしたものから転載されたものでないか、というお話でありましたが、何え一部字句を付加しておられるようなところがあるそうでありますが、例えばソ連とはどんな国かというところで、二カ所ばかり特に付け加えられてゐるものであります、それは確かなことでしょうか。

○証人(綿津四郎君) それは確かでありませう。

○加賀山之雄君 編集者はこれをどういう目的を以て特に付加されたものであるか、それらの点について御存じな

○証人(綿津四郎君) これは実は先ほど申し上げましたように、現場から七人の委員が出まして執筆を分担いたしました、あとそれを持ち寄つて検討した

ことでございませう、この部分は執筆した人にとつては適當であつても、小学校の生徒にとつては難解である、程度が高過ぎるというものも含まれてゐることは事實でございます。

○加賀山之雄君 先ほどからお話を承つておりますと、どなたかの御証言に、全部これはいいのだ、正しいのだ、全部これはいいのだ、正しいのだ、非常に強く突張られておつたように伺つたのであります。その後これを要えられた、或いは回収するということになつたということになりますと、途中でその正しいという考えを捨てられたのか、これは行過ぎであつた、或いは一方的に偏つてゐる面があつたということを確認されたのかどうか。

○証人(綿津四郎君) その点につきましては、途中から変えたということについては私もよく解せかねます。何を要えたかというふうなことはわかりませんが、それを指しておつしやるのか、かわりませんが、最初私も問題にして抗議しました際には、私も一昨年来県の教育委員会に対して、平和教育ということが今問題になつてゐるが、県の教育委員会は平和教育ということに対してどのような方針と見解をお持ちになるかを示して頂きたい、それを伺いたいということを再三交渉したのでございませう、それは遂にまだ私どもに明確には示されておられません。一部指導要領のようなものによつてこれで見えようというものを言われておりますが、従つて私もこれが問題にして行きました際にも、どういふ点からどういふ尺度からこれが偏つてゐる、不適當であるというふうにおつしやるかを、そういうものとの関連において聞きたいということが第一

○証人(綿津四郎君) これは御指摘の通りでございますが、小学校は四年生、五年生、六年生を基準に作るというところに方針をきめておりますが、使われている実情は、主として六年生が多いのでございませう。五年、六年が多うございませう。それから子供が小学校から中学校へつと續けて行く子供もおりますので、今までのこの日記も全部同じ記事はできるだけ載せないようにしているわけでございませう。だから殆んど同じ記事は載つておらないわけでございますが、そういうところから編集の技術上や無理だという点はありませんけれども、小学校と中学校には非常にダブつた材料がございませう。従つて

であつたわけですね。それ以後私も決してこれが偏してゐるから改めるといふようなことは申し上げておけません。ただ日記の編集につきましては、ずつと初めから使つた教師と父兄、これは一種の商品でございますから、それに対する価値判断とか批判というものは絶えずあるわけです。それがいけなければ使ひ手が少なくなりますから、そういう批判を素直に聞いて来ておりましたので、そういう点についての批判はこのたび特にたくさん来ました。従つてそういう点については、これからどこから突つかれても誤解のないようなものにして行きたいというのが現在の状況でございます。

○加賀山之雄君 これは商品でありませうからと言葉はちよつと驚くのですが、教材でなくとも、正式の教材でなくとも、とにかく子供の脳裡に強く影響を与えるというふうなものについては、今の商品であるというふうなお言葉は、教育に携つておられる方としては私は非常に怪訝に思ふ。先ほど父兄のPTAの方からも、これが取上げられた、回収されたということは非常に子供もさびしい、PTAの方としても非常にさびしいという氣持で陳述しておつたとは私何と申すか、私何と申すか、これは私の見解ですが、確かに行き過ぎがあり、一方に偏つてゐるやうに理解いたします。で、併しあなたは今の話によると、これは偏してゐると思ひ、行き過ぎもない、かように言つておられるのです、あなたがこのあとで日教組の小林委員長と会われたことがあります。

○証人(綿津四郎君) 会いました。

うお話をされたか。私が伺うところによると、県教組もこれは行き過ぎがあつたといふことを認めて、その後非常に反省といふか、が行われ、又先ほど職能的なものだと言われたが、組合が、第二組合ができて、先ほど校長先生だけだと言われたが、たしか五千八人くらい第二組合ができたというやうに伺つたのであります。これらの点についてもこれと關係があつて反省が行われているのじやないかというやうに私は推察したのですが、それらの点についてのお答えをお願いしたい。

○証人(綿津四郎君) 小林委員長とはお話をいたしました。これはこの問題が起りましたからいろいろ日教組のほうのそういう機会もあつたわけでございますが、現在まで貰いておるのは、先ほど別な証人の方からおつしやいましたように、一貫してこのものが特定の意図のものに偏してゐるということについては當らない。但し先ほども私からも申し上げましたように、一つ一つのものの或る部分に誤解を与えようといふやうな点のまじりところ、生などところ、そういう点があることについては改めなければならぬ、こういうことについてはお話をしして参りました。

○加賀山之雄君 そのとき一休どうい

それから第二点の、第二組合がこれを契機に生まれた。その反省を、日教組が、県教組が日記問題について反省をしないから第二組合ができて、ああいうものを作らない、それとは考えの違つた組合を作つたのだといふことを、今日まで私も聞いておられません。ただ過程においてそのやうな事柄が議論されたことはありますけれども、そういうふうなことが大きな理由であつ

うお話をされたか。私が伺うところによると、県教組もこれは行き過ぎがあつたといふことを認めて、その後非常に反省といふか、が行われ、又先ほど職能的なものだと言われたが、組合が、第二組合ができて、先ほど校長先生だけだと言われたが、たしか五千八人くらい第二組合ができたというやうに伺つたのであります。これらの点についてもこれと關係があつて反省が行われているのじやないかというやうに私は推察したのですが、それらの点についてのお答えをお願いしたい。

たというようには聞いておりません。二番目には、今五千名とおつしやいまして、現在第二組合は、三月三十一日現在で登録いたしておりますのは二千百数十名というふうに記憶しております。

○高田なほ子君 日記が出されましてから非常にまだ日が浅いわけでありまして、この間いろいろの論議が出るということは私は当然であつて、初めから完璧を期せられるべき問題じやないと思ひます。ただ問題は、この日記を編纂する考え方というものが誤つてゐるか、誤つてゐないかというところ

が私は問題だらうと思ふ。誤つてゐないものにまわりからいろいろの力を加えて、偏向であるという確定的な烙印を捺すことによつて芽がつまれるということは考えなければならぬと思ふ。こういう前提に立つて野村さんに御質問を申上げたいと思ふ。

野村さんは、先ほど荒木委員の質問に対して、この日記は教育基本法違反のにおひがある、従つて偏向である、こういう結論を出された。誠にこのことは憂うべき発言であつて、あなたの判断をされることは、全く教育を冒とくしてゐると私は考えられます。におひによつて判断をされるという根拠を示して頂きたい。

○証人(野村幸祐君) お答え申上げます。先ほど私は答えましたように、実にこの問題はむずかしい問題である。併し強いて言われれば、先ほど申し上げたようにおひがする虞れなしとなつて、こう申しましたが、輿論の中にはそうしたものをはつきりと打出しておるものもあるわけなのでございませ

て、「(本)の輿論だ」と呼ぶ者ありし結局これは見解の相違であると言わざるを得ないと思ひます。

○高田なほ子君 少くとも教育の方針が見解の相違であるという、そういう感覚で片付けられる性格ではないと思ふ。教育は明らかに憲法の精神によつて行われ、而も実際には教育基本法、この方針の下に行われなければならぬ。あなたは只今の御答弁は私の質問とやや違つたような意味に取れますが、もう一度簡単に御説明を頂きたい。

○証人(野村幸祐君) 八条に反するかどうかということにつきまして、或る者は反しないという人もありましようし、或る者は反するとはつきり言い切る人もありましようし、或る者は又疑わしいけれども、さうな懸念があるというふうな、いろいろな考えがあるだらうと思ふ。私の個人の意見を聞かれましたが故に、私は自分の良心に基いてはつきりと申したつもりでござい

ます。○高田なほ子君 然らばあなたの新教育に対する方針、その方針を簡潔に伺ひたいと思ふ。

○証人(野村幸祐君) 勿論国で定められますところの憲法を初めとして、基本法或いは学校教育法、その他教育法規というものを根幹として、山口県の実情に即した教育を行へばよいと思ひております。

○高田なほ子君 私はあなたの御答弁を了といたします。併しながら、あなたは教育者の悩みの問題を御存じでしょうか。教育者は戦前の方針によつて自己の意思を發表する自由を許されず、戦後再び新しい教育方針に

則つて教育者としての人間的な改造が要求された。はつきりそうです。即ち教科の内容の変化、軍国主義或いは超国家主義的イデオロギーを払拭する。或いは教授そのものの内容、教科書の変化、續いて教育者の精神的な検査をやつて、これを追放し、適格であるかないかということまで我々は試験をさせられたんで、この間における教育者の悩みというものは並大抵のものじやなかつたんです。そして新憲法、平和な憲法、その憲法の精神に副つてま

つしぐらに教育を貫くために、一人一人が実に悩みました、苦しみました。そして真実平和な日本でなければならぬ、世界平和のために資する子供を育てなければならぬという観点に立つて、まづしぐらにこの道を行く教育者のこの悩みをあなたは御理解になることができないでしょうか、お伺ひをいたします。

○証人(野村幸祐君) お答え申上げます。私も戦前並びに戦後、小学校から大学まで関係しておる教員のはしくれであります。教師の持つところの楽しみも苦しみも一応わきまえておるつもりであります。

○高田なほ子君 然らば新しい教育は、現実のもの、現実に処してです。その物事を解決するに足る能力を与えることが教育であるとするならば、現実の問題に即してあらゆるものを或る程度に従つてこれを教師が与えて、子供に判断する能力を与へ行くということとは、新しい教育のこれはスタイルです。私はこれは正しいスタイルだと思ふ。而も教育が、憲法の精神に副つて与えられたこのスタイルは、はしなくも欄外という記事になつて出て来

てゐる。私はこれが全部、誠に子供の生長に匹敵して正しいと、こういう結論を下すのにはございせん。やつぱり子供の精神的な発達の段階にはやや不足な点があるということは認めますが、方針が間違つてゐる、即ち偏向的な方針を持つてゐるという即断を下すには若干私は異議があるのです。あなたのその新しい教育のスタイルというものと、この欄外記事の取扱ひというものはどういふふうにお考えになつておるか、一つ御意見を聞かして頂きたい。

○証人(野村幸祐君) まだやわらかな、純真な、いわば白紙のような子供に對しまして、それに或る一方に偏した考え方を注入をいたしました教員にして、そしてさうな考えを、思想的に偏つたところのその素地を作つて行くということとは、私は教育上好ましくないと思ひます。この欄外記事については、先ほど申し上げましたような措置をとつたのであります。今日でもまだそれが適切であつたと私は信じております。

○高田なほ子君 再軍備反対、或いはその他ここに掲げられてゐる問題は、これは政治問題じやない、日本の国民の義務として、最高の法規である憲法を守らなければならぬという義務の上に立つた問題である。それを政治偏向、政治問題だという見方をすること

それ自体が偏狹である。偏向なんです。そういう偏向な考えを以て、直ちにこれを偏向であると律せられるということは、私は非常に子供のためにも不幸であると思ふ。これは見解の相違ということでお逃げになるかも知れませんが、私は綿津さんがこういう

みの上に立つてこれを編纂されたものだということを、どうぞもう一言こゝではつきりとおつしやつて頂きたい。

○証人(綿津四郎君) いへ／＼私どもは仕事を参りますと、その過程におきまして障害はたくさんございませう。けれども私どもはその障害を、今御指摘のように何の力によつて打破して行くかと言ひますと、ただ子供の仕合せを守り抜いて行こうという、再び教員を戦場に送らないというこの考え方に立つて子供たちを(そうでなくちやいないんです)と呼ぶ者ありし守つて行くという、その悩みを突き抜けるということが、今本当に困難にぶち

當り、それが困難であればあるだけそういう点が大きく出て参りますが、今御指摘の点につきましては、絶えず私どもは日記に限らずいろいろな面であう苦しみにつかりながら何とか進んで行つてゐるというのが現状でござい

ます。○岡三郎君 時間がないので簡潔に野村教育長にお尋ねいたします。先ほど相馬委員その他から、本日誌の内容と教育基本法との関連でお尋ねがあつたわけでありませう。今高田委員からも

おひの問題があつたわけですが、そのおひがするというのはソヴィエト的なにおひがするということでしょうが、それはあなたの主観だと思ふのですが、如何ですか。

○証人(野村幸祐君) そうおつしやれば、その通りでございませう。私の意見であります。聞かれましたところの私の回答でございませう。

聞いたんですが、その点はどうか。

○証人(野村幸祐君) 先ほども申したい通り、私は相当長い留守をいたしております。

○岡三郎君 わかりました。そこで私はその問題について、私自体も少しソヴィエト的な傾向の記事が多いのではないかと思っている一人であります。一人ですが、この内容について、一つ一つのことは問題ではなくて、全体を通覧してそういうにおいがする。つまりあなたの主観で、今後仮に教育の二法案が通つた場合に、当該教師は首になり、仮に若しこのような内容のことを第三者が言つた場合に、それは教唆扇動という言葉で牢屋に入れられるということになると、その基準というものは明瞭にやつぱりして行かなければならぬと思う。あなたは教育の専門家だから、その基準というものをもう少しお尋ねいたしますが、この文部省の偏向事例の一、二、三、四、五、六とあります、この六つの記事であなたが一番においがすること、或いはそうでないということ、それを一教育基本法に照しておつしやつて頂きたいと思う。においだけで私は証人の言葉は受取ることができない。(明瞭明瞭と呼ぶ者あり)さんまのにおいか、りんごのにおいかわからない形でやられては困ると思う。

○証人(野村幸祐君) においが問題になつたようではありますが、一口で申し上げれば、八条二項に触れる虞れなしとしないというのを先ほど申し上げておる。言葉を換えて言えば、においということにもなる……

○岡三郎君 虞れなしとしないという

ことは、どういう点ですか。

○証人(野村幸祐君) 極めてむづかしい表現であります、虞れなしとしないう、虞れも若干あるという、その通りであります。

○岡三郎君 その虞れのある点はどこですか。

○証人(野村幸祐君) 先ほど現物につきましてお答えを申した一例でござい

ます。

○岡三郎君 私はなぜその点を明確に

してもらいたいかというのをもう一遍申上げますが、教育基本法に明確に載っている条項ですね。それが一党一派に偏している、或いは特定の政党を支持し、反対するということの内容は非常にむづかしいものだと思う。そういう点で今後このような問題から教師が非常に不安を抱く、教育について特に国際理解等の問題は取上げられんじやないかと私は心配する者の一人であり

ます。そういう点で、一つずつは言えないけれども、全体を通して云々と言へば、この六つの事例のうちで三つくらいはどうですか、そのにおいは、

○証人(野村幸祐君) お答え申し上げます。先ほどもお答えの中に申したと思

うのでありますが、「ソ連とはどんな国か」、「再軍備と戸じまり」、それから「気の毒な朝鮮」、これらは当ると

思います。

○岡三郎君 そうするというと、仮に

ダレス氏が日本に来たときにこの戸締りというのを言つた。そういうことを学校で子供に教えた場合に、ソヴィエトが攻めて来るので日本は再軍備しなければならぬ、仮にそういうような話をした場合に、それは第八条に触

れますか、触れる虞れがありますか。

○証人(野村幸祐君) 私は「再軍備と戸じまり」の中でソ連をどうしようと

つておる、このことも余りよくないと言

考えます、国際理解の上から。又アメリカをどうしようと云つたこともよくない

と考えます。だからダレス氏がこの通りを言つたときにはどうするか：

○岡三郎君 それを子供を通して言つた場合に、偏向教育じやなくて基本法に触れる虞れがあるかどうか。

○証人(野村幸祐君) 私はその教育者

そのもののいろ／＼な問題を考へなければならぬので、もう教育者は言いた

いことも言えない、そんなことであつてはならないと、こう私は考へます。

○岡三郎君 それは重要な点です。要するにあなたの言葉は今まで聞いて

みると、それ／＼の場である／＼と違つて来る。これはあなたの主観なんです。つまり或る教師が或る場所、いつ

どこで誰がという問題になるわけ

です。つまり場所々々によつて言うことが判定されるということ、それは随分主観が入つて来るものと私は思

うわけ。その場合に、行政の中心であるところの教育長がその都度その都度そのときのことによつて考へるとい

う程度の問題で首になつたり、或いは懲役に行くということになつたら、私は大変なことだと思う。それで私はも

うちよつと具体的に聞きますと、その戸締り論の中でどう言つたことがいけ

ない、ソ連をどう言つたことがいけ

ない、アメリカをどう言つたことがいけ

ない、こう考へております。

○岡三郎君 それは偏向ですか。

○証人(野村幸祐君) 偏向というの

は、先ほど申し上げましたように、この中に見えておりますところの一つずつの問題のいろ／＼のものを一連のものとして、具体的に一つ／＼の問題があり

ます……

○岡三郎君 質問に答えてもらいた

い。つまり私の言つておるの、どう

しようという言葉があなたはどうもけし

からん、ソ連をどう言つた、これは

うなことでありますならば、これはいけない。ただ時間的にいいのも悪いのも混ぜ御飯のようにしなければならぬといふことは私にはありません。

○岡三郎君 わかりました。私は最後に申し上げますが、基本法の第八條の文章というものは、これは教育上におけるところの基本点なんです。憲法と同じようですが、特にこの教育基本法は教育における基本点なんです。その基本点の解釈をあなたがおいがするとかいう主観において云々されるということ、誠に私は遺憾のことだと思つて、従いまして、基本法に則つて、こういう記事はいけないのだと言つたらば、それに基いて明確に教育長としての立場で部下の教員なり、県下の教員なり、或いは部下の教育委員会の事務局なりに明確にやはり指摘して行くことが、将来のそういう過ちを繰返さないことに私はなると思ふ。○岡三郎君、さうだ、さうだ。と呼ぶ者あり。そのように明確に非難を指摘して行かないで、においがあるとかあれがあるとかという言葉で、今後又、このような問題が仮に起つて来た場合には、あなたの職務の怠慢になりますよ。そういう点で私はあなたに伺います。そういう点について具体的に教育基本法の第八條に触れる触れない、そういう点を明確にすべきであると思ふのですが、その点如何ですか。○声は大きいけれども中身はない。『黙つていなさい』と呼ぶ者あり。

御意見のありましたことと同感であります。線の引き方をどういうふうにするべきであるかということ、大変これはむずかしい問題であると私は考えます。○いい加減なことを言うな。と呼ぶ者あり。従つて先ほど申し上げたように腹れなしとしないと言つたような感じを持つてゐるのであります。○了解、了解と呼ぶ者あり。

○岡三郎君 もう一つ伺いますが、私はそれでどう思つてゐるわけですか。この「気の毒な朝鮮」の中において、この文章は北朝鮮は朝鮮へ、南朝鮮は北朝鮮へ攻めて来た、私はこの点はおかしいと思つてゐるわけなんです。私は「君の考えだ」と呼ぶ者あり。南から北に攻めたとか、北から南に攻めたとかいふことは私にはわからないわけですが、そういうふうな点について私はこの点は疑問がある。○日記の通りだよ。と呼ぶ者あり。日記の通りであるかも知れないけれども、私自体はこういう考えである。そういうふう具体的に指摘して、教育委員会は指摘して行かなければ、山口県の場合は、一体どこまで教へてゐるのか、どういふことをやつてゐるのか私にはわからないと思ふ。他人のやつたことを非難する場合にやはり具体的に指摘して、その問題について後顧の憂いがなくように指導するの、私は教育の責任者である教育長の仕事だと思ふわけですが、お答えを聞く必要はない。

○証人(野村幸祐君) それにつきましても、(答弁の必要はない)と呼ぶ者あり。○高橋衛君 藤岡さんに二点お伺いいたします。先ほどのお答えではあなた

は……。
○委員長(川村松助君) 静粛に願ひます。

○高橋衛君 偏向教育が行われているかどうかという問題について、困つた事態が起りはないかと懸念をされて、そうしていろいろ調べてみたその結果、先ほどお答えになつたようなふうには或いは指導しなかつた、或いは欄外の指導はしなかつたというふうなことを以てそういうふうな事実なしといふような判断をしておられるのであります。そこで困つた事態が起りはないかと懸念してゐるということを言つておられますが、その困つた事態といふのは、どういうことを意味しておられますか。

それからいま一つ、欄外の指導をしなかつたといふことで安心されたといふことではあります。欄外の指導をしなかつた、したならばどうなつたかといふ点について二点だけお伺いいたします。

○証人(藤岡武雄君) お答えを申し上げます。これは当時私がこの日記を初めて教育委員会から示されたときに、非常に偏向してゐるのではないかと感じましたのでその直後は非常に困つた、これが日記がどのくらい使用されておるのか、又どの学校でどういふ実情にありますが、よくわかりませんので、そういうふうに思つたのでございしますが、その後よく私が調査いたしました結果、そういう腹れがないということをお私自身が感じたわけでございます。

この欄外記事の指摘されましたようなことだけを上げまして、そうして全児童に、全部の児童にこの日記を渡しまして、そうして全児童に対してこの欄外記事の指導をいたしましたならば、そういうことをいたしましたならば、私もこれは非常に適當でないことになると考えております。

○高橋衛君 欄外の指導をしたならば適當でないという判断をしておられる、それでよろしうございませうね。○証人(藤岡武雄君) これを全児童に与えて、そしてこれだけを欄外記事といふのは、あの日記帳をすつと……。

○高橋衛君 簡単にいいです。○証人(藤岡武雄君) これだけ全児童に対して教育を、あの程度の児童に教育をしたならば、そういう結果を生ずる腹れがあるかも知れない、かように存じます。

○高橋衛君 相当多数の児童のうち僅か七百名の程度のものであれば問題はなす。そして次はその場所でございます。たか、何かそのほかに伺ひがあつたと思ひますが……。

○証人(藤岡武雄君) 時期、場所。○証人(藤岡武雄君) 時期、場所でございますが、これは月日を正確に覚えてございしますが、今の教育委員のかたから聞きましたことは、この日記の問題の起る前でございますので、多分昨年の五月の初め頃ではなかつたかと思ひます。それから他のもう一人のかたは、これも月日を私ははつきり覚えておりませんが、それより遅かつたか、かように考えます。

○高橋衛君 丸茂さんは教育委員をやつておられるのでございしますが、その教育委員からあなたがその話を、こ

の一人と教育委員の一人からそのことを聞いたというお話であります。その市会議員なり教育委員はどういふうな傾向の一人でありませうか、傾向というとおかしいが、具体的に名前を言つて下さればいいと思ひます。それからその時期を、あなたが聞かれた時期を、又どこで聞かれたかといふことをはつきりさせて頂きたいと思ひます。

○証人(藤岡武雄君) お答えいたします。先ほど申し上げたのは、政党からの圧力があつたといふことを申し上げておる。これは政治的な有力者からの圧力があつたのではないかと思つたといふことを申し上げたのでございします。(笑聲)

それから私の聞いた市会議員とそれから教育委員の名前を言えといふお話でございますが、これは申し上げてもいいのでございしますが……、申し上げますが、これは岩国市会議員の正木議員と岩国の教育委員の藤重委員でございます。そして次はその場所でございます。たか、何かそのほかに伺ひがあつたと思ひますが……。

○証人(藤岡武雄君) 時期、場所。○証人(藤岡武雄君) 時期、場所でございますが、これは月日を正確に覚えてございしますが、今の教育委員のかたから聞きましたことは、この日記の問題の起る前でございますので、多分昨年の五月の初め頃ではなかつたかと思ひます。それから他のもう一人のかたは、これも月日を私ははつきり覚えておりませんが、それより遅かつたか、かように考えます。

○高橋衛君 丸茂さんは教育委員をやつておられるのでございしますが、その教育委員からあなたがその話を、こ

これは教育の専門の問題でございまして、当然教育委員会の中で問題になるべきは、従つてPTAの關係の、勿論教育に關係してありでございまして、藤岡さんのお話になるよりも、それより早くその問題の心配があれば討議するといふのは当然であらうと思ひます、その何と申すか、人からあなたはどういふ意味の話を聞かれたか。

○証人(丸茂忍君) 私は先ほどから言われる政治的有方者から圧力があつたのではないと思はれるような事例があつたといふこと自体が私はわからなないのでございまして。事実私としてはそういうこの五月初め頃というお話でございまして、全然聞いたことがございせん。政治的有方者と、これは誰を指すのかわかりません。

○高橋衛君 今名前を言われたでしよう。

○証人(丸茂忍君) 藤重さんから私はそういう話を聞いたことは全然ございせん。私當時委員長をしておりまして、たけれども全然ございせん。

○石川清一君 野村さんにお尋ねしますが、この問題を取上げるに當りまして、文部省に対して御相談をしたと承りました、いわゆる助言指導という面からそういう点をとられたと思ひますが、それは一回でございまして、その後連絡或いは相談というようなことがございまして、或いは渡米の留守中にそういうようなことがあつて報告を受けたかどうか、この点お伺ひします。

○証人(野村幸祐君) お答え申します。たしか六月の八日九日頃であつたと思ひます。意見を求めました。文部省の専門的な助言指導という意味で意見を求めました。その後たしか六月の下旬であつたと記憶いたしておりますが、私は期成同盟会の幹事長をいたしておりますが、その会合がありましたときに上りまして、その意見がまだ出ませんが頂きたい、こういうわけで来たことはございまして、私の不在中におきましては連絡したことがあると聞いております。以上であります。

○石川清一君 次にお尋ねしますのは、先ほどの供述の中で、校長会或いはその他の会においてこの偏向教育の事例として挙げられた山口県の記事が非常に教育上面白くない、悪い影響を及ぼすといふような御意見がたたくさんあつたように思ひますが、こういうような事例を詳細文部省に御報告をいたしましたか、或いは連絡したことがございまして、お尋ねをいたします。

○証人(野村幸祐君) 私の渡米以前にいたことはございせん。

○石川清一君 次は事例に關する問題であります、国際理解の立場に立つてといふことは、一面小学校の児童が非常にそういう理解が薄いといふ一点と、もう一点はこういう点がございまして、いわゆる今日国会で多数決を以て講和条約並びに安保条約がきめられております。それは国会の、國民の意思でありまして、そういう上に立つて国際理解をしまして一方に偏しておると、こういうような点を含んで先ほど述べられましたか、或いはそれは単に小学校の児童だけの国際理解である、こういう点をお伺ひしたい。

○証人(野村幸祐君) 国会が作られた法律は國民の意思であると一応考へております。従つて現在において國法に示されておるのは一応守らなければならんと考へております。以上です。

○石川清一君 特に今度の日記が起きましたから、国際理解に対して今日政府の考へておる国際理解について、山口県教育委員会に何か文書なり或いは口頭でも大臣からお聞きになつたことがございまして、お聞きしたことはございせん。

○証人(野村幸祐君) お聞きしたことはございせん。

○石川清一君 先ほどにおいがるという点につきまして大分論議をされて、それ／＼究明されておりました、したが、先ほど野村さんのおつしやいました小学生が心身共にまだ未成熟であつて、非常にこういうものを理解したいといふことは、これはもう事実でありますから、問題を別にしまして、私今の政府の考へておる、政府の、國の決定しておる国際理解の上に立つてこの事例が偏向であるといふ断定をお下しになる勇氣がありますかどうか、お伺ひいたします。

○証人(野村幸祐君) 基本法第八条についてこれを照して見た場合の私の感じは、意見は先ほど申述べた通りであります。私はこの山口県日記というものが、先ほど申したような意味で、一方に偏しておると考へております。

○石川清一君 今前に申し上げました国際理解の上に立つてお尋ねいたしますが、先ほどの答弁、お答えの中で、戦場に子供を戦争にやらないうという点に特に力をお入れになつたようでありますが、戦争を起した原因と言います、特に戦争を起さない、起す原因が非常にたくさんあると思ひますが、そういう一歩進んで起さないという責任に立つて情勢分析したりするようなことを今日までお考えになり、検討されたことがございまして、

○証人(綿津四郎君) 具体的にいつどこでどういふことはございせん、私が、私どもが仕事をいたします場合に、今のような事例についてはしつちやう問題にもぶつかりまして、考へて参つたこともございまして。

○石川清一君 教育基本法の第八条は、先ほど綿津さんのお話になられました戦争に、戦場に子供をやらないう、こういう表現に集約されるようなものと結着いておると、こういうように端的に表わし得るお考えになつておるかどうか。

が暮しておりますので、どれにも触れてはならないということになります。と、これがいけないと思うのです。とてもやれないと思うのです。そこで私もそれを切抜けて行くと思しす。か、正しくやつて行く途はどこまでも武力によつて物事の解決をしようとする行き方、戦争の原因にはいゝ、ございまいしょうが、とにかくそういう考え方ではものの解決はできないのだと、又すべきでないのだという点を基本的につかまえて行くならば、そういう点は判断できて来るのじやないかと、こういうふうと考えております。

○野本品吉君 先ほど野村さんに對する質問の中で、私は大事な点だと思ひますので一点お伺ひしておきたいと思ひます。この問題につきましまして文部省の意見を求めたということであり、山口県教育委員会の意思決定の上において、文部省の意見が重要な要素であつたかどうかということですが、○証人(野村幸祐君) 御存じのように今の時代は文部省も又県も独立して一つの行政機関でございます。県の教育に關しまして、これは学校教育の中に御存じの限りにおいては最高の行政機関であります。従つて文部省に指揮命令を受ける必要はないと私は考えます。この問題に關しましては、併しながら私は私として私の補助機関も使ひまして、どちらにも偏しないつもりで判断を一応下しまして、通牒も出したのでございまして、併しこの考え方が正しいか正しくないかということにつきましては、又他の人の意見を参考に聞くということも必要であらうと私は考えます。従つて主管の局長である初

日誌と、私の名前の通牒とを示して意見を聞いたのでございまして、参考のためであります。以上。

○野本品吉君 この点特に私はお伺ひいたしておりますのは、教育委員会の正しいあり方に対してですね、野村さん等が本場に地域の人たちの信託に應え、教育を行うために県は県とし、市は市として教育委員の見識において、又その責任において、この問題の処理に當つておつたのであつたかということをはつきりお伺ひすれば、できればそれでよろしい。

○証人(野村幸祐君) 県は県として、県教委が人権、自主的に申したものであり、考えるべきであると考えます。私も県民の本當のよき教育というものを考へて判断をし、先ほど申し上げましたように参考意見を聞く……

○委員長(川村松助君) 証人のかたに御質問はございせんか……これを以て山口日記関係を終つたものとして御異議ございせんか。

○委員長(川村松助君) 御異議がないと認めます。

○委員長(川村松助君) それでは山口県安下庄町小中学校の件に入ります。それでは原田式雄君からの御証言をお願いいたします。

○相馬治君 議事進行、原田氏の証言の前に、内容はお願ひなのですが、動議の形の一つ、又特設委員長の御考慮をお願いすることがございます。実は山口日記について、事の重大性に鑑みて、熱意のあまり私どもの会派並びに他の二、三の会派は、持ち時間をことごとく使い果たしたのであります。従い

まして、安下庄の証人のかたから御証言を得て、これに對する質疑の時間がないのでございまして、この際公正なる委員長におかれましては、是非とも我々の立場を了とされて、内容的に申しますと、一件分ぐらいの時間をお認め願ひたい。従ひまして時間的な配慮は委員長に一任したいと思ひます。が、各委員にお諮りを願ひたいと思ひまして、私動議を提出いたします。

○田中啓一君 相馬君の動議に賛成でございまして、その代り一件分ぐらいの時間は厳格にお使いを願ひたいと思ひます。

○証人(村上義晴君) 証言に入ります前にちよつとお尋ねしたい。

○委員長(川村松助君) ちよつとお待ち下さい。只今の動議を……

○証人(村上義晴君) その前に関連があるのですが、実はですね、それは私は一昨日の午後四時に招電に接して、急遽来たのです。招電に接してから出発するまでに二時間の時間しかなくなつた。そして何のこともやらさつぱりわからん。急遽来まして身体は疲れております。受付けに行くときには電報によつて証人控室に案内してもらいました。そうしてそこで待つてゐるうちにここに入場する時間が迫つて参りました。入場の直前にこの出頭を求める通知を頂きました。これをまだ私は読んでおりません。そしてなお非常に身体は疲れております。山口県からはる／＼出て来まして、何のこともわからりません。私が希望したり志願をしてここに証人として来たものではございません。この委員会の招集に應じて参つたのであります。そうしてすでに、これはいや

しいことを申述べようですが、夕飯の時もう過ぎております。こういうようなことで、この遠方から来た証人をこういふふうには扱うのが私はこの国権の最高機関であるところの委員会のやり方かどうかというのを考えますときに、納得の行かない点があるのであります。そこにおきまして、本日の安下庄問題につきましては、明日に延期して頂きたいということを皆様にお諮りして頂きたいと思ひます。(賛成と呼ぶ者あり)

○委員長(川村松助君) ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(川村松助君) それでは速記をつけて。

○委員長(川村松助君) それではお諮りいたします。只今相馬君から理由を付して出されました動議の趣旨に御異議ございせんか。

○委員長(川村松助君) それでは相馬君の動議に基づきまして、適当に時間を振り当てて続行いたしますことにいたします。なおだん／＼の事情もありまして、でき得る限り質疑応答共に、簡明的確にして時間を極度に切り詰めて頂くことをお願いいたします。

○委員長(川村松助君) それでは、午前の半分ぐらいにいたしますか。

○委員長(川村松助君) 御異議ないようでありますから、さよう決定いたします。

○証人(原田式雄君) 私は相當ひどい苦しいところがあるかと存じます

が、どうぞ御了承願ひたいと存じます。

先ず証言に當つて一つ冒頭に一言したいことがあります。今こちらに来ておられる校長先生も皆親友であります。それから又小さな田舎の町が、今こういうふうな問題で、もうこれが非常に／＼問題になりますというのと、町村合併などに大変これが響いて来て障害になるのであります。実は余り本當のことを言いたくないのでありますが、併しこれは国会でありますから、非常に私言にくいことをここで申し上げたいと思ひます。正直なところをそのまま申し上げます。

大体小学校の教員が政治活動が多いとか、或いはストをやつておるとかいうような町民の非難は、今現校長が就任せられたときからずつとあつたのでございまして。丁度私が教育長になつた昨年四月頃にも、三松という一つの部落からは、どうも小学校の校長や教員はストをやる。或いは思想的に大變偏向しておるといふふうな理由で、校長排斥のために、生徒を登校させないやうな相談を今しておるといふ情報を或る町会議員から受けたこともございまして。私はこれに對して、今それは何とか私が処置するから、今部落民をどういふふうな騒がさないようにしてくれと言つたことがございまして。大体こういうことについて私はたび／＼校長さんという／＼話合つたのであります。ところが校長さんは、これは或る一部の「ボス」がすることであるといふやうな考へで、これをなか／＼顧みられなかつたのであります。そうしてありますと、昨年の六月になりました、あの有名な日記帳の問題が起つたのでござ

教育委員会として調査したことはないんだ。それから輿論調査も、まあ原田氏は持つていたというのをあとで聞いたが、若しこの輿論調査にしても、実際にこれが偏向しているとか、偏向していないとかというふうな結論付けたところのような様式じゃあなかつたのだ、これはなか／＼それで町会あたりにも発表できなかったのだ、こういうことを言っておられた。そうして最後に、これはまあ教育長が出したということは聞いたが、我々は別に相談はなかつたのだが、教育長が出したということは聞いたのじやが、併し議員から、教育長が出したという質問をしたところ、いや、それは教育長が出したところとはかくとして、これが県の段階において、国の段階まで持つて行かれたということが実はおかしいんだと思う、そういうことを教育委員長は言っております。たま／＼年度末に入りまして、教育長が正常でないという理由で校長の転任を勧告して参りました。そこでPTAはその理由を尋ねたのであります。なぜ正常でないかということを探ねたところが、結局その正常でないというところの裏書ができなかつた。そうしてそれじゃ一つ、こういう正常でないというふうなところによつて転任の勧告をされておられるが、これは一つ訂正してもらいたいということをお願いしたところ、それじゃ引つ返めるといふことで、実は簡単にこれは撤回されたのであります。

大体まあ以上簡単に申し上げましたが、かくのようなごとくでありまして、私たちは町村合併だとか、或いは政治とかいう問題で教育はないと思ひます。(「そうだ」と呼ぶ者あり) 切実に以上のような貼紙については格別反響はないのであります。むしろあつても安下庄に偏向したような教育が行われたような印象を与える、広く全国的に与えたという痛手、これは何物にも替えられないのです。(「つまりこれとを言うな」と呼ぶ者あり) 内海ののどかな町にはぐくむ善良な国民、そうして大成を夢見る子供たちの行手に期待とそうして機会を与えて頂くことを私は念願しております。

大体簡単に私の報告といたします。

○委員長(川村松助君) 次に、村上義晴君に御証言をお願いいたします。

○証人(村上義晴君) 先ず証言に入ります前に、この証人の名簿がありまして、この中に活字の違つておる点がありますから御訂正をお願いします。

私の公職の肩書が安下庄高校PTA会長となつておりますが、これは副会長の誤りであります。

それからもう一つ証言の前に了解を求めておきたいのは、今、山本証人から申しました野口安一君は助役の噂すらないということでありまして、あれは親類に野口鎮夫という助役がおるのだ、そうした印刷の間違いでそういうふうに出たものと思ひます。それではこうした野口安一君が第一に証言に喚問されておつたということを只今承つたのであります。そのあとに、ちよつと言いますと、身代りのような状態です。私が喚問された、こういうことではありますが、高校のPTAの会長が、副会長がなぜこれに関係があるかということに關連いたしますので、一応これは自慢をするのでなく、このあなた方

の前で自慢してもこれは始らんのではあります。一応私の経歴を申し上げてみたいと思ひます。

それは昭和十二年以来町会議員として、或いはいろ／＼な町内のあらゆる各種団体の公職を歴任して来ましたが、そうして昭和二十二年に小学校教育後援会長、続いて初代のPTAの会長を勤めて来たのであります。子供が進学するに従ひまして、現在高等学校のPTA副会長をいたしております。かような経歴でありまして、町政に關する問題とか、事教育に關する問題とかいふようなことにつきましては、よく町民多数のかたからお話を承る機会が多いのでございます。これがそもそも私がこの安下庄のピラ問題に多少の関心があるといふこと、知識を得たといふことなんぞでございます。そこでよく覚えておきたいのは、昭和二十四年頃には先生はストをやるのでいけないというやうな声をよく聞き、中にはそれは日教組が社会党だからそれでストをやるのだらうとか、先生方は赤だとか、いや桃色だとか、左派だ、右派だ、いや共產党だなどの声を聞くやうになつたのであります。この町民の学校に対する非難の聲は二十五年、六年、七年と次第に大きくなつて来たのであります。そうして或る時私は商用で学校に行つたのであります。そして校長先生にお会いできたのであります。そのとき私は先生に、どうも校長先生、学校やあなたの非難が多いやうですと申しましたところ、校長先生が申されるに、私もよく聞くのです。が、例えば「君が代」を歌わさないと云う問題ですが、これは村上さん、あなたや私が子供の時から終戦まであれを歌つたと

きは感激を持つて歌つたものですが、あの「君が代」の歌詞は今の時代には合わないで、子供が感激を持つて歌わないでしよう。感激を持つて歌わないで、どうですかと申されたのであります。そこで私も聞けば成るほどそうかという感じもしたので商用で行つて申述べなかつたのであります。それから昨年あの有名な若國の日記問題が起り、時を同じくして安下庄でも日記帳が問題になつたといふことを聞いております。その当時或るPTAの役員が申しますには、PTAの会合でこの問題を取上げたが、先生方はあの日記帳のどこが悪いのかといつて一つ一つ反論されるので、父兄のほうは素人だし、先生は研究して友人だから、議論をすればこちらでは答弁ができなかつた。併しこれではなんとなしにいかん、一方的だ、余りにも反米親ソ的だし、どうも純真無垢な子供たちに一方的に教えられたのではどうもならん。それで僕らの意見は通らんから僕は役員会の通知があつてもその後行かんのだといふことを言つておりました。その人に先日もお会いしたときに、あれからどうなつたかといふと、やはり会合には出席しないといふことを言つておりました。で、このことを私は一部の教育委員や町民の二、三の者にも話してみましたが、大体同じやうなことを言つておりました。

その当時野口安一君の機文が町内数カ所に貼られ、その反響は余りにも大きかつたのであります。これは先ほどの山本証人の証言と食い違ひますが、山本証人は私の友人でありまして、至つて正直なことであります。私も嘘を申し上げません。それに何故にこの証言が食い違ふかといふことであります。それは即ちここで友人を御紹介申し上げますが、山本君は現在町会議員をしておられますが、これはこの野口君のピラが貼られたのは町内の目抜き場所、数カ所貼られたのであります。山本君のお宅は、安下庄は御承知の島でありまして、海抜何百尺か、何百メートルかの高山がある、そのために町がこう傾斜をしてるのであります。一筋町であります。この山本君の宅へ行きますのは約一里の坂道、車も自転車も何も行けないやうな爪先上りのやうな坂道を行く。早くても四十分か一時間はかかる、こういうやうな所にお住まいしておられるので、この反響があつたかなかつたかといふことがおわかりにならないといふことが御正直であるといふことを私は考えます。私は幸ひにして町中に住んでおります。(笑聲) 小商売をいたしております。それでこの反響は余りにも大きかつた。私の聞きました範圍内では、あのピラを非難する者は一人もありませんでした。ただ一人銭湯で私に、野口安一君は君は友人らしいが、あれはどういう人かねといつて聞かれたかたがあります。それは特に噂に上つておりますところの小学校のやうしたとかく噂のある先生であります。この人が一人言われただけで、一般町民はあのピラを非難する者はありませんでした。当時町会議員で、現町会副議長をしておられる宮本孫一という人の店へ立寄りまして、その宮本君の向い側にこのピラが貼つてあります。消防倉の板の所に貼つてある。これを

聴きましたところ、二、三の者がそこで難談をしておりましたが、この時に宮本君が申しますには、村上君、今度の野口君のビラは大した反響があつたのう、見給え、この向う側へ貼つてあるのを見て、字の見える人は殆んどが立止まつて見るじやないか、そうして僕の家にも立寄つて話すこともあり、立讀みしつゝ噂する者もあるものも聞いているが、悪いという者は一人もおらんぞ、僕ら、私たちが言わんとしつて言えないこと、私どもは子供を先生に預けておるといふ弱身があるために言いたいことも言わないが、野口君はよくやつてくれた、最近の学校は目に余るものがある、これでなければならん、こういう人がおつてくれなきゃいかんといふことを異口同音に言つておる、村上君僕もそう思う、君はどう思うか、こういう話だつた。宮本君は、非常にいいこつちやのう村上君、こういうことを言われました。私も又同様の意を表したのであります。ところが町内では、これは必ず学校側が何か問題にするぞ、或いは教育委員会が取上げて問題にするか、必ず大問題が起るぞと噂されておりましたが、その後何日かしてこのビラは誰が刷りだともなく剥ぎ破られてなくなつたのであります。日がたつに従ひまして噂は消えて行つたのであります。ところが約六カ月後の、この頃ですね、になりまして、国会の調査団が来県されるというやうな新聞記事が出、或いは学年末の人事異動が近付いて参りますと、再びこのビラ問題が町内の話題となつて来ました。丁度この当時野口君は病床にありましたので見舞に私は行きまして、調査団の来県することも知らない

ので、私は本人が昂奮して熱熱しない程度に、(笑聲)この新聞記事を讀んで聞かしたのであります。その時野口君が言うのには、僕の所には調査団から何も言つて来ない、一回の呼出しもないし何も来ない、衆議院、参議院共に未だ何のこともない、それは先日までなのであります。それで、僕が逃げ隠れしてゐるやうなことを書くのはなんぼ新聞記事でも余りじやないか。若し出頭を命ぜられても病気で動けないが、文書でもお答えをするものを、又病床尋問してくれればいいものを、現地へ来もせずに、現地から何十里離れた岩国や山口で調査して本場の望気がわかるかといふやうなことを言つておりました。そこで人事問題が近付き、調査団が来県するやうになると、PTAの重要な役員、この重要な役員と申しますのは、ここにおられます山本、PTAの副会長山本証人であります。受持の先生が野口君の宅へ来られまして、あのビラのことを取消してくれとは言わんが、単なる噂によつて書いたのだらう、そういうことにしてくれと言わんばかりに哀願的なことを言われた。(笑聲)僕はこれが納得が行かない。学校やPTAのこの動きは不可解だ、このやうな意味のことを野口君は申しておられます。これは今日も覆らず申しております。大体野口君がこのビラを貼るまでに、それ以前に役場の町長室へ丁度来合はれましたここにのられまう安本校長先生に對して、野口君から、町内からの非難の聲に對して善処するやうに申したのであります。その後学校側は何らの対策も講ぜず、原田教育長や教育委員、助役等にも話しましたが、その点を広く呼びかけて、

町内の弘報へ掲載すべく投稿したのでありますが、余白がないという理由で掲載をしなかつた。ところが余白は俳句や川柳その他をればあつたのであります。それで野口君が憤慨しまして、これは弘報委員に先生が教人まじつておるから掲載せんのだ。ここで止むを得ず野口君は町内数ヶ所へこのビラを貼つたので、突然何もなしの野口君がビラを貼つたのではございませう。以前そういふやうなことがあつて、然る後にやむにやまれず貼つたのであります。それでこれはこういう問題が大きくなつて来たといふのであります。隣り部落の父兄から聞きまして、先年部落の父兄懇談会で父兄が校長先生に對しまして、近頃親に孝行といふことを教えないやうだが、教えてもらいたいと言います。先生は、今の時代では君に忠とか、親に孝行とかは教えられぬのだと強く言われたので、父兄は何も言わなかつたが、この部落の人々は質問した本人でなしに、他の出席した部落の父兄たちはよく私に言いますが、時代が何であらうと、何が何でも、時代に孝行をすることを教えぬやうな学校では困るというやうなことをよく耳にいたします。又昨年の九州水害のときの新聞を、或るインテリであります。教育家であります、違ふ学校の……この先生の御夫婦がいわゆる新聞記事を讀んで、わしらが九州のあすにおつたときの所じやが、誰はどうしておるか、気の毒なこつちやといふことを話しておりましたところ、その家の子供さんが、それは気の毒なことではない、それは政治が悪いのだ、こういうことを言つたといふことであります。

そこまでしか私はこの原稿がまとめでありませんが、つまりそういうことで、そういうやうな頑ぜない子供に……

○委員長(川村松助君) 大体時間が来ましたから……

○証人(村上義晴君) そういうことで、そういう頑ぜない子供にそういうやうな政治やなんかわかる道理がないのに、これはいかんかといふことを言つておりました。又今度来るとき自動車に乗るときに、或る有志が私を見送つてくれまして、まあしつかり行つてやってくれと言つて、ここにその文書も、いわゆる参考資料もくれておりますが、時間がなから讀みません。必要があれば讀上げます。

それからこれも出発直前に聞いたのであります。小学校の八十周年の記念式典におきまして「君が代」を歌わずに、緑の山河とかいふ日教組の歌を歌わせた、これではいかんかといふことを言つておりました。又一人の人はこういうことを言つておりました。小学校の教員室には日教組の倫理綱領なるものが貼つてある。我々は一般労働者と愛らない、特殊な職業ではない、この労働者の誇りを堅持するやうに何とかかんとか書いてあるといふことであります。私は二、三日前に商用で学校に行きまして教員室を見ました。併し私は近眼なるが故に詳しいことは知りませんが、それは日教組の倫理綱領を調べたらわかりました。

そういうことで町内の非難というものは相当高まつておるといふことを申し上げまして、私の証言を大体に終りますが、まだ申上げたいことはあります

が、あとは御質問に應じて知る範圍内のことをお答えいたします。以上であります。

○委員長(川村松助君) 次に、安本薫君にお願いいたします。

○証人(安本薫君) このたび野口さんの貼られたビラが偏向教育の資料として文部省から取上げられたということに對しまして、全く疑耳に水の感がいふたず者が殆んどの町民ではないかと思つております。誠に嘲然としておるわけでありまして、私もこの日記が、出ましたとき、職員会議で一応反駁の声明を出したらどうだろうかといふ意見も出たのでありますけれども、殆んどがその必要なく、こういうことになりまして、黙殺いたしましたわけでありまして、それからPTAの委員会も数回開かれましてけれども、何らこれは問題になりませんでした。なおその直後教育長さんの所に行きまして、えらいものが出ましたねと言いましたら、ああ又例によつてあんなものが出た、問題になるやうなものではないかといふやうな意味のお言葉でありました。そういうやうな場合でありましたので、殆んど等閑に付せられて忘れられておつた感があるのであります。それが三月初めに至りまして突如として新聞、ラジオによつて報ぜられたということにおきまして、特に又驚いたのは、丁度たまた私の転勤問題についていふ取沙汰されておりました、その際によく学校の事情を知つておる人たちは一様に又不可解な氣持がしたやうであります。という意味は、二月の末であります。三月から、お話がありましたように、私に對して転勤の内命といひますか、そういうものが教

育長さんから告げられたのであります。その理由を伺いますと、小学校の教育は正常でない、こういう意味であります。そこでPTAの委員会が早速持たれて、いろいろ論議が交され、直ちに教育委員のかた、教育長さん、こういうかたに來てもらつていろいろその事情を伺つたのであります。ところが教育委員のかた或いは委員長の話をお話を承りますという、別に正常な教育でないからというお言葉はありませんでした。そして又教育長さん、そのほか教育委員のかたもいろいろとお話を伺つて、特に正常でないところはどういうところにあるのかという、伺つたのであります。けれども、何ら委員のかたが納得できるような、勿論私も聞きませんでしたので、話を聞いて、我々には納得が行かないから、こうした委員会の結論とすれば一つ善処して頂きたいと要望されました。委員長の言から善処しよう、というふうな言葉がありました。それから後には今のいろ／＼の問題があら／＼にこの取沙汰されて、そして結局その学校の實情に詳しいかたは、この偏向教育であるということについて非常な不可思議な感を持つたようでありました。勿論田舎のことでもありますので、封建性の強いことはいさ／＼同じであります。そういう所におきまして、新しい憲法に副い、教育基本法に副うた教育を行おうということになれば、いろ／＼の障害が起りますし、又我々のすることについて、万人が万人納得してくれるということも望めないと思ひます。特にもう最初から

曲解して考える人もおりましたし、或いは誤解して考える人もおりました。即ちためにするところの説をなす者もありました。或いはそれにつられて雷同するようなこともあるかと思ひます。とにかくそういうような学校に對する非難をされる人の實態を聞きまうと、大抵子供を持たない人か、或いは子供を持つても余り学校へ來て見られない人、こういう人が多いように思ひます。特にこのビラをお書きになつた野口さんは、子供が今年六年生でありますけれども、未だ子供が学校に上つたのだの一回学校に來て参観されたことがないことを、一年生以來の担任の先生から聞いておるわけでありました。こういうふうな様子で、私達はいろ／＼と学校が納得の行かない教育をしておるといふやうな、そうしたそれではどういふ実例があるのかと聞きます。という、その実例が大抵もとをたぐつてみまうという、何でもないやうなことから出ているのであります。例えば校長さんが、社会党を勉強しなさいというやうなことを言つた、けれども／＼と噂があら／＼したので、どんなことだろうかと、思つて、いろ／＼職員間で話合ひましたところ、それは全校朝会のこと、マイクを通じて話をしたこと、その中に、こういうことは社会科で出て來るから、社会科の勉強をしなさいと言つたことがあつたといふやうなことを聞きまして、誠に噁然としたわけでありました。まあそんなことやろうと呼ぶ者あり、まあ私たちも、詰らないながらも、新しい教育を憲法の精神に従ひ、教育基本法の精

神に従おうと努めておる者でありますし、そして又毎月一回はPTAの委員会も開いて、いろ／＼懇談もしますし、そしてまあ参観日も月に一回は実施しておるわけでありました。で、まあこういうふうなことにいたしまして、おおよその傾向はわかります。恐らく学校に近付いて來る人たちは、私たちが偏向教育をやつておらないといふことは信じて下さるだらうと思つておるのであります。

なとお事案ビラにあるやうな、一方に偏した思想を植付けんとする教育者が本町におるといふことは、當の責任者であるところの教育長からも私は聞いたことがありません。又つきもお話があつたやうに、中学校の校長さんが、小学校から來たところの子供たちが片寄つた教育を受けておらないと証明しておられるし、高等学校の校長さんは、小学校、中学校を経て進學するところの子供が、他町村から來るところの子供たちと決して變つておらない、こういうやうに証明して下さつております。

たといふことについては非常に迷惑を感じておりました、少くともこの実情を檢討して頂いて、この事例は偏向教育の事例から取上げて頂きたいと要望するものであります。

○委員長(川村松助君) これを以て山口県安下庄町小中学校関係の証人のかたの証言は終了しました。各委員のほうで御質疑のおありのかたは御発言をお願いします。

○荒木正三郎君 只今四人のかたから証言をお聞きいたしました、今度はと全く正反對と申します、異なる証言を聞いたことは私はないくらいに強く感じておりました、非常に不思議に堪えないわけでありました。そこで私は二、三の点についてお聞きいたしますが、先ず教育長さんにお尋ねをいたしますが、私の手許には安下庄の町長さんの所見書というものを頂いております。時間の関係もございしますが、「昨午当町の一町民が教育問題について、一部教員が児童に一方的に偏向した容共的な政治教育を施しているように推察して、これを批判したビラを街頭に掲出した事例があり、町教育長がこの事件に關して謝罪した趣意であります、小職の知る限りにおいては大多数の町民がこれを是認しているとは見受けられず、尚学校側においてもPTAの要望に應じて中正な教育を行うよう留意している」と承つて居りますので、教育上誤りはないものと思料致します。右所見を申述べます。こういうのです、先ほどのやうな話で町全体がそういう疑念を持つて居るのかやうに証言なされておられますが、そうであれば町長も當然そういうことについては相當な御見解があると思つて居りますが、

この町長は何か政党内に所屬しておられる町長ですか、先ず伺います。

○証人(原田式雄君) これは今党籍があるかどうかは存じませんが、昔は社会党のほうで相當の有力な人でありました。

○荒木正三郎君 そうするとこの町長自体の目が曲つておるともおつしやるのであります。

○証人(原田式雄君) 決してそう言つておるのではありません。さつき私が申しましたやうに、小さな町のことでございまして、まあその偏向があるといふやうなことを証明するといふことが都合が悪いといふ点が相當あるんじゃないかと思ひます。

○荒木正三郎君 そういう想像をお話して頂くとは思つておりません。この町長は現在社会党所屬のかたですか。

○証人(原田式雄君) そこははつきり存じません。

○荒木正三郎君 そこでなお私は教育委員のかたの証言も手許に持つております。又今日は副会長さんが見えておりますが、安下庄の育友会の会長さんの証言を見ましても「昭和二十八年十月十四日付で揭示公表された野口安一氏の安下庄小学校教育に對する批評の記事は事實としてあり得ないことを証明する。」というものであります。そうすると、PTAの会長さんも、ここに居ておる副会長さんも、或いは町長さんも大體否定されておる。併しあなたがたのお話を聞くととてつものやうなお話なんです。非常に食い違つておる。それが本當か、私には判断がつかない。それで先ほど教育長さんは輿論調査をしたとおつしやいました

が、どういふ輿論調査をせられたか、その点を一つ御説明を願いたいと思ひます。

○証人(原田式雄君) 輿論調査と申しまして、これは現在各新聞社がやつておるような輿論調査というものはできません。というのは、人口一万ぐらの町であります。その中で、先ず有識階級という人なでなければならぬ。大休町における公職に就いておる者、大休町会議員から民生委員とか、農業委員とか、学校のほうの先生、その次はPTAの役員という人々に手紙を出した。数にしましては二百六十ばかりでございます。回答が来たのが百五十でございます。これは全然書いたものがわからんようにして、封筒と両方やりまして、その中に入れて、全然誰が書いたかわからないようにして送つたわけでありまして。その中に相当私どものほうとしては正確な資料になるものがあると思つております。

○荒木正三郎君 その場合に山本さんもその輿論調査の何に接せられましたか。

○証人(山本保夫君) お答えいたします。私は接しておりません。(「どういふわけだ」「二方的だ」と呼ぶ者あり)ちよつと間違つたかも知れませんが、輿論調査の対象になつたかとおつしやるのですか。輿論調査の結果を見てもらつたかとおつしやるのですか。

○荒木正三郎君 対象になつたか。

○証人(山本保夫君) 対象にはなりませんでした。

○荒木正三郎君 これは、私が山口県へ参りましたときに新聞で見ました。

文部省がこの資料を提出したということを見ました。そうして山口県のどんなであるか知りませんが、こういうこととあるのを知つておるかと言つたら、それは知らない、あすこは学校と父兄の一部と前からこた／＼しておつた、こういう話を聞いておつたのですが、それはどこまで真実性があるか知りませんが、どうも只今の証言を聞いておるとですね。何かそういう政治的なものか何か知りませんが、非常に証言が食い違つておるといふことは、何だか平素から対立的なものがあつて、そうして誇張されておるじやないかというのを非常に私は恐れるわけでありまして。そこで、先ほど野口氏が、ああいうビラを貼つた、それを教育長がもつとやれと、こういうふうな激励するようにおつしやつたというところが山本さんの証言の中にあつたのですが、あなたはそういうことを言われたかどうか。

○証人(原田式雄君) これは大休山本君の全然間違ひだと思ひます。これはさつき村上君が話をしたのにも出ておりますが、私がそれを言つて／＼やれというふうなことを言つた事実はないと思ひます。

○荒木正三郎君 あなたは野口さんとは懇意の間柄ですか。

○証人(原田式雄君) 懇意と言いますか、普通でございます。

○荒木正三郎君 それで校長さんの名前には忘れましたが、校長さんの転任を図ろうとお考えになつて、そうしてその内示をせられた、併しこの場合あなたは今日非常に偏つておるといふふうな証言をなさつておるのですが、その転任の場合になぜPTAの役員のか

たや教育委員のお集まりの中でそういう事実を挙げるのができなかったのですか。

○証人(原田式雄君) ちよつとここで申上げますが、大休学校の今のやり方というもののについては、私も是非に大きな疑問を持つておるわけでございます。と言いますのは、今何か私どもが人事の異動をやるうといひますと、もうここですぐ学校のほうでPTAのほうへ非常に食い込んで行きました。これが先生とそのPTAのほうの役員の子供を使つてそしてそのほうへどん／＼食い込んで行つてからそれに非常に働きかけると言うてPTAのほうから盛んに運動が起つて来る。それで校長の問題にしてもこの間或る夜PTAの席に突然呼ばれました。これは本来私どもは……。

○荒木正三郎君 なぜ説明できなかったかというのを言つておるのです。

○証人(原田式雄君) それはまるで吊り上げのような態度で来るものですから、それから一言々々手足をとりまして……。

○荒木正三郎君 それでは私は聞きません。そこでは言えなかつたとしてもここでは十分言えますから、一つ転任さうとしたときに偏向教育をやつておる、或いは正常な教育をやつておらん、そういう事実をここでは十分言えますから、一つ一々挙げてちよつと説明して下さい。

○証人(原田式雄君) これは私どものほうは裁判所に提出するような証拠のほうは正確なものは持つておりません。けれどもいろいろ／＼な方面において、或いは世論の調査とか、或いは父兄から聞くとか、そういうふうなことに

について我々は非常に注意をしております。

○荒木正三郎君 そうすると、あなたは人の噂だけで転任させようとか、或いは人の噂だけでそうだと、こういうふうにして断定しておられるのか。あなたは教育長ですから学校へ行つて授業を観察することもできるし、いろいろ／＼学校の教育運営方針を聞くこともできると思うのですが、そういうことはなされないのですか。

○証人(原田式雄君) 勿論学校へ参ります。学校へ参つていろいろ／＼話合ひをしております。そういうふうなことからいへば、そういうふうなものを総合して我々は考へておるわけでございます。

○荒木正三郎君 私も教育に経験があつて、それは父兄の噂だけで教員を転任さす、こういうことは私は避けなければならぬと思ひます。あなたがやはり偏向しておるとお考えになるのには、單なる噂だけでなしに、どういふ事実があつたかというところは相当やはり見ておられなければならぬと思ひます。ですから、あなたが見ておられることでよろしい、それだけをおつしやつて下さい。

○証人(原田式雄君) 偏向しておる事実はさつき村上証人からいろいろ／＼話されましたが、そういうふうないろ／＼の生徒の口を通じて家庭にもいろいろ／＼の事を伝えられております。そのうちには子供のことですからまあ随分間違つたこともありますが、併しそういうふうなことをたくさんあちらこちらで……それから例えば子供が、そ

ういふふうなことを全然知るべきでないような子供がそういうふうなことを聞いて来る、そういうふうな種々な噂を総合いたしますと相当我々の推理力によつて一つのあれが出て来ると思ひます。

○荒木正三郎君 村上さんに聞くべきことはあつて聞きますが、先ず私はあなたに聞いておるわけですから、それで子供がいろいろ／＼言つておる、どんなことを言つておるのか知りませんが、あなたはそれだけしつと握つておられないで、こういう断定をしたと証言をしておられるのですか。

○証人(原田式雄君) そうではございません。そのほか、あなたがそうおつしやれば一々挙げますが、例えば校長が教育委員会の命令に従わなかつたことも数度ございまして。作つた規則に従わなかつたこともございまして。或いは教員の異動というふうな場合に、校長の、これは正確なことになるかどうかはわかりませんが、これは自分が直接見たわけではございませんが、(「あいまだよ、それじゃ」と呼ぶ者あり)教員の異動の場合に父兄のほうにいろいろ言つて、教育委員会のほうに運動を起されていろいろ／＼やられる、そういうところは正常でないというところは私は私どもは言へると思ひます。

○荒木正三郎君 教育委員会の命令に従わないということがあるのですか。

○証人(原田式雄君) これは例えば、突例でございますが、校長の専決事項として物を買ふような場合、この金額が一万円以下となつておりますけれども、その上のものを買つた。その場合

に全然相談がなかつたとかいうふうな場合もございますし……。

○荒木正三郎君 それは教育委員会は一万円以上のものを買う場合には教育委員会の承認を要するというような命令を出したのかどうか知りませんが、そのことは別といたしまして、私が今まで聞いていたのは、校長を転任させようとした、それは偏向教育をしているからだ、それじゃ偏向教育の一つの事例を挙げてもらいたいと言つたら、一万円以上のものを懸つて買つた、これが偏向教育になるというのであれば……どうかと思うのですが、どうですか。

○証人(原田式雄君) 偏向教育とは聞かないので、いろ／＼な転任の理由があるかとお言ひになつたのだと思つて私は言つたのです。

○荒木正三郎君 私は偏向教育の問題について今質疑をいたしております。従つて偏向教育としてその場合は非常に言ひにくかつたということであつたから、今は何は言つてもよろしいと言つてゐるのですから、偏向教育の事実を、事実をです、ここでおつしやつて下さい、こう言つてゐるのです。

○証人(原田式雄君) ですから偏向教育の事実としては、これが偏向教育としてあなた方がお考えになるかどうかわかりませんが……。

○荒木正三郎君 それは結構です。

○証人(原田式雄君) 或いは君が代を式日に歌わなかつたとか、それからそのほかに……。

○荒木正三郎君 それから……それだけですか。(山口日記があるじやないかと呼ぶ者あり)

○証人(原田式雄君) 日記を使つたこと、あの日記について、あれは決して悪いのじやないのだと言つて盛んに言われたようなこと、これは勿論断然動かすことのできない我々の委員会では非常な資料になつたわけでございますが……。

○荒木正三郎君 それから……。

○証人(原田式雄君) それから、これは確実な証拠というものは得られないけれども、父兄のほうに感ずる、子供の口を伝つて家に伝わる父兄の不安……。

○荒木正三郎君 そうすると、君が代を式日に歌つていない、これは私は偏向教育だと思つておりませんが、それと日記について悪いとは思つていなかつた、これだけで校長を転任させようとしたのですか、あなたは……。

○証人(原田式雄君) 私が言つたつて……私だけじゃありません。これは委員会が決定したので、(委員会が決定したので)「うろさいぞ」「国会委員会を支配するようなことを言つちやいけない」と呼ぶ者あり。

○荒木正三郎君 私は教育長が転任問題については責任があると思ひますよ。それであなたは先ほど理由は言えなかつたとおつしやつたから、ここへは言えますから言つて下さい、これだけじやないですか。何も無いじやないですか。それから日記の問題は昨年の六月ですか、七月に起つて、転任問題はそれ以前じやないのですか、教育長さん。

○委員(長村松助君) 時間が無駄になるから雑音を出さずに下さい。

○荒木正三郎君 教育長さん、転任問題は日記以前じやないのですか。

○証人(原田式雄君) 以前じやございせん。転任問題は三月です。

○委員(長村松助君) 荒木君時間が迫りました。

○荒木正三郎君 それじや又……。

○相馬助治君 P.T.A.のかたは暫らくおくとして、校長と教育長の証言が全く食い違つておる。一方が是とすれば一方は虚言を弄しておると見るほかなないので、この点を明快ならしめなければならぬと思ふのです。

原田教育長さんに尋ねます。ピラが貼つてあつたということは証明いたしておりますが、ピラの内容を真実と認めますか。

○証人(原田式雄君) ピラの内容に書いてあることは正確な証言は持たないけれども、ああいうことはあるだろうというくらいに思ひます。

○相馬助治君 真実であらうと思ふのですか。

○証人(原田式雄君) ええ。

○相馬助治君 それではお尋ねいたします。ピラの中心は、「うちの子供は学校で」、だからこれは問題なんです。「学校で」一方に偏した政治や思想方面(容共的)のことを先生から聞いて帰る」とありますが、こういうようなことを言つてゐる先生があると史料をさしますか。

○証人(原田式雄君) 或いはしないかという懸念を持っております。

○相馬助治君 いや、これはP.T.A.のかたでないで、あなたは教員の思想調査が可能です。校長を膝下に呼んでものを尋ねるあなたは権限を持っております。従つてこの点については、あ

るかも知れないではなくて、あるとお考えか、ないとお考えか、これを尋ねておる。どちらですか。

○証人(原田式雄君) 校長さんに聞きましたら、校長さんはそういうことではないとおつしやるのです。それで校長さんの言は信じなければならんけれども、一方どうもそういうことを聞くところ、あるのじやないかなあという懸念を持っております。

○相馬助治君 校長をそれでは問題とせずに、なぜ直接、ありと史料される児童と関係する当該受持教師を呼んで調べなかつたのですか。あなたは権限を持つてゐるのです。

○証人(原田式雄君) 受持教師を呼んでから、そういうことを話したこともございませうけれども、それは必ず否定いたします。

○相馬助治君 そうすると、これが真実であるということは、どうも具体的にはつかめないが、主観的にどうもあるだろう、こういうことですか。

○証人(原田式雄君) そういうふうに申し上げます。

○相馬助治君 それは私は教育長さんの言葉とはどうしても思ひませんよ。それは仮にこういう教育がなされていたら、そういう校長なり職員をそのまゝ放置することは、あなたの置かれておる行政委員会の教育長としての立場から、これはおかしいですよ。従つてこのことについては、あなたの指導並びに、これら史料されたものに對する調査、これらが妥当であるとお考えですか。あなたの今までのやり口……。

○証人(原田式雄君) 全部が妥当であるとも思ひませうけれども、まだ教育長になつて一年でございますし、それ

から地方教育委員会は教育長一人で、あとは教育委員であります、やつてゐるので、本當のことを申し上げますと、恥しい次第でございますけれども、まだ十分いろ／＼なことを確かめるところまで行つておらないのでございませう。

○相馬助治君 私は教育の仕事は、校長はすべからず部下職員を信じ、誤つたものがあるならば泣いて馬しよくを切るの勇氣がなくちやならんが、信じて行かなくちやならん。教育長は又自分が管下の校長なり職員に對しては愛情といわば一言にして言うならば親心を持つて行くべきであらうと思ふのです。

そうして又その上に立つては教育基本法の規定によつて断乎たる処分をしなければならん。これが真実だと思ふならば、なぜ校長なりその教員を首を切つたのですか。

○証人(原田式雄君) 首を切ることを極めて何かしやういようにおつしやいますけれども……。

○相馬助治君 私の言うことを曲解してゐる真実であると思ふというから私は聞いてゐる。私は首切れというのではなく、土台は親心でやらなくちやならん、併し不幸にして自分の管轄下にそういうものがあつたならば、行政的処分をすべきではないかということをお聞ひしてゐる。

○証人(原田式雄君) 真実ではないかと思ふというところは、實際の証拠というものを、正確な裁判所に出せるような証拠がつかめなからうというのでございませう。

○相馬助治君 常識的に今日の裁判は証拠裁判です。これは裁判ではありま

せんけれども、具体的なことはつかめない場合には、公的な証言においては真実であると思うなどという事は言えないので、どうも真実であると思うけれども、さういふ追及をされて来るのではないしかならない、こういうのが普通ですが、私の今言つたことを承認しますか。

○証人(原田式雄君) と申しますと……

○相馬助治君 真実だと自分は思うけれども、そう突込まれれば真実でないと思ひますか、やはり真実だとおつしやいますか。

○証人(原田式雄君) そのくらの、あなたが今おつしやつたところのことです……。こうだということを押切することは言えませんが、証言がないのでございすから、こうだと押切することは言えませんが……

○相馬助治君 証言がなくとも真実であるということを押切れないということとは、真実であるのと、真実でないとの真中の答を許さなかつた場合にはどうですか。(無理だよ)と呼ぶ者あり、無理じやないのです。あなたは教育委員会の委員長なんです。私はこれは村上さんや山本さんに聞いているのではない。

○証人(原田式雄君) 世間ではさういふふうには二つにはつきり判別されるものじやないと思ひます。(その通り)「教育長ですよ、あなたは」と呼ぶ者あり、教育長でも……。(いい加減なことを言つちやいけませんよ、世間が信用しませんよ)「でたらめなことを言わないで下さい」と呼ぶ者あり)○相馬助治君 教育長は疑いがあつたならば、徹底的に調べる、徹底的に調

べて、さうして結果が出なかつたときには残念ながらこれを白と判定するところが当然だと思ひます。(その通り)と呼ぶ者あり)併しこういうことであるならば、どうもあなたの例を空費するばかりですが、どうもあなたのおつしやるところではさういふ偏向教育の事例などというふうには我々にはどうしても考えられないのでありますが……次にあなたがさつき述べた例えは一万円問題、日記の問題、君が代の問題、これらのことが一つの事例として挙つておられますが、これらを総合して、校長の転任をあなたが図ろうとしたのですか、それとも教育委員会が決定したたのですか。

○証人(原田式雄君) 教育委員会が決定したのでございす。

○相馬助治君 教育委員会が決定したと申しますが、私も教育には素人ではないのです。今の現行教育委員会法によれば転任案の原案は教育長が作つて、さうして教育委員会にその妥当を審議に委ねるというふうな仕方になっておりますが、あなたは教育委員会の何人かが作成した校長の転任案を逆にお付けられて、さうしてそれを事務局において作成して議題に供したのであるか。その点の關係を述べて下さい。

○証人(原田式雄君) そうではありませんが、これは私のところのような小さいところでは、これは教育委員が大体集まつて、さうしていろいろの相談の上で大体きめて、さうして教育長が案を作るといふようなのが實際問題になつております。

○相馬助治君 そうすると、その案を作つた責任者はあなたでしよう。

○証人(原田式雄君) まあ責任者は法的に言えば私だと思ひます。

○相馬助治君 私は法的なことを論争しているわけですが、法的にはあなたですね。……あなたですね。委員長、答弁を求めて下さい。

○委員(川村松助君) 原田証人。

○証人(原田式雄君) 推薦権はございしますが、転任のときのなにはよう存じておらない。

○相馬助治君 教育委員会法をよく読んで下さい。さういふ原案は教育長が作成するのです。校長が何がゆえに転任されるのかというこの身分上の變動については、文書の回答を要求されたときは、あなたは文書を以てこれを回答しなかつたやうな事ではないか、これを知つていますか。知つていますか、知りませんか。

○証人(原田式雄君) よく存じておりません。

○相馬助治君 いやは何とでも、これ以上は仕方がないのでどうも(須藤五郎君「もつと勉強して下さい」と述べ)止むを得ませんから質問を保留して一旦打ち切ります。

○長谷部ひろ君 お腹が空いていらつした上にお疲れになつていらつしやる村上さんに御質問して誠に相済みませんけれども、封建性の根強いその土地の中で、新しい教育に対する理解というものが非常にできにくいと思ひますけれども、村上さんどう思ひになりますか。

○証人(村上義晴君) お説の通りだと存じます。

○長谷部ひろ君 それじやちよつとお伺ひいたしますけれども、私もよくほかへ参りましてね、今の子供たちは親孝行ということを知らない、よくこ

ういふのです。併しながら学校でこれは教えておりますが、あなたをどううお考へになりますか。

○証人(村上義晴君) 孝行の問題を、学校で孝行するように教えておるが、どう思ふかとおつしやるのですか。

○長谷部ひろ君 はい。簡単に、時間があるういふのですから。

○証人(村上義晴君) それは私子供がありませんので小学校に出ておりませんが、町内の輿論はですね、親に孝を教えないといふふうには言つております。さうしてそれは原部落の懇談会において、一父兄といひますが、これは細本島吉という漁民でございす。零細な漁民、この人がそのことを質問したのに対して、安本校長先生からさういふ御答弁があつた、ということとは私冒頭に述べた通りであります。

○長谷部ひろ君 それはですね、社会科のほうで中学校で教えております。この實際を通して子供が理解するように教えております。昔の教育のように親孝行とはさういふこととは教えておりませんが、社会科のほうで確かに教えておるのが新しい教育でございす。

○須藤五郎君 原田さんにお尋ねします。文部省の資料にあなたの署名捺印のある野口さんの件が挙げられておりますが、あなたが証明したことは事実ですか。簡単に言つて下さい。事実なら事実と云つて下さい。

○証人(原田式雄君) これは証明といつたつて……

○須藤五郎君 あなたが証明の捺印をして、印を押していらつしやるんですがね。それが事実かどうか。事実なら事実と云つて下さい。

○証人(原田式雄君) 快念寺の前に貼つてあつたという、あれに判を押したといふことは事実でしょう。はつきり覚えておりません。

○須藤五郎君 そんな馬鹿なことじや困る。事実でしょう、そんなあいまいな答弁じやなしに、事実なら事実とはつきり言つて下さい。事実ですね。

○田中啓一君 待つて下さい。須藤さんの質問の趣旨が原田さんに通らんだ。私が補充的に質問いたしますから、前例があつたら御了承願ひたい。

○委員(川村松助君) 田中君、田中君。

○須藤五郎君 私がもつとわかりやすく説明しますから、待つて下さい。文部省から私のほうに出した資料の中に、あなたが野口さんのあのビラが貼られたといふことに対してですね、ここに判が押してあるのです。ここにちやんと書いてありますからね。なおこのやうな声明書が實際提示されていたことを、町教育長は左のように証明している。右の声明書が本町快念寺前に掲示してあつたことを認めます。という証明書をあなたが書いて、さうして判を押しておるのが本当か、さういふことなんです。

○証人(原田式雄君) これはですね、あれを写したときに、快念寺の前のところに貼つてあつたといふことを書いておけと書記に命じて判を押したように私は思ひますが……

○須藤五郎君 まあ、その程度です。

○証人(原田式雄君) はあ。

○須藤五郎君 それではすね。誰がこのことを、署名捺印せよ、といふことは誰からの要求でさうされたのですか。

か。あなたがそういうふうな書記に命じて証明の捺印をしたわけですか。

○証人(原田式雄君) 私が書記に命じてですね、あれを筆記したときに、あれを貼つてあつたというのを何しとおけと言つたのだと思います。私よくそういうことをやりますから。

○須藤五郎君 それじゃ、これは何のためにそういう証明書を書いて、判を押したのか。後日これがどういうことに使われるか知つていたのか。その点を。

○証人(原田式雄君) それが使われるとかいうようなことは知つておりません。

○須藤五郎君 それじゃ何の目的でそういうことをしたのですか。

○証人(原田式雄君) 私今申しましたように、あそこに貼つておつたということを書いて来たのに、それを貼つてあつたというのを証明をつけておけというから言つたのだと思います。

○須藤五郎君 あなたは先ほどから、一番最初の陳述のときに、あなたは町の平和を希つておる。町のいろ／＼ないさ／＼をここでぶちまけるのは非常に心苦しいが、ということを書いておる。話を／＼話をしていらつしやいまして、先ほどから聞いておりますと、それは野口さんがいないからまだ真相はわかりませんが、教育長が野口さんにもつとやらんかと言つて野口さんをけしかけたり、又単にこう思われるというふうなあなたは状態でものを確認しないでですね、そうして校長の転任を命じたり、いろ／＼なことを処理しようとしていらつしやるが、これはあなたのその平和を希望しておるが、私いう言葉と非常に私は食い違つて、私

たち聞いていて殊更町政を攪乱さそうと、そういうふうな意図を持つてやられておるやうに私たちには聞きとれるのですが、この点どうですか。

○証人(原田式雄君) それはあなたがそういうふうにお聞きになるのだ。私はさつきも申しましたように、あのことに野口君にしつかりやれと言つたこともございませぬ、さつき申上げたように。

○須藤五郎君 併し単にあなたが主観的に何ら偏向の、教育の偏向事例もはつきりわからんくせに、そのとき独断で自分がこういふふうを感じられるというふうなことをあなた自身がやつておると思うのですが、これはあなたが町政を、町の平和を願うという気持と非常に反した行動ではないかと思うのですが、どうですか。

○証人(原田式雄君) 私にはあなたのおつしやるのがよくわからんので、どうも何だか統一が……。それだ、それだ「それがいい」と呼ぶ者あり、今のところ実際の何がわからんのですよ。

○須藤五郎君 そういう、私のこういう質問がわからないやうな状態で教育行政をやられるからとんでもない問題が起つて来ると私は思います。其座の言うことはわからんよ」と呼ぶ者あり。

そこで山本さんにお尋ねしますが、野口さんという人はどんな人かということ、これが一点。それからPTAでこの問題をどういふふうに取り扱われたかということが一点。それから三点は野口さんという人はPTAの会員かどうか。野口さんはPTAで問題にされ

たことがあるかどうかという三点を山本さんにお尋ねします。

○証人(山本保夫君) お答えいたします。これは今お尋ねのは野口さんがどういふ人かということでございます。これは誠に私個人を中傷することになるので、こういう席では申し上げにくいのでございませぬ、併しながらよくこれは知つた男でもありますし、恐ひないのであります、申し上げます。このかたは先も申し上げました、証言のときに申し上げましたように、ちよこちよここの職業というふうなもの、それからその駐在員というふうなもので、それが、それはまあ役場の吏員でも何でもないので、まあ報告したり連絡したりするといふような仕事なんです、そういう仕事をした。それはもう吏員ではありませぬから、これはほんの僅かな手当しか出しておらん。職業が何であるかよくわからんのです。であります、まあちよこちよこ町内会などにもおいでになつて、罵声を飛ばしてやじつたりされるというふうなところ、一つ御想像願ひたいと思います。PTAはさつきから教育長からお話がありましたのですが、私たちとして教育は、教育は純粋に考へて行かなければならぬと思つて、従つて清潔でないうものがある、その裏付けというものが具体的に出来なくちやPTAとして納得行かないのです。そこで原田教育長がさつき吊上げを食わしたという話がありました。私たちPTAは決してそんな気持ではない。教育を思い、子供を思うからこそ清潔である。どこが清潔でないの、御婦人

のかたは涙を流しながら叫ばれた。それで結局その裏付けがないのですから、それでは撤回してくれ、こういうふうな申しましたところ、これは人事異動も撤回されたのであります。それから、清潔でないといふことに私たち受取らざるを得ないのであります。

○須藤五郎君 わかりました。野口さんはPTAの会員ですか。

○証人(山本保夫君) 野口さんはさつきも校長から証言がありましたように、PTAの会員であります。

○須藤五郎君 それでPTAの中でこの問題を野口さんは問題にされたことがあります。

○証人(山本保夫君) 全然ありません。今校長のお話のように、PTAの会員ではありながら、PTAでは大抵……。

○須藤五郎君 それでいいです。それでもう一度原田さんに念を押して尋ねておきますが、あなたがこの貼つたビラに対して証明書を書かして判を押しておいたといふことは、後日どういふ問題が起るか、どういふことを予測して何の目的を以てこういふことをされたのか。その点もう一度はつきり伺つておきたいと思ひます。

○証人(原田式雄君) それはいろ／＼、そういうふうなことは、後日の書類にとつておくといふのは、我々のやつてゐることでございます。

○須藤五郎君 ただ漠然とですか。何か意図があつた、後日こういふことが問題になるというふうなことをあなたは予測なすつたのですか。

○証人(原田式雄君) それはあるかも知れませぬし、ないかも知れませぬ。

○須藤五郎君 何だかえたいのわから

ん返事ですが、どういふ目的を以てやられたかといふことを私は尋ねてゐるわけなんです。

○証人(原田式雄君) それはそういうふうな書類は、あとあとの参考にもなりましようし、いろ／＼のためにしておかなければならぬと思つてとつておいたわけでございます。

○須藤五郎君 ただ、それじゃあなたの処置が非常にまずかつたために、今日こういうふうな大きな問題になつてゐることに關しまして、あなたは責任を感じていらつしやいますか。

○証人(原田式雄君) 私は、私の処置が悪かつたとは思つておりませぬ。と申しますのは、私は、それは参考資料として、ただ果に相談に行くとき持つて行つただけでありまして、これがこういふふうな問題になろうとは決して思ひなかつた。

○委員長(川村松助君) 須藤君時間が切れまして。

○永井純一郎君 今のに補足して教育長さんにお伺ひしたいのですが、このビラを貼つた野口さんといふかたは一定の職業も持たないやうな、いわば事件屋のような人だと思ふのです。その人が貼つたビラをなぜ教育長さんのやうな責任のあるかたがこれに証明をしたのですか。

○証人(原田式雄君) 私は野口君をそんな男とは思ひませぬ。そのビラに対する反響が相当大きかつたといふことを重視しております。

○永井純一郎君 それでは野口さんがどういふ人だか私もよくわからないが職業が一定でなくて、まあぶら／＼してゐる人であることには違ひないので

○証人(原田式雄君) 職業は、引揚げて来てですね、畑がどのくらいあるのか知りませんが、畑を作ったか、或いは部落の駐在員なんかをしております。

○永井純一郎君 あなたの今の証言はどうもはつきりいたしません、これに証明をあなたがみずからして、そうしてなんかあとで人事異動でもあるときにこれを出そうというつもりはあなたになかったんですか。

○証人(原田式雄君) それは全然ないという事も言えないと思います。そういう資料を集めておくことは、我々としては非常に必要なことだと私は信じております。

○永井純一郎君 あなたの証言を聞いて私はいろ／＼なものをだん／＼証拠固めして行つて、あなたが非常に感情的になつておられる相手の校長先生を転任させるためにあなたはこれをやつておつた、こういうことをいろ／＼証拠固めをして重ねて行こうとしておつた、ということと全然否定はなさらないということでしょうか。

○証人(原田式雄君) そういうことではございません。感情は一つもございせん。感情的にとおつしやいますか。

○永井純一郎君 感情的でないかあるかは別といたしまして、順次こういう証拠を成るべく集めて行つて人事の異動に使うと思つておつたことはあなたにさつき否定をなさらなかったんですが、それに違ひはないですね。

○証人(原田式雄君) その証明をとつたときには、そういういつこれを利用しようとかいうような意図は一つも持

つておりません。ただ将来に對してそういうふうなものはやはり参考として、教育行政をやつておれば集めておくことは必要だと思つております。

○永井純一郎君 もう一つ伺ひたいんですが、今でもあなたは校長先生を転任させたいと、こう思つておられますか。

○証人(原田式雄君) 今でも転任せられたほうがいいんじゃないかと思つております。

○永井純一郎君 先ほどの証言を聞いておられますと、確たる証拠もないのに、ただあなたは感情じやないと言われましたが、それはただ感情であつたはそう思つてゐるのですか。

○証人(原田式雄君) 感情ではございせん。

○永井純一郎君 あなたの証言は非常に食い違ひますね。あなたは感情でない、それじや何か確たる証拠がない以上は、これは転任させることができないんですよ、教育長は、それであるのにそれはない、併しながら順次々々証拠固めをして行つて、順次に使うかも知れん、併し今後又人事異動をしようという意図もなほ捨てておらん、こういへば、あなたの証言では、常日頃よほど仲でも悪くて、感情で大切な教育の人事をやろうとしておられる、こう私は受取らざるを得ないんですが、若しそうでなければ、それはどう／＼いうわけで感情ではないんだということがはつきりお答えできますか。

○証人(原田式雄君) 私は安本校長とは昔から非常に親しくもありませんし、又私が教育長になるまでは、私は社会党の党籍は持つておりませんけれども、安下庄では、あれは社会党だと言

われてゐるほどの何であつたのであります。これは池田代議士に聞かれたらわかると思ひます。従つてそういうふうな点では、これは一つも感情的でも何でもございせん。更にもうちよつと申上げたのは、今度の異動ということを取りやめたのは、そういうふうな転任について不正確という理由をつけたことを撤回したのであります。

もう従来の教育が不正確であつたという事は、教育委員会では決して撤回してはなりません。これははつきり私がこちらへ上京する前日の委員会においてそれを再確認しております。

○委員長(川村松助君) 永井君、時間が切れました。

○永井純一郎君 もう一点だけ。教育委員会は不正確なものでないという証明をしてゐるのですよ。そうするとあなたは何人も人事異動に使うこともできなければ異動をする理由が何もないのです。それをなお今後とも異動をさせようと言つておられるのは、あなたは非常に偏狭な自分の感情に違ひないと思つたのですが、その点あなたは嘘の証言ではないのでしょうか。

○証人(原田式雄君) それから先ほど転任を中止したというのは、校長さんが相當に反省をしておられる。従来君が代等は全然卒業式でも歌われなかつたけれども今年からは歌われることになつた。それで我々はそれに期待してゐるのであります、今転任をさせようとかいう考はないのです。

○石川清一君 原田さんにお尋ねいたしますが、父兄或いは児童から仮に君が代を歌わせなかつたとか、或いは親に孝行せよということと言わなかつた、しなくてはいいということ言う

た、そういういろ／＼なうわさがあつてそれを耳にされてから、特定の先生、或いは校長先生にそういうようなことがあつたかどうかということを探ねて、そういうことがなかつたことを拒否されたことがありますか、ありませんか。

○証人(原田式雄君) そういうことを拒否されたことはございせん。

○石川清一君 あるのですか。それではお尋ねしますが、二百六十という調査書を出しまして百五十という返事が来た、その中には特定の事例を挙げ、特定の教師、先生の名前の指しがつて、そして来たものについて更にその教師或いは校長先生に尋ねて、そういうことがあつた、なかつたという返事をされたことがありますか、どうですか。

○証人(原田式雄君) 実はそれはやつておりません。この今ここにこの事例を持つておりますけれども、実はこれは今これを一般に発表したりすると、非常に重大な世論が沸騰すると思つた、これは発表しないことにいたしました。これはただ我々教育委員だけが見たわけです。

○石川清一君 それでは調査の結果はそういうことがなかつたけれども、一般のうわさから、或いはそういう父兄や児童の口、或いはその他を通じて耳に入つた偏向教育のことについて、校長先生或いは教師にしたということはあるのございせんか。尋ねて拒否されたことがあるんですか。

○証人(原田式雄君) ございせん。

○石川清一君 それじや今度は山下さんにお尋ねしますが、特別の調査を受取つた結果は知らないけれども、受取

つたと言つておられますが、御返事を出しましたか、出しませんか。

○証人(山本保夫君) 私は出しました。

○石川清一君 更にお尋ねいたしますが、それは何か特定の答えを求めているようでありましたか、ありませんでしたか。

○証人(山本保夫君) 私も実はもう日にちがたつて覚えがないのでありますが、教育長がどうも集約してこれがいとか悪いとかいう線は出せないと言つております。私もさうであつたやうに覚えております。

○石川清一君 村上さんにお尋ねしますが、いろ／＼な事例をお聞きになつてゐるようであります、そういう事例が単にうわさでなくて、校長先生、或いはその他の教師にそういう事例をあなたがお尋ねをして、そういうことは言わなかつたとか、なかつたという御返事をもつたことがありますか、どうですか。

○証人(村上義晴君) それは私はなんら現在公職にないので、小学校に關する公職にないので、そういう必要もないし、又忙がしいのでお会する機会がないので、何も承つておりませんが、地方の平和のためにはこういう問題があれば少し夏になれば閑になるから、先生にお会ひしていろいろ御意見を承わろうと思つておりましたが、未だに承つてはおりません。

○石川清一君 原田さんにお尋ねしますが、偏向教育の事例があつたなかつたという点について、単に教育長ばかりでなしに、あつたなかつたという、さういつたことをしたくないという校長先生或いは教師との論争が、この間

題が起つてから町のうわさに上つたこととがありますかありませんか。

○証人(原田式雄君) それは偏向教育が……

○石川清一君 もう一遍。こういう事例があつたと言うて、校長先生或いはその他の教師にお尋ねしたところが、そういうことはない、或いはなかつたというようだが、町のうわさが耳に入つたことがありますか、ありませんか。

○証人(原田式雄君) こういうことがなかつたということを校長先生が言われたということがうわさにですか……

○石川清一君 そういうような問題になつたことがあつたの耳に入つたかどうか。

○証人(原田式雄君) どうもはつきりわからんのですが、そういうことがなかつた……

○石川清一君 こういうことです。問題は偏向教育の事例があつたなかつたというところは水掛論になりやすいので、ほかの人は、父兄が子供を通じてそういうことはしたと、こういうことを聞いたと、ところが校長先生や教師のほうはそういうことはない、こういうようないことが町民父兄の間で起きて、あつたの耳に入つたかどうか、こういうことです。

○証人(原田式雄君) そういうことは耳に入つておりません。

○野本吉吉君 時間がありませんから極めて簡単に伺います。

最初原田さんにお伺いいたしますが、最初の陳述の際に、町村合併が円滑に行かないとか何とかおつしやいましたが、この問題と町村の合併の問題とはどういふのでありますか。

○証人(原田式雄君) これはどうもこういうふうなことが問題になると、田舎ではもうすぐそこは赤いといううなことを言い出すのでございます。

○野本吉吉君 村上さんにお伺いします。これはあなたの町の様子をほじるようで大変失礼ですが、公平にあなたがお考えになつて、安下庄の町政は円滑に運営されていとお思ひですか、どうですか。

○証人(村上義晴君) 円満に行つていると存じます。

○野本吉吉君 それでは安本さんにお伺いいたします。委員会と学校との関係は従来どんな状態だつたでしょうか。

○証人(安本薫君) まあ、私もが思うような状態にはなつておらないように思つております。

○野本吉吉君 そこで一つ安本さんにお伺いいたしますが、どうも私が先ほど来耳を傾けて皆さんのお話を伺つておりますと、教育の問題、教員の問題が町政の上における争いの渦中にまき込まれてゐるのではないかという印象が強く出ているのです。如何なものでしょうか。

○証人(安本薫君) 私はそのように思つておりません。

○田中啓一君 先ず村上さんにお尋ねしたいのでありますが、実は本件はこの野口さんのほられたピラというものが信性のあるものであろうか、どうであらうか、これが実は事案なんでありまして、そこで、いろいろ方面からこれらの信憑性を打消し或いは立証しよう

と、こういうことになるのであります。そこで私は今山本さんからは野口さんという人は何だか少し正常を欠く人で、或いは大分欠く人で、ピラは狂人のような人だという意味のようには伺いました。又、同じくPTAの学級委員の木村さん、又部落委員の河合さん、こういう方が先般文部委員会へ出て見えてきて陳情をなさいました。野口さんというのは気がいだ、かようなことが確かに耳に残つております。だからそんなもの言うことは当てにならないものか、文部省はともでもないものを発表してえらい迷惑をしている、こういうまあ大体今日山本さんと似たような話を聞いて帰りました。そこで私は、ちよつとおかしいと思うから聞き質をうたつたところ、同僚諸君がまあやめておけというところでありましたから、やめてそのときは何も言わなかつたのでありますが、そこでこれはも村上さんは突に町内に聞かされたのでいらつしやるように存じます。でありますから、一つ先ほど何かこう野口さんが文部委員長にかかおつしやいました、ちよつとはつきり覚えておりますが、どこか手紙をお持ちになつておるような、手紙の写しか何かお持ちになつておるようなことを伺いました、一つあなたの見られるところ並びにその証明になりますならば、野口さんのひととなりもどうぞ併せて御意見を願ひたい、要点だけでもお説上げ願ひたいと思ひます。

○証人(村上義晴君) 田中先生にお答えをする前にお尋ねをいたします。只今、野口君が気がいなりということ、河合部落委員や木村委員が言われたということがありました。が事実でありますか。

○田中啓一君 私の耳にはさうに殘つております。(「そんな表現はしてはいない」「気がいだなどという表現はない」と呼ぶ者あり)

○証人(村上義晴君) 申し上げます。これは後日必ず問題になります。こういうことがあります。先般これは衆議院の調査団がこの参議院の調査団が存じませんが、前田榮之助先生が調査に来られて、そしてこの委員会が発言をせられた事柄が、三月十二日の文部委員会において前田榮之助先生が発言せられたことが、三月十九日附五百十二号の「時事通信」の十四ページの内外教育版に載つておつたのであります。それをさる知人が野口君の宅に持つて行つて見せた。野口君は非常に憤慨して見ました。それで、自分は健康であれば、これはいづゆる自分の名誉を毀損されたのであるから、必ず何とか対策を講じなければならぬのだが、何分にも自分は病弱でどうもならぬが、君は行かれたら、これは何かの参考になるかも知れぬから、特に発言を求めても読み上げてくれ、こう言ひまして、前田榮之助先生宛に野口君が自筆で私の目の前でこれを書いて、私が見舞に行つたときにこれを書いて、前田榮之助先生に書留か何かで抗議文を送したわけですね。野口君は筆の立つ人で、原稿も何もなしにこれだけの達筆でこれだけの筋の通つたこと書ける人なんです。これはそれだからピラは狂だとか何とかいうことは決してありません。問題がありましたときに、先年、年は覚えてませんが、先年この安下庄の土木工事に關しまして町の認可と言ひますか、設計と言ひますか、それが百十五万の工事が末端の請負師がや

りましたときは三十五万で受けてその土砂が崩れた事実がある。そのときに町民大会を開いていろいろ世論を喚起したかどうかにもならなくて町民大会を開いたとき野口君が一、二回ピラをはつたことがあります。それ以外にはピラをはつたことはありません。ピラは狂とは存じません。

それで本論に入りますが、ここに前田榮之助先生宛てに出されたこの野口君の書面の控を讀上げます。

冠省

三月十九日付第五一二号時事通信(内外教育版)の十四頁の記事に三月十二日文部委員会に於て前田榮之助氏は「山口県大島郡安下庄小中学校問題で学校を非難した野口安一という人は無頼の徒に近い人で教育に熱心どころか、過去五年間に学校へ一度しか連絡にきたことがない。野口氏に容共的だといわれた先生は右社の受田代議士の崇拝者で容共的でも何んでもなく、左派社会党的ですらもなかつた」と報告したとある。

新聞等の記事が必ずしも正確とは断じ難きも、事権威ある国会に於ける議員の發言記事ともなれば、一応正確なものとするは常識であらう、前記々事の如く貴下が国会に於て發言されたとすれば、何を根拠としてなされたか御たずねいたしたい。尚記事により小生が觀察するところでは、現地調査の爲め來京された貴下は本町の問題を数千里隔てた岩國あたりで聴き、他人の口車に乗せられ、まふと是れを信じ、其の結果一面識もなき他人(小生)の名誉、信用を傷けるが如き發言を国会に於てなすは貴下の輕率を嘲笑するよ

りむしる国会議員としての貴下の人格を疑うものである。

此に一言述べ度きは、小生が本町の教育問題について取り上げた揭示の字句や是れを揭示するまでの経路について、詳細貴下御存じないであらう。

先生（取分け安本小学校校長）を容共的だと非難したのは、本町多数町民であり（特に有識者が多い）是れを放置するは教育上よろしからずと察し、小生は九月始め安本小学校校長に注意し、何等かの方法で善処する様、要望した事もある、其の後父兄の立場にある小生より見れば、教育者として好ましからざる点あるにより、彼等の反省をうながす可く本町広報町民の欄へ投稿したが、広報委員には小中学校教員数名が居る為私情により記事の編集を左右にし、紙面には余白がないとの理由で掲載しなかつたので、やむなく問題の揭示をした処、当時本町に於けるこの反響はどうであつたか、町民多数のよく知るところである、学校側では是れに對し無言の行をとつてゐたが、半歳後の三月始め校長の転任問題や文部委員来県等により始めて色をかへてPTA委員幹部への工作を猛烈に始めたり、病床の小生を訪れ揭示は單なる噂を聞いて出したので格別のものではないと小生に云ふて貰へば都合がよい等と哀願する様はむしろ滑稽であつた、右社の受田代議士の崇拜者で左派社会党的ですらもなかつたと指摘された相手は昨年の総選挙には左派某候補の運動に血眼であつたとは当地に於ける受田支持者の談であるから付け加へて申し置く。最後に無頼の徒に近い人と指摘された小生の自己紹介をする事とす

土木技術者であり在鮮三十余年土木請負を業とし終戦当時は、北鮮江界の水力発電建設工事に當り其の為めソ連占領下金日成政治下で十一カ月間を過し共産主義の如何なるものかを体験し、肝にめいじてリユウクサク一つで引揚げ、帰郷後は健康勝れざるにより本業を断念し僅かばかりの所有農地を唯一の資産とし、農を営みかたわら本町の駐在員として町行政の末端事務を担当し、尚毎年通産省農林省等関係の各種統計事務に調査員を其の都度命ぜられ、且又公職選挙の場合は公正を認められ選挙立会人として選出せられる事十数回に及ぶ

小生は二月二日以来医薬に親しみ、貴下一行が調査のため来県されし三月初めには重体であり、当時本件についての日々新聞記事は親友が（親友とは私のこととす）枕辺にて讀むを聴き入つて居たが、最近小康を保つ程度となつたので病床にて思ひのまゝ、乱筆を走らす事としたが、是れに就て貴下は紳士として如何御考へあるや

三月二十九日 野口安一
前田榮之助殿
そうしまして、これは三月三十一日附で自由党文部委員殿、野口安一として、こういう書面が出てあります

○田中啓一君 そこで今この手紙の中にもございまして、先ほど村上さんの御託言の中にもございまして、野口さんのところへ行かれたのはここにおいで山本さんと誰か先生一人、こういうことでございまして。先生の名前も

お伺いしたいし、又この手紙の通りでございまして、山本さんからお伺いをいたしたいと思ひます。

○証人（山本保夫君） 私も一個のつまらん人格を持つておりました、決して嘘は申しません。先生は豊田先生と申しまして、私と二人で行きました。決してこれを取消してくれという様なことを私は言つておりません。

○田中啓一君 どういうことを言われましたか。

○証人（山本保夫君） あなたはこの中に、この原文にありますように、こんな話をよく耳にするが、ということでありますかというところをお尋ねしたのであります。

○田中啓一君 ただそれだけですか。

○証人（山本保夫君） そうであります。

○田中啓一君 それだけのことでお尋ねに上られた。

○証人（山本保夫君） そうです。それは非常に大事なことと思ひます、この箇所は。

○田中啓一君 ちょっと私には不思議であります、耳にすることがあります。すかというところをお尋ねに行かれたわけですか。

○証人（山本保夫君） 要するにこんなことを耳にするがということでありまして、この文章は具体的なものが上つていない。でありますから、私はここが大事だと思つて聞きに参つたのであります。

○相馬助治君 議事進行に名を借りたような発言になりますけれども、ここは極めて重大な一言村上さんに念を押して委員長を取扱を適當に今後もされて頂きたいと思つて申上げたい

と思つて申しますが、と申しますのは、我が党所属の前田榮之助君に對する野口君の個人の信書がここで朗讀されたのであります、村上さんも御了解頂けると思つてありますが、私どもは他院の議員の当然その非を責めるといふようなことは、その抗弁をし得ないやうな立場において一方的にすること、議員間においては從前慎んでおります。そこでこの委員会においても、只今の手紙が讀上げられたことは二つの実は問題があると思つております。個人間の親書であるという問題と、前田君は、これに對して何とも弁解し得ない立場において、一方的に讀み上げられたというところでございまして、私は村上さんが非常に急いであつて来たといふのであつて、きやうな手紙を持参していただかしたは思ひなかつたのであります、とにかく讀まれたことの正否を私はここで批判いたしません。ただこれに關しましては前田君にしてもそれ／＼意見があり陳弁したいと思つてゐるかも知れませんが、且つ又、その讀上げられたものは、個人の間の信書でございます、その信書が信憑性に関しましては、我が党といふことはあとで論ずることあるといふことを申し上げます。そうして、この取扱に關しましては、委員間においてもこれだけのことを前提として、而もこれが速記に載せられたことを了承しているといふことを念を押して申上げておきたいと思ひます。

○証人（村上義晴君） 野口君の、（答弁要りません）と呼ぶ者あり、特に御出発の際に、ひよろ／＼私の家に来たことをことずけるので、これに參考になるところがあれば持つて行つてく

れといふことで持つて来たのであります。○田中啓一君 私は重大であるという点は、この手紙の中の文言、それから又村上さんは直接今山本及びいま一人の先生が野口氏の宅を訪れてのお話の趣きを直接、よく聞いて下さい、村上さん。直接野口氏から、この「病床の小生を訪れ揭示は單なる噂を聞いて出したので格別のものではないと小生に云ふて貰へば都合がよい」、こういうことを野口氏は村上さんに直接又言葉でお話をしたと、こういうことに伺ひましたが、從つてこの点と今の山本さんの証言とは重大なる喰違ひがありますから、もう一度しかときやうな意味ではなくて、ただあなたに單なるうざだけで、ああいう揭示を讀いたのですかと、こゝういふ点を聞きに行かれただけである、しかときやうでありますか。もう一遍こゝではつきりと、あなたが何と野口氏におつしやつたか、御証言頂きたいと存じます。

○証人（村上義晴君） 私ですか。

○田中啓一君 いや山本さんです。

○証人（山本保夫君） お答えいたします。私はたび／＼申上げますように、どこまでも裏付のあるといふことを私は尊ぶ、そうでなくちやならんと思ふ。從つてこれではしつかりとした裏付がないのであります、裏付があるかどうかといふことも実は尋ねに行つたのであります。

○田中啓一君 原田さんにお尋ねいたしますが、転任の決定を委員会ではなされたが、それを後になつて町長、町会議員の中裁で一応とりやめにした、こゝう原田さんはおつしやいました。それに対して校長さん並びに山本さんから

は、正常なる教育をしておらんからという理由で、転任の決定をなした旨内示があつたけれども、転任がとりやめになつたからその理由を取消されたものだ、従つて正常なる教育はなかつたことになる。こういう御証言であります、原田さんのお話聞きますと、

転任先を採りに廻つたけれども、どうにも教育長の力では転任先が見付からない。転任先が見付からないから転任を命ずるわけには沙汰止みにするほかはない。こういうように伺いました。が、転任先が見付からなかつた事実がございませうか。又その理由はどうかと伺いますか。なぜ受付けてくれないか。今こうしてお話伺つておられますと、なか／＼立派な、頭のいいかたのように私は伺ひをするのでありますから、その点だけからみれば私はどこでも喜んで引受けなきゃならんやうなおかたのように見えるにもかかわらず、受取つてくれる先がなかつたのは、どういふ一休わけでありましたか。この点と二つ合せて御証言をお伺ひいたします。

○証人(原田式雄君) 今申されたのであります、あちらこちらを転任先を探して歩いたのでございますが、県下では相当安本校長の名はあちらこちらで飛んでいるのであります。そういうわけではな／＼地教委でも受入手はない。高等学校のほうにもいろいろあちこちお願いしたのでありますが、これももううまく行かなかつたのであります。それともう一つ……

○証人(安本篤君) 教材として使つておるかどうかというところは先ほど随分論議になりましたし、併しその内容が偏向でないとお考えでございませうか。

○証人(安本篤君) そう思います。

○証人(安本篤君) 先ほど編纂した山口県の教組のかたもこれは非常に適当でない部分があると言われておりました。が、そういうものを教育長からそれは適当に処分せよと言われてもあなたはそれに對して、命令に、その教育長の指示に従わないだけの権限があるとお考えでございませうか。

○証人(安本篤君) 適当に処分せよと言われることは、私といたしましては教材として使つておりませんので別に処分ということについては考えておりません。

○証人(安本篤君) 教材として使わないというのはいふまでもないことですが、教材として使わないという意味は先ほど随分論議された点であつて、あなた自身が教材として使つていないとだけ判明するのに対して、誤りなることをみずから主張して反抗するといふ権限があるとお考えですか。

○証人(安本篤君) 教育長に反抗しておるとは思いません。

○証人(安本篤君) ただ一言教育長にお伺ひしたいと思ひます。教育長として今校長が教育長から指

示されたのに従わなくても差支えないとお考えになりますか。

○証人(原田式雄君) 差支えないことではないと思ひます。(時間、時間だ「もう時間がないぞ」「まだ三分ある」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)

○委員長(川村松助君) 高田君に発言を許しました。

○高田なほ子君 私が許可を受けております。(時間ないぞ「三分間あるのですよ」「三分間あるのならばこつちも」「あなたのはうはないよ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)

○委員長(川村松助君) 高田君、発言発言。(時間あるかないか聞いてみる「ある、ある」と呼ぶ者あり)

○高田なほ子君 山本さんに。委員長に今御了承を得ましたから、これで一分くらい過ぎちゃつたから、こんなものは入れないで下さい、貴重ですから。山本さんに再確認をいたしますから明確にお答え下さい。本問題について偏向教育のやうなものはないのだと、安下庄町長、教育委員、安下庄小学校育友会、安下庄中学校育友会から、揭示公表された野口安一氏の、いわゆる偏向教育に対する事実はないと証明書が出ておりますが、これは事実でございませうか。

○証人(山本保夫君) お答えいたします。確かに間違ひありません。

○高田なほ子君 大多数の御意見であるといふことをお認めになりますか。

○証人(山本保夫君) お言葉の通りであります。

○高田なほ子君 教育長にお尋ねをいたします。どうぞお答え下さいまし。

○証人(原田式雄君) 私はさうでは

ないと思ひます。實際の状況から見ますればさうでないと思ひます。

○高田なほ子君 町長、教育委員、安下庄小学校、中学校両校の育友、育成会これらのものが大多数の意見でないといふことは、まさにあなたの偏見を現わすものと考えますが、(さうだ、独断だよ」と呼ぶ者あり)私はあなたのお答えをもう一度お願いをいたしま

す。

○証人(原田式雄君) 大多数の意見でないと思ひますが、それで御不審なら安下庄へ一ついらして御覧になればよくわかると思ひます。(文部委員会、行こうじやないか」と呼ぶ者あり)

○高田なほ子君 校長さんにお尋ねをいたします。校長さんはおうわさに聞けば若くより検定を受けられ、教育者となるために苦しい道を歩まれ、若くして校長の椅子に坐られ、県下においても極めて優秀な先生であると承わつております。人格温厚篤実、このやうな校長先生、本日あなたの御人格に接し、お言葉に接し、この優秀な校長さんが権力のお好みによつて県下にやるところもないといふことを言われております。私は全く教育を守る立場から涙なきを得ないのでございませう。先生は私が町長、教育委員、安下庄中学校、小学校育友、育成会のこの証明するところの偏向教育のないという事例を守つて、この後もさう／＼平和憲法を守つてお行きになる御決心をお持ちでございませうか、重ねてお尋ねをいたします。

○証人(安本篤君) 誠につまらない者でありますけれどもさうした決意を持つております。

○高田なほ子君 最後に教育長にお尋ねをいたします。教育は権力の下に支配されてはならないのであります。ただ単に君が代を歌わなかつた、やれ日記の処理がまずかつた、一万円以上の買物をするときに言つて来なかつた、そういうやうなことを偏向教育ありとしてこのやうな優秀な先生を県下どこにもやる所がないといふやうなことをおつしやるというところは、全く私は教育者に対する侮辱だと考えるのであります。(さうだ」と呼ぶ者あり)私はこのやうな侮辱は許されないと考えます。権力の下に断じて教育は置いてならない。教員の身分といふものについて如何お考えになりますか。

○証人(原田式雄君) 私は教育は地域社会の信頼と支持がなければ教育の効果は上らんとお考えです。(その通り「その通り」と呼ぶ者あり)

○高田なほ子君 地域社会の信頼のあることはすでに証明されておるのであります。その証明を無視されてあなたがおやういふふうにおつしやるということとはどうも納得が参りません。どうも謙虚にあなたは御自分も反省なさるべきだ、御自分の反省なくして町の地域社会のこの大事な教を守つていくといふことはできないと思ひます。あなたに御反省があるかどうか、この点を伺つて私の質問を終ります。

○証人(原田式雄君) 私は虚心坦懐に我々の教育行政に當つております。(さうは受取れない」と呼ぶ者あり)

○委員長(川村松助君) お諮りいたします。……

田さんのお口振りからは世論調査の結果について全部か一部かは存じませんが、お持ちになつてゐるようなお口振りでございしますので、どうかそれをこの委員会へ資料としてお出し願ひたいと思ひます。(自分たちに都合のよいことだけの世論調査なんか要らんよ)「賛成」と呼ぶ者あり。

○委員長(川村松助君) お諮りいたします。只今書面を以て相馬委員から川村委員長宛次の要望があります。

村上証人持参の野口氏より前田氏に当てた書信の写しを当委員会に本日提出するよう委員長において取扱われたし。(異議なし)と呼ぶ者あり。

○委員長(川村松助君) 只今相馬君からの要望をお諮りしましたに御異議がないようでありますから、さよう取計らひいたします。

○田中啓一君 私の動議も御採決願ひます。(賛成)と呼ぶ者あり。

○委員長(川村松助君) 田中君のは村上……。

○田中啓一君 原田証人から、世論調査の結果をお持ちのようでありますから、それを……。

○委員長(川村松助君) 皆さんお聞きのように、田中君からの御要求に應えてよろしくございしますか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

○高田なほ子君 異議はありませんけれども注文があります。つまり結果だけでなく如何なる方法で調査したかということが世論調査の最も大事な点でありますからその方法も願ひいたします。(結構「大いに結構」と呼ぶ者あり)。

○荒木正三郎君 それは委員長のほうで保管してもらいたい。

昭和二十九年四月十五日印刷

昭和二十九年四月十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

○相馬助治君 私が動議を出したところが、満場一致承認されました。ありがとうございます。文書を以て要求するというようなことは如何かと思つて、私は個人的に、我が党に關することなので村上証人にその手紙をお貸し願ひたい旨をお願いしたので、都合によつて拒否されたので、証人持参のものを出すことをお願いしたのであります。私は別途前田君の手紙と照合いたしました。これが間違つておつたり或いは附加えられてあつたりした場合には当委員会においても適当な処置あるものの確認の下にこの証人持参の手紙の提出を要求し、これが容れられたのでございしますから、しかと委員長においてお預かりを願ひたいと思ひます。(異議なし)と呼ぶ者あり。

○委員長(川村松助君) 承知いたしました。

○証人(村上義晴君) その点について発言いたします。私が出るときに野口君が申しますのには、これは前田先生に出したのと言ひ間違ひないのであるが、控へがないのであるから先で問題になつたときに困るから、君はこれを紛失しないように必ず持つて帰つてくれということを言われたのであります。それを今あなたがたにこれを押収されては困るのであります。

○委員長(川村松助君) 何も騒ぐことはないのです。(委員長を信頼したらしい)と呼ぶ者あり。相馬君の要望は書信の写しです。写しですから頂きます。(速記録に出てるよ)「筆蹟が大それたこと」と呼ぶ者あり。

○証人(村上義晴君) これは野口さんの自筆の写しです。

○委員長(川村松助君) 当委員会としては一応お預りいたします。

○証人(村上義晴君) それでは一つどうぞ……。

○委員長(川村松助君) 紛失しないようにしつかり番号を付けてお預かりいたします。あなたのほうでも何枚かよくお調べになつてメモを取つておいて下さい。

○証人(村上義晴君) その点固く申されましたから……。

○委員長(川村松助君) それではお預りいたします。ほかに御発言ございせんか。

○委員長(川村松助君) 別に御発言がなければ本日はこれを以て散会いたします。

午後九時四十一分散会